

懷抱する所の主義持論は、朝野新聞に従事したる時に於て、既に之を世間に表白し、天下公衆の熟知する所なり。天下の志士仁人吾徒と感を同ふするものは、我が國家の爲に、誠意正心、以て擁護の任を盡せ。古人謂はずや、十室の邑必ず忠信あり、況や堂とたる我が帝國四千萬の人民をや。嗟豈其人なからんや、嗟豈其人なからんや。

社末 犬養 毅識

同時に、都下の有力なる諸新聞には、犬養毅、尾崎行雄、吉田熹六、町田忠治等執筆として、次の如き廣告が掲載された。

執筆者等が平素抱持せる政治上、經濟上、社會上の意見は、去る十一月廿八日以前の朝野新聞紙上に於て之を表白し夙に江湖識者の知悉する所なれば、今ま復た贅せず、只た左の數項を掲げ吾輩の本領を示し、天下に宣言して其渝らざるを誓ふ。

今や立憲政治の創始に際し、在朝在野の兩黨相對するに當り、陽に陰に政府黨の意を迎へて、自ら其機關たるもの、一二にして止まらざるも、正義議論、純ら民間黨を代表して、全力を責任内閣の確立に傾盡するもの、特に其寥たるを覺ゆ。民報の政治上に抱負する所、實に此大缺を補はんとするに在り。

名を不偏不黨に藉りて、其實、或は權門の祕密機關たり、或は小人私黨の利慾を謀るが如き、羊頭狗肉の新聞甚だ多し。民報の城郭誓つて是等腐敗の氣を容れず、寧ろ餓死するも不義の奴とならざるを公言す。

政治上の改良は、社會上の改良と相須て、始めて其效を奏す。風教廢頹して德行修らず、勢利の趨るべきを知りて政治上名節の重んずべきを知らざれば、何を以てか能く國利民福の増進を望まん。此故に民報は正理公道に

依りて、自ら社會改良の率先者たるを期す。彼の曲學阿世、時好を趁ふて伶俐の筆を舞すは、吾輩の最短所なり。直言直筆、忌まざる憚らず、正を唱へ邪を排するの鯁骨に至ては、吾輩の特色にして民報の本領此に在り。

政治上、社會上内外百般の事に關する正確迅速の報道は、舊朝野新聞雜報子特獨の技倆なり。今や舊社員を擧げて民報社に入り、更に數名の新記者を加ふ。庶幾くは以て耳目たるの責を全ふするを得ん。民報の抱負する所略ぼ此の如し。吾輩と志を同ふする憂國の義士、幸に一讀して其言の誤なきを知れ。

## 二、『民報』時代の木堂

叙上の如く『民報』は、軒昂たる意氣を以て發行された。朝野新聞時代から木堂の下に在りて記者たりし鶴岡伊作は、當時を回顧して左の如く語つてゐる。

### 木堂先生の硬論

「民報」發刊の前後に於て、最も議會の問題となつたものは、衆議院に於ける豫算委員の査定案に對する可否の議論であつた。此時木堂先生と同じ岡山縣選出の代議士西毅一が政府黨の代辯者となり、一月十三日の議場に於て、査定案廢棄の緊急動議を提出し、木堂先生は翌十四日の議場で、反對演説をせられた。之が議會に於ける木堂先生最初の演説であつたらう、そして西の動議は遂に否決となつた。西が緊急動議の冒頭に、八百萬の神々、神集ひつどひ給ひ神謀りにはかり給ひと、何やら譯の分らぬことを述べて、議長の注意を受けたことは、有名な話であるが、木堂先生

は深く西が政府黨の傀儡となつて居るのを惜み「民報」紙上に於て「山野朴實の人、安んぞ都門策士の計を知らんや」と慨嘆せられた。

木堂先生は又、政府の歳出が兎角放漫に流れ、其間往々非道の行はれるのを遺憾とし、豫算案の外、前年度の現計等にも深く注意を拂はれ、農商務省が、四萬圓にて拂下げたる米國公使館敷地を、外務省が八萬圓にて買上げたる件、未だ成立せざる日本製茶會社に對し、農商務省が二十萬圓の補助を附與したる件、郵便物無賃輸送其他を條件として、多額の助成金を受け居る大阪商船會社に對し、逓信省が航送料として更に二萬圓を下附したる件等に關し、議會中痛烈なる質問を試みられたことは、先生に取りて實に逸すべからざる事實である。

豫算査定案に就ては、其後政府黨たる軟派の議員より、種々なる緊急動議が提出せられたけれども、何時も失敗に歸し、硬派は向ふ所恰も敵なきの有様であつたが、最後の二月二十日に至り、片岡健吉、植木枝盛、林有造、竹内綱等、所謂土佐議員の反覆の爲めに、土佐際に於て一敗地に塗れたことは、餘りにも有名な事實で、茲に述ぶる迄もない。木堂先生等硬派議員の痛恨は實に頂點に達し、之が爲めに「民報」紙上に於ける土佐派の攻撃は何日迄も繼續せられ、終に先生の毆打事件を生ずるに至つた。

#### 木堂先生の受難

土佐派に對する「民報」の攻撃は、實に痛烈にして、果ては維新以來に於ける土佐人反覆の事實を擧げ、板垣伯の如き谷子の如きは土佐人としては破格の人物なりと喝破するに至つた。偶々三月十六日木堂先生は芝烏森を人力車にて通行の際、圖らずも高知縣選出代議士片岡健吉方の書生今幡長次郎なるものに毆打せられ、之が爲めに負傷され

た。其時郵便報知新聞に出た木堂先生負傷の記事は左の通りである。

#### 高知縣人犬養毅氏を撃傷す

昨日(三月十六日)午前十一時頃、犬養毅氏が人力車に乗りて、芝烏森町なる湖月樓の角を土橋の方へ廻りかかる際、突然車の棍棒を押ゆる者あり、車夫車を停めんとせし時、早くも其者は棒を以て、犬養氏の頭部を續けさまに二つ打つ。犬養氏これを叱して車を停めしむるや、其者直ちに棒を棄て、逃げ走りたるを、車夫之を逐ひかくること二三十間にして、イキなり首筋を取て押へたるに、渠又た履きたる駒下駄もて車夫に打てかゝるを、スカさず組んで暫し揉み合てるうち、一人の應援を得て難なく組伏せ、警察に引渡したり。犬養氏は始め車を下るや、流血顔に滴るにより、其傍なる車屋に入り手當をなし、それより八官町の民報社に至るに、警官來りて始末を尋ぬるにぞ、氏出で、應接し、詳細に辨明せり。其内警察醫も來りて傷所を診斷し、左の顛頂結節の稍々後部に於て挫創あり、長さ三センチメートル深さ一センチメートルとの檢案書を作りたり。暴漢は高知縣士族無職業今幡長次郎(二十一年)と云ふ者にて、當時は片岡健吉氏方に居る食客なりとか。

木堂先生は、傷所に繃帯を施された儘、一旦民報社に立寄られ、社員は一時この意外の出來事に喫驚したが、先生の案外元氣なのを見て一ト先づ安心した。先生が歸られると間もなく、同日午後一時頃又々高知縣の壯士佐竹某等三名が民報社に來つて、編輯員に面會を求めたので、中村弼、小林千太郎の兩君が出で、面會すると、民報社が高知縣人を侮蔑したのは不届だと云ふので、何やら聲高に罵つて居た。其間尾崎氏は例の羽織袴で葉巻を手にしながら時々應接室に現はれる、すると不思議に壯士たちの聲が低くなるが、尾崎氏が去ると又元の聲高になると云ふ有様で、數分間双方睨み合つて居る内、壯士の二人が突然立ちあがつて中村、小林の兩君に打つてかゝつた。當時民報社には、力士上りの屈強な小使が居て、先刻來應接室の入口でそれとなく警戒して居たが、壯士の打つてかゝるを切掛けに、

両手で二人を鷲掴みにし、二三度小突き廻すと、壯士も何をといふ調子で、双方互に揉合ふて居る内に警官が来て、難なく之を引渡した。この外民報社の近所に稻荷様か何かの小さな社があつた所に、まだ五六名の壯士が控へて居たが、之は警官の姿を見ると共に何處へか逃げ去つた。この民報社壯士侵入の事は、餘り新聞に出なかつたが、私はその場所に居合したから、今でも能く之を記憶して居る。併し民報社の連中は斯かる出来事に格別怯えた風もなく、翌日の新聞には、壯士の卑怯なる行動を痛撃し、而かも其末文には威勢よく「若し強ひて暴力に訴へんとならば、それも辭せし、來つて汝が鐵拳を揮へ」と論じてあつた。之は吉田熹六氏が筆を執つたものである。

### 三、五ヶ月目に廢刊

前記の如く、『民報』には、木堂を初めとして尾崎行雄、吉田熹六、町田忠治、鶴岡伊作等前に朝野新聞社に居つた社員が擧つて入社し、洩れたのは久松義典位のものであつた。後年の『木堂犬養毅』の著者片山景雄(號風雲)も此時入社し、純民黨の機關新聞として、上は社説から下は雜報に至る迄、全力を藩閥政府の攻撃に注いだ爲め、當局の忌諱に觸れて屢々發行停止の厄に遭ひ、五月五日都下の各新聞に掲載された『民報』は紙面改良の準備の爲め、今日より臨時休刊すとなり(用達會社)といふ一片の通信記事と共に自然廢刊となつてしまつた。創刊以來僅に五ヶ月目である。

『民報』廢刊の際、吉田熹六は、社員一同を麴町區一番町の自邸に集め、木堂、尾崎等列席の上、廢刊の

顛末を告げ「有爲なる多數の諸君を一時に浪人とするのは實に情に於て忍びない、自分等も出来る丈の努力はするつもりであるが、諸君に於ても宜しく御事情を諒とせられ度い」と、眞情を吐露され、終つて近處の更級支店から蕎麥を取寄せ、心ばかりの別杯を酌んで散會した。(註、吉田は同年仙臺から衆議院議員補缺選舉に立候補した同志首藤陸三の應援に赴いた際、腎臓病に氣管支炎を併發し、十一月三十日遂に同地に於て客死した。)

其後、木堂は、尾崎と共に、報知社の客員となり、同紙上に健筆を揮はれたけれども、記者としての現役は、大體『民報』を以て一段落を告げたと見るべきであらう。明治八年初めて郵便報知に投稿した時代から起算すれば十七年、正式に報知社社員となつてから十一年、これが木堂の記者時代であつた。

### 四、「新聞潰しの名人」

『朝吹英二君傳』の著者は、木堂の新聞經歷を左の如く記してゐる。その記事中、木堂自ら「新聞潰しの名人」と言つてゐるから、之は蓋し適評であらう。

福澤、大隈の親交が本で、侯(註 大隈重信を指す)の配下に三田系が多く馳せ加はつたが、其三田系には筆の雄、舌の豪と猛者揃であつたから、侯の政治運動がおひくゝ進んで來るに隨ひ、新聞の利器に目を着けたものである。丁

度矢野文雄、藤田茂吉、箕浦勝人氏等の外に、犬養氏も、客員として報知新聞に關係してをつたが、其後犬養毅、尾崎行雄、吉田熹六氏等が、前後朝野新聞に入社したのを幸ひ、兩々相呼應して盛んに英國流の政論を鼓吹したが、何分にも當時の文化程度で新聞の經營は容易でない、殊に政府反對は一般に氣受けこそ善けれ、經濟的には收支償はず、一度發行停止を喰ふと一千圓は飛んで行く、それが時には一週間に二回もやられるのだから堪まらぬ。此新聞方面の兵站部を受持つてをつた英二君(註、朝吹氏)は、無理算段をして調達に骨を折るが焼石に水で、編輯の氣焰萬丈に引換へ、營業部と來ては比較にならぬ寂びれ方である。英二君の奔走で、島田三郎氏夫人の里方である横濱の西村喜三郎氏から借る、平沼專藏氏にも頼む。利息は毎月英二君が自腹を切つて悪戦を續けたが、トウ／＼續かなくなり、大隈邸で、御前會議を開いた結果、矢野氏は報知を退くことになり、一方犬養、尾崎、吉田氏の立籠つて居つた朝野新聞は、財政上の不如意から賣却されて、三氏は一時民報を刊行したもの、これ又落城の悲運に陥り、遂に無給料で報知に筆を執ることになり、經營は矢張り英二君と左納氏が肝煎りでやる。少しは持直したが相變らず損が立つ。結局報知を潰して仕舞へとの過激論も出たが、英二君の潰すのは惜しいと云ふ繼續論が成立する。同時に犬養、尾崎氏等硬派記者が退き、三木善八氏の小新聞で行かうと云ふ案を採用し、誰か一人は残れとあつて其選に當つたのが箕浦氏である。是でも到底長持ちはしまいとの豫想が外づれて、爾來報知はメキ／＼と盛んになり、遂に持分を折半して大隈家に半數、他の半數を箕浦、町田、三木氏等の分とした。今日は帝都一流の大新聞として押しも押されぬ報知新聞が、幾たびか危急存亡の岐路に彷徨した歴史を顧みると、有爲轉變の感無量である。定めて地下の大隈侯や英二君も、會心の笑を洩らされるであらうが、夫れよりも一層面白いのは、是等の事情を且つ語り、且つ興する犬

養氏の懷舊談である。

「尾崎と吾輩が關係した新聞は、必ず潰れたもので、兩人は實に新聞潰しの名人であつた。朝野を潰す、民報を潰す、報知も亦潰れるばかりにして人手に渡すと、それが潰れる所か、却て大に繁盛するんだから妙なものだよ。」

## 五、その頃の新聞及び新聞人

木堂の新聞記者時代に關する回顧談は、第六章に收めたが、それは主として、報知社時代に關するものであつた。木堂には今一つ更に廣範圍に亙つた回顧談がある。多少の重複した點もあるが、左に原文のまゝを掲げる。(大正六年八月發行『大學評論』所載)

吾輩の新聞及び新聞記者觀を話せ、と云ふのか。よろしい話してやらう。併し纏つた話はできないから、順序なんか構はないで兎に角話しよう。それに暑つい時分だから、硬苦しい議論はやめて、重に吾輩などの新聞記者時代の面白い話をして、序でに今の新聞記者の批評をすらしよう。まあ聞き給へ、今頃の若かい者には珍らしい話が澤山あるから……。

### 吾輩の記者になつた頃の新聞

日本の新聞紙の歴史ももう随分舊いものである。吾輩が初めて投書家として新聞に關係し出したのは、明治八年頃で、學資が足りないので當時の大新聞であつた「報知新聞」に論説を書いて、その原稿料を學資に充て、居たもの

である。勿論その時分吾輩は未だ慶應義塾の書生であつた。

その以前のことは餘り詳しく知らないが、何でも日本で新聞紙の始めは例の「藻鹽草」であつたかと思ふ。これは新聞と云へば、まあ新聞であらうが、日本紙で小さく綴じた草紙のやうなもので、今の堂々たる新聞紙に較ぶれば、まるでお話しにならないものであつた。何でもその時分の論説には、幕府の伐兵の檄文や何か載つて居たやうに記憶して居る。

それから段々新聞らしい新聞が出来たが、それでも吾輩などが論説を書き始めた時代の新聞の幼稚なことはマアえらいものであつた。體裁は勿論、文章の體もその内容も今から思ふと情なくなるくらい貧弱なものであつた。

これは新聞ではないが、當時の論説記者先生の論文なるものゝ一端を識ることのできる話だから、序でに話して置かう。明治六年に、明六社から『明六雜誌』と言ふ、今で言へば學術雜誌とでも言ふやうなものが發行されることになつたが、その明六社と言ふのは、中村敬宇、福澤諭吉、箕作秋坪、西周、神田孝平、森有禮、加藤弘之と言つたやうな、當時の一流の學者先生達の組織した會で、その先生達がそれ／＼一篇づゝ書いて、それを纏めて出したのが『明六雜誌』である。

その『明六雜誌』に、或時神田孝平さんが一つの論文を發表したことがある。その論文の趣旨は今でも覺えて居るが、何でも「日本のやうに法律(當時の御條文)が公布せられないで、只役人だけ知つて居て、人民は罰を仰せ付かつたとき、そんなものかと初めて知るやうなことになつて居るのは甚だ不都合である。西洋では皆法律が公布されて人民も豫めそれを心得て居るからこれに違背せぬやうに用心をして居る。日本でも法律を公布しなければいけない」

と言つたやうな論旨で、その中に「法律を大別して二種とす。即ち刑法及び民法なり」と書いて居たものだ。

今から観ると高等小學校の生徒の作文みたやうであるが、これが當時の一流の學者の説で、まだ御條文が公にされてゐない時分のことであるから、皆が新説だと言つて驚嘆したものである。これを以て觀ても當時の記者先生の智見の程度が判る。

#### 新聞記者は當時の不平黨

此の時分の新聞記者は、多く徳川幕府の殘黨で、薩長の勢力に壓倒されて、政治上の實權と利祿を併せて奪はれた謂はゞ浪人連中であつた。だから新聞の論調は何時も明治政府反對で、彼等は薩長に對する餘憤を此の貧弱な新聞紙上に吐いて、纔かに其の意を暢べて居たものである。

福地源一郎は當時一流の記者であつたが、あの人はもと幕府の通譯をして居た人であるから、謂はゞ幕府の殘黨である。尤も太政官大書記官にはなつたが。又「朝野新聞」の成島柳北も幕府に仕へた人だから、これも幕府黨の一入だし、其他の記者も大抵は薩長に對する不平黨の面々であつた。

當時薩長に不平を抱いて居た者は、多く民間で鬱憤を洩らして居たもので、新聞ばかりでなくて、當時の學校も多くは是等の不平黨が經營して居た。大學南校は別であるが、慶應義塾の福澤先生は、奥平の藩士で幕府の通譯をして居た人だし、本所二ツ目に塾を開いて居た尺振八も幕府に仕へた人。湯島の共憤義塾の持主も八戸南部の家から出た人。愛宕下の勸學義塾の林欽次も幕府の人。中村敬宇先生も亦幕府の人であつた。

新聞は今でも薩長と言へば親の讐とでも思つて居るらしいが、その時分は中々今くらの話ではなくて、新聞紙は

薩長反抗の聲で充滿して居たものである。

そこに例の征韓論破裂の結果土肥の人は多く政府から追ひ出されて民間に下つたから、政府は益々薩長で固まり、民間には亦政黨組織の萌芽が現はれて来て、新聞の薩長攻撃は益々激しくなつた。板垣さんなども浪人になつて、兩國の濱町に居つて、時々新聞に論説を書いて居られた。

#### 所謂當時の新智識

當時の新聞記者は多くは、當時の所謂新智識で、福地源一郎や、矢野文雄、栗本鋤雲、末廣重恭、藤田茂吉、末松謙澄、箕浦勝人、島田三郎、などが一流の記者であるが、その中でも福地は一頭地を抜いて居た。

福地は太政官大書記官をやめて「東京日日新聞」を起した人だが、此新聞は明治政府が當時の反政府の諸新聞に對抗する爲めに起した新聞で、今日の官報代用の新聞紙だつたから、御用新聞の元祖である。此新聞の爲めに政府や御用商人の注ぎ込んだ金が、何でも十八萬圓とかで、當時の金としては、たいしたものであつた。従つて資金が豊富でその勢力も亦すばらしいものであつた。

福地と言ふ人は、新聞記者としては柄に筋つた人で、間口の廣ろい、雑駁な頭の人であつた。併し英佛語はやる、漢文も一と通り心得があり、和學の素養もあり、一寸詩も作れば和歌も詠むと言つたやうな男であつた。その上に義太夫本も讀むで居るし、清元常盤津新内何でもござれで、謂はゞ粹者である。それに道樂者であつたから下情にも通じて居た。

福地はまた、幕府の通譯をして居たこともあり、太政官の大書記官もやつて居たので、其時分の政界の事情は、可成

り詳しくあつた。伊藤や井上は友人で、極く親しくして居たから、材料は豊富、文筆はたつ、何と云つても、彼れの文章は當時の新聞界で頭角を抜いて居た。

併し福地も今の記者に較ぶればお話しにならない。當時福地は頻りに、自由貿易を主張して居たが、或論文に「吾輩は固より自由貿易論者なるも、特殊の工業は之れを保護するを否まず」と言つたやうな調子のことを書いて居たくらるものであつた。

或時福地が「東京日日新聞」に盛んに外資輸入論を書いて御用を勤めたことがあるが、其時「報知」の主筆であつた藤田茂吉が、吾輩の所に来て、福地の反對論を書き度いが、何か良い参考書はないかと訊ねるから、吾輩がケリーの經濟書を貸してやると、藤田はそれを一生懸命に讀んで、埃及や印度が減びたのは専ら外資輸入の結果であるなどと論じて、見當違ひではあつたが、それが天晴れ名文で通つたくらる幼稚千萬なものであつた。これが明治九年十年の話である。

今一つ面白い話があるから序でに話さう。

吾輩が明治十三年に「東海經濟新報」と謂ふ雑誌を始めて、盛に保護貿易を主張したことがある。その時分田口卯吉は「東京經濟雜誌」で自由貿易を主張して、よく吾輩と論戦をしたものだ。

或時、貨幣に關する單本位複本位論が兩方の雜誌の論戦の題目になつた。田口は「インターナショナル、セリィス」の中の「貨幣論」一冊しか持たないで、それを虎の巻にして、本位論を主張して中々頑強だ。そこで吾輩も論駁に困つたので、當時農商務省の權大書記官をして居た若山儀一と云ふ人の所に行つて種本を探がして來た。

此の若山と云ふ人は、其頃亞米利加から歸つたばかりで、米國人を妻君にして居て、米國から新刊の雑誌や本を取り寄せて読んで居る中々研究的な人であつたが、間もなく病氣で死んで了つて、妻君は子供を連れて米國に歸つたが、其後の消息は聞かない。

吾輩は此の若山に頼み込んで、色々の本を借りて来て、それを讀んで田口の説を反駁したので、田口もとうとう論戦に敗けて了つて、最後には「經濟新報記者は其の背後に三菱を控へ、萬卷の新著を外國より購ひ入れて居るから、引用が該博だ」などと悪口を言つて論陣を撤して了つたことがある。當時の論説記者の内幕と言へば大抵こんなものであつた。

當時の新智識の書く論説がこんなものであつたから、内容から言へば、論説、雜報、電報、海外通信、何れも整頓完備して來た今の新聞の足下にも寄りつけたものではない。

話は少し長くなるが、もつと面白いことがあるから話さう。まあ悠り聴くがよい。面白いから……

元來矢野やなんか塾に居た頃までは、慶應義塾には卒業と言ふことがなかつた。何でも藤田や箕浦などが卒業する前の級から卒業と言ふ事があつたらしいが、その以前は學生は自分の聽いてゐる講義がすめば、それで自分免許で卒業生になつたものである。それに當時の講義も亦極く不完全なもので、吾輩などの時分にも、經濟の本では何時も「銀行論」の所は抜きにして教つたものである。

其頃日本にはまだ銀行と謂ふものが無い時代で、小野組や、三井組が銀行の代りをして居たものである。それで、其頃の英和辭典には Bank と言ふ字を爲替座と譯して居たものである。こんな時代だから生徒も銀行のことを聞

かうともしないし、先生も亦實はよく知らないから、「銀行篇」だけをはねて了つたやうな譯である。

或時吾輩が先輩たる箕浦を訪ねて行つたことがある。箕浦は吾輩より先きに塾を出て、三田の長屋に居たが、吾輩が行つて、「何かエコノミーの本があつたら貸してくれないか」と云ふと、箕浦はチャンパーの小さい經濟書を出して、「これが一番完備した本だから持つて行つて讀め」と言つて其本を貸してくれたことがある。

又或る時福澤先生のお宅に行つたところが、當時慶應から英國に遊學して居た中上川と小泉の二人から寄越した新刊の本だから讀めと言つて、小さな本を貸して下さつたことがあるが、當時の本と云へばマアそんなもので、一二冊薄つべらな洋書を讀むと、もう一角の學者先生だつたのだから、當時の新智識の程度と言つたら言語同斷なものであつた。

波多野承五郎か誰か、田舎で學校を興して地方の青年を教育して居たことがあるが、莊田平五郎がその學校の教師に招聘されて行つた時に、その學校の次席の教師に、「何でも耶蘇教になれば、自分は百姓はしなくても切支丹の魔法をやると米や麥がひとりで何處からか飛んで來るさうだが、若し世界中の人が残らず耶蘇信者になつて、米や麥を作る人がなくなつた時は、どうして何を食つて生きて行けるだらう」と、質問をされたさうだが、全くあきれ返つた話ぢやあないか。

こんな幼稚な教育を受けて居た連中の書く新聞だから、今見ると色々滑稽なことが書いてあるだらうと思ふ。

#### 新聞社の組織と紙面

前にも云つたやうに、當時の新聞の論説は所謂新智識が執筆し、雜報欄は、種彦や假名垣魯文一派の所謂當時の文

士連が受け持つて書いた。論説記者は薩長に不平を抱く幕府の殘黨であつたが、雜報記者も、多く幕府の御家人上の通人で、宴會に出れば、一寸歌も唄へば踊りの一つも踊ると言ふ種の人間が居た。

その他に今では外勤或は探訪記者と言つて居るが、當時は探訪者と云ふ者が居て、これがまた頗る下等な人間の寄り集りであつた。此の連中は諸官廳の玄關まで御伺ひして、下級官吏の諸々の報告を聞いて來たり、警視廳に行つて泥棒や間男の種子を探がして來たりするのが役目で、今でもそんな事をする記者が居るが、同じ探訪でもその頃は格別下等な人間が多くて、探訪記者が來ると玄關先の傘や下駄がよく無くなつたものだ。まあ紙屑買ひに羽織を着せたやうな連中であつた。

それから其頃の紙面は、今の電報欄に當る所には外國新聞の翻譯を載せてお茶を濁し、論説には時事に關したものを時々書きは書いたが、その時論が又頗る間の抜けたものであつた。

當時の論説記者は、今の研究室に没頭して居る科學者のやうなもので、前に言つたやうな譯で、政府とは睨み合つて居るから一切訪問もしない。よし訪問したにしても打ち解けて話しをしても呉れない。彼等の時事論は多く探訪記者が聞いて來たことを材料にして書いたもので、實は事實を知らないで書く論説だから、殆んど空論に過ぎなかつた。

例を擧げてみると、其頃矢野文雄が「報知新聞」に心理學上の論説を三十日も續けて書いたり、當時の時事問題であつた米商會所の廢止論を一ヶ月も續けたりするやうな、新聞の社説とも雜誌の論文ともつかぬやうなものを書いて居た。

こんな調子で其の悠長なことは全でお話にならないが、その内容も亦前に話したやうにお粗末なものであつた。

#### 潤澤な原稿料と月給

それでも人物の足りない時代だから、矢野が慶應を出て勸學義塾に教へて居た時などは、グランマーさへろくには讀まない男が、一週一時間宛教へて月に八十圓も月給を貰つて居た。また翻譯をすれば二十字詰十行の原稿紙一枚で五兩もとれたりしたのだが、當時の相場で米一石である。福地などは吉原に流連して居て、一日に一枚か二枚づゝ翻譯すると、あとは豪氣に遊んだものである。

吾輩が投書をして居た時分でも、初めは随分余計に原稿料を呉れたものだから、當時有福な學生などで七圓許りの學資であつたが、初めは吾輩も學資は十分なくらゐ貰つて居た。併し初めは一行が二錢五厘であつた原稿料が後で新聞紙の定價を値下げするときに原稿料も一行一錢に値下げしたので、七圓の額に達しなくなつて大に困つたこともある。それでも他の人が翻譯した文章を、原書は讀みもしないで、勝手に文章だけ添削してやつたゞけで、一頁二十五錢も手に入れたくらゐであるから、今から觀ると随分贅澤なものであつた。

こんな新聞でも、吾輩は會計上の事はよく知らないが、何んでも可成り豊かなものであつたらしい。その頃の新聞の賣高は、「朝野」が大關で一時一萬二千部も發行するやうになつたと聞いて驚いたものである。其次は「讀賣」が一萬許り、「報知」などはやつと三四千、いちばん多い時が五千部ぐらゐであつた。

それでも新聞社には金があつたと見えて、吾輩などが學校を出てから「報知」に論説記者をして居た時は、月給百圓を貰つて居た。百圓と言へば當時は大した金で、丁度權少書記官の月給と同じ嵩である。



吾輩はその頃本所番場の汐入のもと旗下の士の隠居屋敷で、屋敷が二千坪からあつて泉水のある立派な家を月十圓で借りて、自用车を置き、澤山の下女下男を使つて、大威張りでかなり贅澤に暮らして行けたものであるが、部数は五千しか出ない、それに今のやうに廣告料が澤山は入る譯ではなし、どうしてあんな新聞社に金があつたか吾輩は今でも判らない。

外國の論文を翻譯したり、一知半解の經濟論を書いて居て、それで百圓の月給が立派に貰へたのであるから、書生上りの吾輩には勿體ないくらいであつた。併し百圓貰つて居る者は吾輩ばかりでなくて、他に五六人そんな連中が居た筈である。

その時分に原敬が「報知」の下局に居て月給二十五圓の雜報記者をして居たと言ふから面白いぢやないか。

前に云ふ事を忘れたが、當時の新聞社は上局下局に分れて居て、上局と言ふのが論說記者の部屋で、下局が雜報や探訪記者の居る所であつた。上局の連中と云へば、前に云つたやうに當時の新智識で、大に威張つて居たから、下局の者とは絶對に交通しなかつたものである。

原は其時分賄征伐か何かの筈で、司法省の法律學校を出されて、佛文ができるおかげで二十五圓貰つて下局に居たさうだが、吾輩はその時は上局に居たから同じ社に居ても相識る機會がなかつた。原もあの時上局にでも居れば、吾輩などと一緒に逆境に居つたかもしれないが、下局に居たので餘り當時の大記者先生のやうに自惚れもなくてすんだ。其後原は人に知られて官吏になつて了つた。

今の新聞社は社員の數が多くなつたからでもあらうが、どうも待遇が悪い。何んと言つても、新聞記者程生活の

保障の十分でないものはあるまい。これが今の新聞に種々の弊害を齎らす有力な原因である。

#### 記者に對する社會の尊敬

度と言ふやうに、上局に居る論說記者は、當時の所謂新智識の先生であるから、世間の尊敬は大したものであつた。自分達の方でも亦、運が向いて薩長を仆しさへすれば、直ぐ政府の要路に就く事ができると確信して居たから、大威張りて天下を睥睨して頑張つて居たものだ。

それに就いて、今でもおかしくてたまらん事がある。何年頃であつたか、年は忘れたが、或時田口が「東京灣築港論」を新聞に書いた事がある。其時横濱の紳商連が、東京に築港されては、横濱が立ち行かないから反對しなければならんと言ふので、吾輩を招んで御馳走をして置いて、船埠を何處に造つたがいゝか御意見を承り度いと言つて横濱の海岸を見せてあるいた事がある。書生上りの新聞記者でも、論說記者と云へば世間でこんなに持ち上げたものである。

それから又岩倉公が華族の財産保護の目的で、鐵道會社を創立して東北線を布設しようと言つた事がある。其時も吾輩を呼んで、意見を聞かれたから、吾輩は「華族の財産を保護する事は結構であるが、東京青森間に鐵道を布いても、肝腎の貨物が無いから、迎も算盤が成立つまい。此事は御止めになつた方がよろしからう」と岩倉公に意見を述べた事もあつた。

岩倉公に較ぶれば、吾輩も少しは眼識があつたと云ふものだらうが、或時吾輩が雑誌に清水峠を越して東京から新潟に汽車を通じて、表日本と裏日本の連絡を計らねばならぬと書いた事がある。ところがその時分「新潟新聞」の主

筆をして居た尾崎が、「越後地方は清水峠の險によつて東京との交通を遮断されて居る、若し鐵道が通じたら、北陸の富が東京に吸収されて了ふから、鐵道開設には反對だ」と云つて寄越した事があつたが、其の時は吾輩も、尾崎は俺れより偉いわいと思つた事がある。今から思ふとまるで小學校の生徒の議論だね。

朝吹英二が貿易商會の頭取をして居た頃であるが、大隈さんが君に會ひ度いと云つて居るから、是非一度訪問しろと云ふことであつたから、例の新智識で大隈さんを大に教へてやらうと思つて出かけてみると、案外にも先生仲よいろんな事をよく知つて居る。教へるところかあ、べこべに大に教へられて、新智識先生大に恐怖してひき下つた事がある。

豊川良平なども貧乏書生で、何時も汚れた着物ばかり着て居る男であつたが、そんな事にはお互に頓着なしに大隈參議に會ひに出かけると、向ふでも大に歡待したもので、當時の書生や新聞記者は大に持たたものである。

こんな調子で新聞記者は大に尊重されたもので、大臣參議も此方から求めさへすれば、喜んで交際したのであるから、一流どころの記者は大臣格の人物を以て自任し、仲々に鼻息の荒いものであつた。

#### 新聞文章の變遷

此の時分の新聞の文章は、大抵漢文を崩して假名文にした例の硬苦しい文章であつた。論説や翻譯は多く西洋の論文を讀んで、すぐそれを漢文調に書き下す流儀だから、漢文の素養のない者は文章が書けなかつた。それで、論説記者は殆んど皆漢文の素養があつて、而も横文字の讀める者に限られて居た。

吾輩が「報知」に居た頃、片假名で書くよりは平假名で書く方が速いと言ふので、矢野など他の新聞に率先して平假

名を採用した。明治十九年に、吾輩が一時「朝野新聞」に入つた時、吾輩が平假名論を主張すると、それには末廣鐵腸が頑固に反對して、吾輩が論説を書くときは平假名、末廣の論説は片假名と云ふ譯で、暫時奇觀を呈して居たが、後になつて終に平假名説が採用さるゝに至つた。

當時の漢文口調の文體で書くとき一番骨の折れたのは文章の接續轉換であつた。こゝが文章に巧拙の岐るゝ所で、此點では多くの人が非常に苦心したものであるが、後になつて、徳富蘇峯が文句を短かくして、接續轉換法の困難を少くしたので、一時は皆が蘇峯を眞似たものである。此點では蘇峯の文章は確かに成功したと言つてもいい。

新聞の論説の一體の調子を平易にするやうに力むるやうになつたのは、矢野が西洋から歸つて來て、「新聞は文章を平易にし、且つ定價を値下げして（報知などは從來七十五錢の定價を此時二十五錢に値下げした）、もつと澤山の人に讀ませなければならん」と主張し出してからである。此點は矢野の新聞に對する一大貢獻である。

論説は今言つたやうな次第だが、雜報欄の文章はどんなものかと言ふと、此部の記者は種彦、魯文の流れを汲んで、論説文とは正反對に極くなだらかな、どつちかと言ふと柔らか過ぎる文章を書いて居た。

新聞の經營に關する方面は餘りよく知らないが、昔は競争も少いので比較的經營が容易であつたらしい。併し段段多數の新聞ができて競争が激甚になると、勢ひ經營上の困難を來たさざるを得なくなる。此點に早く眼を着けて、新聞の定價をできるだけ安値にして多賣主義をとり、一方廣告面を殖やして廣告料の増收を計るやうな近頃流行の經營方針を最初に採用して、而かも立派に成功したのは村山龍平である。大阪の二大新聞が今日のやうに發達したのは、全く村山の經營方針の宜しきを得た結果である。

今頃の新聞紙の經營法には、吾輩から觀ても色々感心のできない點もあるが、これも經濟界の變化に伴ふ現象だから、それを責むるは酷だらう。

## 昔の記者と今の記者

吾輩は何も殊更らに昔の新聞記者を褒めるのではないが、昔の記者は中々氣品の高いものであつた。それは元來記者その人の素質にもよる事であるが、吾輩が先からいろ／＼と述べたやうに、當時の新聞記者になる者は、多く薩長の大勢力に反抗して起つたものであるから、中々氣骨があつたことが記者の氣品が割合に高かつた有力なる原因の一つである。

それから第二の原因は、彼等は當時の新智識で、世間でも一般に新聞記者を尊敬したので、従つて彼等も自任自重して居たから、自然に氣品が高くなつたのである。而して彼等記者連は、當時の參議以下の政府の大官を友人格に觀て居て、一朝機運に際會すれば、自分も譯なく大臣參議にもなれると信じて居た。

當時書生上りの青年が、一躍高官になつて大路に馬車を駈つて居るのを見て、なあに俺れだつて今に時運が向けばお前達を使つてやるぞと威張つて居たものである。これは決して自惚れでも何でもなく、當時の社會の實狀がさうだつたのである。今日のやうに社會のきちんと極つた時代には、新聞記者が一躍して臺閣に立つやうな事はまあ大體に於てできない事である。従つて彼等の氣宇も小さくなる譯である。

當時の新聞記者には亦、生活上の十分の保障があつて、今頃の記者のやうに生活難などは夢にも知らない者が多かつたから、従つて權門や富豪に頭を下げて阿附する必要もなければ、人物の少い時の事であるから、社主に對しても

自然と頭が高くて、論說記者などは社主の要求なんか屁とも思つて居なかつた。この邊は今の記者と大に異なるところである。

當時の論說記者の収入の潤澤であつた事は前にも詳しく云つたが、序でに今一つの例を話してみよう。吾輩が「東海經濟新報」をやつて居た時は、時々投書した原稿料と、交詢社の雑誌の編輯をやつて居たから、その手當と、それから自分の雑誌の収入と寄せると、毎月約二百圓許りの収入があつた。其時の二百圓は今の千圓にも相當する。

明治十四年に、當時太政官の統計院に權大書記官をして居た矢野が、自分と同じ課に務めないかと頻りに勧めるので役人になる氣になつたが、その時吾輩は矢野に、「吾輩は今毎月二百圓の収入がある、それだけないとやつて行けないから、せめて少書記官ぐらゐにはしてくれないと困る」と言ふと、「君も困るかもしれないが、書生上りはすぐ奏任官にする事さへむづかしいのだから、暫時辛抱をしてくれる」と矢野が言ふので、「それぢやあ大隈さんに雑誌を今のまま經營する事を默認して貰つてくれろ」と話して「經濟新報」を續けて居たぐらゐで、以て當時の記者なるものが、如何に生活上の地位が高かつたかを知る事ができよう。

ところが今の記者には、此の生活上の保障が十分でないから、勢ひ立派な人物でも記者になるものが少ない。また記者になつても往々其の清節を汚す者が出るやうになる譯である。此の生活上の保障を確實にする事が、記者の氣品を高める有力な原因である事は言ふまでもない事だ。

## 今の新聞記者の惡弊

今も色々と話したやうに、今の新聞と昔の新聞を較べると、その内容體裁に於ては天地霄壤の差で、迎も比較にな

らない。これも時勢の變化の結果で、新聞紙が今日のやうに發達したのは欣ばしい事である。吾輩は大體に於て今の新聞紙を徳として居る。併し今の新聞記者や新聞紙にも不滿な事が尠くない。

第一は今も話したやうに、記者の品格が段々下つて來る事だが、どうして今頃の記者はこんなに氣品がなくなつたかと思つて居る。これはと思ふ氣品の高い者は十人に三人とは居ない。どうも一般に氣品がない。尤もこれは、重に論說記者や政治記者に就いての話して、雜報記者なんか昔も今も似たり寄つたりである。

これは前項に述べたやうな記者の社會的經濟的地位境遇の變化の影響だと思ふから、何とかしてもつと、才能見識人格ともに立派な人物を新聞記者に迎へるやうにしないと、今のやうな有様で推移して行くと、將來益々記者の品位を下落させるばかりである。吾輩なども何とかしたいものだと思つて居る。

それから社會が複雑になるにつれて、新聞の經營も種々困難になつて來た結果であらうと思ふが、今の新聞は餘り時勢に迎合しすぎる惡い風潮がある。また今の多くの新聞は感情的で、その立論の半ば以上は感情論である。これが一番悪い傾向だと思つて居る。

種々の利益關係、緣故情實關係や筆を曲げたりする事は昔も全然なかつたではないが、今頃は一層それが甚しいやうである。社會の勢力は新聞を利用しようとする。新聞も亦自分の社の利益を第一に置いて、其勢力と結託したり妥協したりするから、勢ひ其の論說は偏頗で感情的になるのである。

新聞はその本來の使命として、権力や金力や愚劣な民衆の勢力から獨立して、公平な立場に立つて自由な評論をすべきものであるから、社會の大勢に順應迎へて行かないで、寧ろ社會の風潮を指導して行かなければならない。

それでこそ社會の本鐸と言ふ事ができる譯のものだ。此邊の事は今の新聞がよく反省して貰ひ度い事である。

大勢に順應して行く事ばかり考へて居る新聞は、丁度亂暴者にきれる刀を當てがつたやうなもので、感情に激するとどんな事でもやり出すのだから、全く危険千萬なことだ。

それから今一つ困つた事は、今の記者の多くが責任を重んじない事である。例へば人の説や事實を誤り傳へた場合に、本人や關係人から訂正や取り消しを申込んで、誠實に立派にそれをやらなかつたり、或はいゝ加減の揣摩臆測を恣にして、ある事ない事とり混ぜて書きたてたりするやうな事は、責任を重んじないところから來るので悪い傾向である。

先日或雜誌に、寺尾の話として「犬養は第一革命の時から南北分裂論者であつた」と言ふやうな事が、書いてあつたから、寺尾に話して早速取り消させると、その翌月の雜誌の端の方の餘白に、事情も詳しく述べないで、六號活字で一行だけほんの申譯けばかりの訂正をして居たが、あれでは取り消しにならない。寺尾も吾輩も支那に對して言責を重んじなければならぬ人間だから、あんな時にはもつと親切に訂正するのが當然であり、それが新聞雜誌記者の責任である。

また或時「萬朝報」で中村彌六と吾輩とがフィリッピンの問題で、金錢上の喧嘩をして、中村を除名したなど、盛んに書いて居たから、吾輩はあの時幸徳秋水に「今の事の真相が判明したら、詳しく事情を書いて取り消しをしろ」と話して、幸徳も承知したと云つて居たが、事情が判明しても知らぬ顔をして黙つて居た。

こんな事は、世の中にもいくらも例のあることで、誤傳や誤聞を基礎にして、それに自分の猜疑心を手傳はせて、他人

の迷惑も何も思はないで、いゝ加減な事を書き立てたりした上に、取消しをするにしても、他人の不名譽よりも自分の方の面目を思つて立派に親切な取り消しをしないのは餘り無責任である。

近頃の記者のいゝ加減な想像をまことしやかに書き立てる例は、最近の外交調査會の事でも判る。何時か方々の新聞で外交調査會の権限に關して伊東と吾輩の意見が一致しない。而して原も平田も吾輩の説に大反對で、外交調査會は肝腎の調査にかゝらないうちに、もう内輪採めをして居る、など書いて居たが、あれは全く誣である。吾に嘘であるばかりでなしに、一體どうしてあんな事が記者の耳に這入るか考へてみるが、いゝ。宮中の一室で開かれて居る會議が、どうして新聞記者に聞えるものでない。又調査委員の中にそんな事を喋りやうな莫迦も居る筈がない。あれは全く記者の憶測である。憶測ならば憶測らしく書けばいゝではないか。それを事實として報道するから全く不都合だよ。

こんな見え透いた嘘でも、判らない連中は眞に受ける。殊に田舎などに行くとなそれが頑固な田舎者の頭にこびり附いて了ふのだから、吾々にとつては大迷惑である。事實を事實として書かれるのは構はないが、嘘を事實にして了ふから書かれた者は迷惑する。近頃偽電事件や何かで新聞記者が捕まつたさうだが、あんな偽電虚報は政界の事などになると毎日數へきれない程ある。一々偽電呼はりをして居れば、新聞記者残らず監獄にやつても追付かない譯だ。

新聞が感情的で、無責任な事は、單に公人としての批評や報道にばかりでなく、個人の事にも随分ある。今の新聞は一度敵になると、盛に中傷記事を作つて公人として攻撃してもまだ足りないで、其上に個人的の攻撃殊に家庭の事

などを書き立てるから困る。感情的の人間はあれだから仕末に終へないね。

何時か新聞が何かの事で加藤を攻撃した事があるが、加藤だけでは足りないで、いゝ加減に想像して妻君の攻撃を始める。それでもまだ足りないで、加藤の妻君の妹である木内重四郎の妻君が悪うといふて盛んに攻撃して居たが、あゝ感情的では始末におへないね。政治上の議論から親族縁者の人身攻撃にまで波及するのだから、あれでは全く新聞の權威もあつたものではないよ。

これ等はほんの一例に過ぎないが、他にも重要な問題はいくらかもある。こんな事を話して居ては際限がないからよそう。吾輩は衷心から今少し新聞が立派な記者を使つて、もつと正確に責任のある態度をとつて貰ひたいと希望して居る。

新聞の社會的勢力が大になればなる程、その責任も重くなる譯である。幸ひに文明の利器が發明されて印刷の上にも種々の便宜が生じたのであるから、新聞はその記者を向上せしめて、眞に大勢を指導する木鐸とならなければならぬ。

吾輩などの時代の記者はもう大概亡くなつて了つて、今生きて居るのは、箕浦、尾崎、島田、肥塚、それに吾輩ぐらゐのものである。これ等の人は、新聞創設時代の人で、謂はゞ新聞界の先輩である。若い記者連は、吾々に先輩として大に敬意を表して貰ひ度いねえ。呵々(完)

#### 第四節 栗本鋤雲との關係

##### 一、自ら門人の禮を執る

木堂の記者時代を叙し了るに際して、如何にしても逸することの出来ない一事がある。それは栗本鋤雲との關係である。天性極めて情誼に篤かつた木堂は、師弟の關係など殊に嚴格でもあり濃やかでもあつた。それは少年時代の師森田月瀬や犬飼松窓に關する數々の遺墨に依つても窺ふことが出来る。が、一面又高く持して容易に許さなかつた木堂には、自ら下つて門人の禮を執つた人は、前後を通じて栗本鋤雲唯一人と言つていい。(慶應義塾の福澤との關係は姑らく別として)かう云ふ書東が今に残つてゐる。(在京中村徳重郎藏)

拜啓過日高覽に入れ候傳略の末に門人犬養毅と署名致候實は漢學者流にて云ふときは贄を執りて入門の禮を経ざる者が自ら門人と稱するは先生に對して禮を失ひ候哉とも懸念仕候得共往年報知社にて教を蒙り且つ屢々拙文御叱正を蒙り候事故敢て門人と僭稱仕候これは今度の事のみならず先生百歳の後行狀及逸事等編述仕候時に及びても一個門人として従事仕候方可然と存じ斯く署名仕候譯に付不惡御承知被下度書餘萬期拜容候勿と不宣

三月七日夜

犬 養 毅

匏庵先生函丈

小生明早朝仙臺に向け出發仕候ニ付不取敢此書面認置候藤田氏の序文は小生代作の事に相成これは三四日の後仙臺より歸り次第相認め差上候等

文中「傳略」とあるのは、栗本鋤雲(別號匏庵)の著『匏庵十種』の卷頭に掲げられた「栗本鋤雲先生傳略」を指すものと思ふから、此書面の目附は明治二十五年の三月七日であらう。(同書の刊行は、廿五年三月二十六日)

右の傳略には、「門人犬養毅謹記」としてある。而して藤田茂吉の序文には「鳴鶴藤田茂吉病褥に於て識す」とあるが、之れは木堂が代作されたものであらう。

##### 二、鋤雲の風格

木堂が鋤雲に識られたのは、報知社との關係からであつた。鋤雲は、福澤諭吉と相識の間柄であつたから、報知社に新人材を必要とする場合は、常に福澤の推薦に依つて慶應義塾出身者を採用してゐた。木堂は最初郵便報知の主筆藤田茂吉の紹介に依つて同社と縁を結んだのであるが、鋤雲と相識るに及んで深くその風格に傾倒するに至つた。

木堂には、政治的には後藤象二郎、大隈重信の二大先輩があつたけれども、衷心から此の二大先輩を崇敬し、之に傾倒してゐたかと云へば、必ずしもさうとは言へない節がある。然るに、慶應の福澤、報知の栗本、此の兩先輩に對しては、心底から推服し、敬事されたやうである。學問、思想等から言へば、對蹠的と言つてもいいやうな福澤、栗本の兩人が、不思議にも親しかつたやうに、新舊兩端に居つた兩先輩を木堂は齊しく尊敬した。そして思想的には福澤から、志操的には栗本から、それ〴〵薰化を蒙る所が多かつたやうである。

福澤に關しては、前に略々盡した。

栗本は、「犬養君は政界の名士である、私は同君に何物をも教へたことはないのに、門人などと言はれては恐縮だ」と語つた(角利助談)さうだが、木堂は、眞に「先生」として敬ふべき人は、此人丈けだといつたやうに、蔭でも「栗本先生」「鋤雲先生」と呼んでゐた。報知の記者時代には、前掲書束にもあるやうに時々漢文の添削を乞うたさうだが(赤坂龜次郎談)、鋤雲に對する尊敬はそんな關係丈けのものではなかつた。然らば栗本鋤雲とは如何なる人物であつたか。それには木堂の筆になる左の一文を読むのが最も捷徑である。

## 栗本鋤雲先生傳略

予近世士人の傳記及墓誌を讀む毎に未だ嘗て嗟嘆し又却て憫笑せざるはあらず。何となれば今人唯勤王諸藩の功勞を記し、終に幕府君臣開國の苦心を遺れたる者の如し。是を以て其人苟も勤王諸藩に屬すれば、士大夫より以て庶人走卒に至るまで、生は則ち傳記あり、死は則ち墓誌あり、甚しきは刺客間諜遊俠盜賊の流に至るまで、惜々其功を稱し、史乘に載せ不朽に傳へんとす。然るに獨り幕府の忠臣義僕に至りては、勳勞特絶と雖も其事蹟を傳ふる者甚だ罕なり。蓋し嘉永の初より慶應の末に至り、幕府極めて多事隨て志士仁人踵を接して起り、往々一木を以て大厦を支へんと欲し、事成らず、或は難に殉じ、或は節を守り、草莽に埋没し、世態變移の後竟に世に知られざる者頗る多し、我が匏庵先生の如き即ち其一人なり。今や先生を知る者、或は文を以て知り、或は詩を以て知り、或は本草物産の學を以て知り、或は儒學を以て知り、或は新聞記者として之を知り、或は罕に幕末の政治家として是を知る。然れども是れ其一斑を知る而已、未だ一代の功業を擧げて其全豹を知る者あらず、予深く之を悲しむ。是を以て往年社友友部鴻漸と謀りて先生の傳を編述す、其成るに垂んとし、鴻漸俄に疫に斃れ、遂に稿本を併せて之を失ふ。爾來十餘年を閱し嘗て見聞する所今既に十の八九を遺忘す。頃者我社員相謀り、先生著す所の漫録を印行せんとす。因て先生自記の履歷を按じ、之を本篇に載す所竝に嘗て傳聞する所に考へ、掇拾纂述し謹で傳略を著す左の如し。

先生名は鯉、字は化鵬、號は匏庵、別號は鋤雲、初め哲三と稱し、栗本氏を嗣ぎ瑞見と改め、醫官より拔擢せられ、文官に列するに及び瀨兵衛と改め、又安藝守と改む。歸國の後別號を以て通稱と爲す。江戸の人、幕府の醫官喜多村槐園先生の第二子、文政五年神田猿樂町に生る。幼にして咯血を病み、年を経て癒えず、是を以て先考其自放に任せ、就學を督せず、歳十七始めて健全に復す。乃ち遺命を以て安積良齋翁の塾に入り、儒學を修め、後昌平齋に入り、

天保癸卯二十二歳費試甲科に中り、城に朝して白銀十五錠の賞を受く。是より文名藉甚、目してお怪け喜多村と曰ふ。蓋し先生軀幹偉大容貌魁梧、尋常書生に類せざるを以てなり。是年誤て費規に觸れ退けらる、然るに儒員佐藤一齋翁深く愛惜し、嫌を避けず家に延て教を垂る。後に至り家塾を下谷六軒町に開き、徒を集めて講授す、而して同學の友矢田堀鴻、永井醇諸氏の如き皆來て益を請ひ、門弟子に比する者後終に名家と成る亦少からず、當時都下の諸儒皆な昌平費の學者淵藪なるを畏憚し、敢て其接近の地に於て門戸を張る者あらず、而して先生獨り其相距る遠からざるの地を擇で堂々旗幟を樹立す、是を以て時人嗜々其豪膽に驚くと云ふ。歳二十七入りて栗本氏を嗣ぐ、栗本氏は幕府の奥詰醫官にして世々瑞見と通稱し、製藥本草を以て名あり、家多く先人の著書を藏す、先生は即ち第六世瑞見にして、其本草の學に於ける是より益々淵博を加ふ。是時に當り荷蘭始めて汽船觀光丸を獻す、因て幕府命を下し旗下の士之に試乗し、以て海路風浪に馴服せしむ。先生慨然以爲らく醫と雖も緩急の時に應ぜんとせば船中の事豫め知らざるべからず、と。乃ち募に應じ允を得たり。然るに當時幕府内科醫の洋方を講ずるを禁ずるを以て、御匙法印(醫官長)岡櫟仙院之を効し謂ふ、乗船の事は醫術に關係なしとするも、其物に接すれば則ち犯禁の嫌免る可らず、と、因て讒を蒙り、家居す、未だ幾ならず蝦夷地移住を命ぜらる。是時嘉永五年先生歳三十七なり。以來六年の間箱館に在住し、施設の事業甚だ多し。其初め至るや、在住諸士の頭取を命ぜられ、兼て同地移す所の綿羊を牧するを督し、又官諭を奉じて病院兼醫學所を建設し、又千歲湖畔に採藥し、朝鮮産同種の五味子を發見し、又七重村に藥園を開き、各種藥草及び夷地に乏しき松杉其他の樹苗を栽植し、之を各官林官道及海岸に移栽するを司り、又軍川野牧牛の事業を監督し、久根別川を疏して舟を通じ、又八王子千人同心の子弟在住者をして養蠶紡織の業に就かしめ、又

命を以て佛國譯官メルメデ、カシオンに邦語及邦書を教授す。此事たる當時世人の厭避する所たりと雖も、異日大に外交上の便を爲せり。然る所以は幕府外交の事は秘密に涉ると雖も盡く譯官書記の手を経るを以て、往々京師及列藩の間に機密を漏洩し、爲めに事務を阻格したるもの甚だ多し。而して獨り先生の往復交渉はメルメデ、カシオンを以て譯と爲し、彼の口之を述べ、我の筆直に之を記し、カシオン在らざる日は舊塾生鹽田三郎を率ひて之に替るを以て、漏洩の患を絶ち、其兵庫先期開港解約及政府の制度改革横須賀製鐵所創設等の如き重事、特に世人の探知するに及ばざるのみならず、事に従ふ官吏と雖も、二三重要な者を除くの外一切聞知せしめざるを以て成功するを得ると雖も、然れども之が爲め怨を京師に得るも亦多し。之より前き文久二年先生歳四十一、特命を以て醫籍を改めて、士籍に列し、箱館奉行組頭に任せらる、蓋し異常の選なり。幕府の制醫官たるもの轉じて文武の官に任ずるを得ず、是を以て大に先生を用ひんと欲するも、格例據るべき者なきに困す、因て奥祐筆の典故に精き者をして徧く舊記を按査せしめたるに、寛文中醫官人見某(祐元か或は元民か未詳)吏能を以て代官に登用せられたる一特例を得たり、因て之に準據すと云ふ。是時に當り唐太の地其魯國と境を接し、事端漸く稠きを以て同地巡撫を命ぜらる。因て七月箱館を發し、八月北渡し、東西諸方を巡視し、北緯四十八度使大部屬人種住む所の極端を究め、還て久春古丹に駐在し冬を過ぐ。翌年三月任滿つるを以て南渡し、擇捉、國後の二島を巡し、九月箱館に還る。未だ幾ならず、突然江戸へ徵還せらる。蓋し新徵組其人に乏しきを以て、先生を擧げて其組頭に任ずるの内議ありしと云ふ。抑も新徵組なる者は、概ね任俠浮浪の徒、桀敖不遜にして武技を嗜む者を糾合して新一隊を設けたるにて、當局者頗る其駕馭に苦しむが故なり。還れば則ち新徵組既に庄内藩に屬されたるを以て、昇平費頭取を命ぜられ、上士に進む。元治元



年七月鑑察に轉じ、即日外國奉行竹本淡路守、土屋豐前守二人共に將軍座前に召して親しく鎖港談判の委員を命ぜらる。是より先き朝廷鎖港の勅を下し、將軍京師に於て親しく勅を奉ずと雖も、大勢既に定り復奈何ともすべからず、是を以て同僚中責るに何ぞ其不可を陳して速に辭せざるを以てす。先生曰く將軍既に勅を奉ず、吾輩其難易を試みずして辭するは臣子の分を盡す者にあらず、と、乃ち二人と共に横濱に至り、英佛米蘭四國公使と往復辯論兩月に渉る、彼も固く條約の明文を執りて聽かず、偶ま此事を以て前に歐洲に派遣したる池田筑後守、河津駿河守等、事成らざるを以て還るに會ひ、遂に談判を此に停め、老中阿部豊後守に隨ひ、京師に至り、其旨を奏す。是年冬横濱詰の命あり、其任地に在るや、佛國軍艦乗組の工師を傭ひ、軍艦翔鶴丸を修理し、尋で横須賀製鐵掛を命ぜられ、佛國の工師を招致し以て一大工場を竣成す、今の海軍造船所是なり。又佛國陸軍士官數名を聘し、歩騎砲三兵の技術を傳習せしめ、以て我陸軍軍制を改革し、又佛語學校を横濱に設けて士官を養成し、又佛國政府に蠶卵紙を贈り、其酬として彼をして亞刺比種馬匹牡牝數頭を致さしめて我國馬匹改良の端を開き、又佛領西貢米を輸入し、當時の米價騰踊を抑へ、又川口鑄造所に於て佛國新製ナポレオン砲を模製せしむる等の事の如き、皆な先生が小栗上野介、淺野伊賀守二人と共に規畫經紀する所に係り、當時及後世其利を享るもの極めて多しとす。是時に當り、長州征討の事起り、將軍長く京師に駐り久しく決せざるを以て、英佛米蘭四國公使各々其軍艦を率ひて大坂に到り、迫りて兵庫の先期開港を促す。是に於て京畿の間物情恟々、加ふるに強藩の策士及浮浪の徒之に乗じて上下の人心を煽惑し、外侮内患益紛起殆んど測る可らず、幕府姑く物情を鎮めんと欲し、權りに其要求を許す、然るに朝野の人心却て之が爲めに激動し、朝廷勅を下し阿部松前二老中職を褫はれ、封を削らる。因て急に先生及水野癡雲、大久保一翁を徵す。二人踟躕未だ

途に上らず、先生奮起獨り先づ發し、兼程急行二日夜を以て至る。至れば則ち、兵庫開港定期に復する談判專任を命ぜられ、既に於て外國奉行に轉じ、安藝守に任ぜらる。是日幕府の與力關口權介なるもの、外國奉行なる官は専ら外人と親むに在りと謬認し、其寓客某を嗾して先生を刺さしむ。某は桑名藩人にして先生と舊あり、嘗て權介と共に大橋順藏の門に入り、深く其辟邪小言を信じ、鎖攘の説を執る者、竊に匕首を懷にし來り窺ふ。時先生座客と論ずる所盡く忠誠確實意表に出るを以て、發するに及ばずして還り、先生も亦終に其故を知らず。後十餘年、偶ま權介と宴席に會し、酒酣なるに及び、彼れ始めて其事を自白すと云ふ。先生の此任を受くるや、直に横濱に至り、四國公使と談判を開き、反覆辯論遂に使命を果して復命す、蓋し此事たる二老中幕府の全權を帯びて結約したるを以て、之を解く極めて難し、而して將軍獨り先生の能く之に堪ふるを知り、親しく座前に召し、委るに全權を以てし、待遇亦甚だ厚し。先生感奮意既に決然誓ふ所あり、彼れ若し執りて聽かざれば一死以て國に對んとす、是を以て辭氣懇款反覆屈せず、遂に專恣跋扈彼れが如き外國公使をして、枉げて我意に従はしむるに至る。慶應三年五月外國奉行を以て格を勘定奉行に進め、箱館奉行を兼帶し、急使佛國行を命ぜらる。蓋し彼我の調停を行ふに在り。是より先き將軍佛國公使ロッセの建言を容れ、漸を以て門閥登用の弊を革め、任才拔擢の法を行ひ、會計及海陸軍其他更革する所少からず、而して其建言の譯は皆先生の直に筆する所に出づるを以て外に洩れざるを得たり。將軍更らに彼國に就て其の制度を詳にし、以て摹倣する所あらんとし、親弟清水民部大輔を派遣し、佛國博覽會に臨場し、兼て歐洲諸國を歴遊し、又巴里に留りて修學せしむ。然るに先生等撰擧したる所の保傅の人、誤て屬官の讒を容れ、彼我兩情の阻隔を致し、互に違言あり、或は延て兩國の親和を傷んとするに至る。之を以て此命あり、乃ち六月を以て發し八月を以て佛

國に達し、彼此の調停を謀り、百方苦心し、官事を敗らず私情を傷らず、各善良の結果を得、猜疑始めて釋け、好情舊に復す、尋で駐在善後の再命あり、格を參政に進めらる。幾も無く世變に遭ふ。變報の巴里に至るや、メルメデ、カシヨン及レオンロニー密に先生に説くに佛人を備ひ薩長を討伐する事を以てし、且つ曰ふ兵員夥多を要せず、唯軍艦六艘及運漕船若干あれば足れり、其軍需經費の如きは都べて糧を敵に據るべし、と、先生克復の志甚だ切なりと雖も、其外兵を率ゐて我國境を汚さしむるに忍びず、遂に固く之を拒みて歸朝す、實に慶應四年五月、先生歳四十七なり。歸れば則ち嘗て政府に立ちて事を共にしたる者、或は變に死し、或は冠を掛け、一人の留る者なく、而して國家の事竟に復爲す可らず、因て職を辭し田に歸り、復た仕へず。明治七年報知社に聘せられ其主筆となる。後ち藤田茂吉等入て社員に列するに及び、編輯の事務擧げて之を後進に委ね、獨り文藝の事を擔當す。而して中外の聲望隱然重を爲し、社員敬事自ら門弟子の禮を執る者の如し。本所二葉町舊友某氏の邸古來芍薬を以て名あり、先生購て之に移り、借紅園と名け、小屋を其中に構へ、環らすに花卉竹樹を以てし、時自ら甕を抱いて灌漑し、逍遙自適復た世故を口にせず、詩あり曰く「門巷蕭條夜色悲。 鴉鷓聲在月前枝。 誰憐孤帳寒檠下。 白髮遺臣讀楚辭」と、一時傳唱其志を悲むと云ふ。十二年學士會院起り、選ばれて會員となる。十九年歳六十五老を以て報知社を辭す。爾來攝養飲を廢するを以て軀幹豐肥舊の如くならずと雖も、健康未だ衰へず、今年々七十一、猶ほ木強武人の老て益々壯なる者の如く、絶へて學者政事家の老衰したる者に似ず。

明治二十五年三月

門人 犬 養

毅謹記

### 三、『十大先覺記者傳』中の鋤雲

又、『十大先覺記者傳』(大阪毎日、東京日日兩社編)は、栗本の人物、性行を左の如く傳へてゐる。

「……彼が(註、栗本を指す)斯くして佛國から歸つたのは、慶應四年の五月で、恰かも幕府瓦解の直後、上野戦争の際であつた。この時、幕臣の出處進退は區々たるもので、彼の舊友中には、彼が嘗て幾多の事績を遺した箱館に逃走せんことを勸むるものが多かつたが、彼は斷乎としてこれを拒絶すると共に、直に家祿を返上して本所小石川村に歸農し、敢て新政府に反抗することをせざるも、義その粟を食まざるべきを深く決心するところがあつた。

彼の隱棲は借紅園と云ひ、五六百坪の地に主として芍薬を植ゑ込み、花時の風趣頗る見るべきであつた。何故に芍薬を植ゑたかと云ふに、彼の家の本業である本草學に基いたものである。(中略)

註 木堂の四谷南町の邸を借翠廬と稱されたのは、借紅園と對を成し、追慕の情を寓されたものではあるまいかと思ふ。

彼は、この借紅園裡靜かに餘生を養ふ心算であつたが、圖らずも操觚界の人として社會の公生涯に立ち、ただ文墨にのみ親しむことが出来なくなつた。明治六年九月彼五十二歳の秋に至り、郵便報知新聞社の聘に應じ、編輯主任として入社したのである。(中略)是より先き、福地櫻痴が官を辭して野に下つて、以前『江湖新聞』を共にした縁故で、條野、西田等の經營する『東京日日』に入社したので、小西(註、敬義、報知社經營者)は、是非とも福地に對抗するに足る名望實力兼備へた人物を招聘せんとて、自から奔走し、交友をもたどつて、頻りに物色してゐる中、偶々横濱にあつた假名垣魯文が小西に語るに、彼の爲人と文筆とを以てしたので、小西は雀躍して喜び、直に魯文を介して彼の入社

を懇請したのである。彼は固より義として明治政府の粟を食むを屑しとせざるも、操觚壇上無冠の宰相として、時の政府の非違を矯正するのは固より拒むべきではないから、終に三顧の禮に答へて出處を諾するに至り、月給百五十圓を以て報知社の編輯を督することとなつた。

彼は報知社に入るや、論說掛りには、若手の英才古澤滋をして當らしめ、彼自身は全編輯を主宰する外に、彼の得意とする隨筆を掲げて紙上に光彩を添ふることとした。彼の筆致は物語と感想と懷舊とを取交ぜたる如きものを叙するに長じ、輕快洒脱覺えず案を拍たしむるかと思へば、時に頗る莊重を極め肅然襟を正さしむるものがあり、當時の紙上に連載された「岩瀬肥後守の事業」の如き頗る人口に膾炙せられたものであつた。この外にも彼の執筆中には、當年の人物を評隲したものが少くなかつたが、いづれも卓抜なる見識から出たものだけに、讀むものをして首肯せずには置かじめなかつた。しかし彼の執筆中最も多く讀者から歡迎されたものは、彼一流の諧謔の筆を驅つて能く罵り能く論じた隨筆類で、當時朝野新聞に掲載された成島柳北の雜報と相並んで、彼の執筆した報知紙上の「出鱈目」「五月雨」の兩草紙は、全く新聞界の双璧と稱せられたもので、幾多新進の才人輩出した間にあつても、さすがは老大家の貫祿を示すに十分なものがあつた。

しかして彼は勝海舟等に對して、一步も假借せざらんとする巍然たる硬骨漢であつたが、日常新聞社の編輯局にあつては、常に怡々として温味溢るゝばかりで、部下年少の粗忽に對しても別に小言一つ云ふでなく、いつも丁寧に指導を重ねる風であつたから、全社員彼に悦服してその命を喜んだ。されど身についた氣品は別なもので、彼は力めて温容人に接してゐたものの、何處かに凜乎たる氣魄が現はるので、彼はその爲に他を威壓するなきやう心を配

り、餘り口數を利かぬ中にも、時に諧謔を交へて人を笑はす等のこともあり、眞に、編輯主宰として申分なき人物であつた。

その後間もなく古澤に代つたのは藤田茂吉で、藤田は編輯主幹の名義で、同時に入社した箕浦勝人と共に幹部の椅子に据つたのである。しかして年少氣鋭、兎もすれば頗る主角の多い男と見られた藤田も、彼だけには、何の文句もなく推服し、常に先生と敬稱するのを忘れなかつた。しかも恭謙己を虚くする彼は「仕事は若手に限る」と云つて、編輯の事は大小共に藤田と箕浦とに任せ、敢て言を挿むやうな事はしなかつた。

後明治十五年に至り、矢野龍溪が小西に代つて社長となつたが、矢野も亦頗る彼を推重し心から師事するやうにしたので、彼も快く報知社に留り、漫筆を書いたり詩歌を添削したりして、依然社の内外に對して重きをなしてゐた。然るに明治十九年彼六十五歳に達したので、何時までも斯くてあるべきではないとして、遂に報知社を辭して閑散の身となり、爾後全く翰墨の間に餘生を樂しむた。

彼が報知社を退く前後に、社長であつた矢野龍溪の彼に對する追憶談は、年さへ違へ、永く机を共にし、且つ推重し合つた間柄だけに面白い節がある。

「君は寫眞にも見る如く狀貌魁梧で、五百羅漢中に見出す如き顔附で、一見して偉丈夫と見えるやうでした、しかしサツパリした性格で、漫りに人と争はぬが、時として思切つてひどい事を云はれることがある。私が報知新聞から出て仕官した時「貴下が今度朝に立つに就いて頼みがある。幕府が朝廷に敵對したと云ふのは間違つてゐるから、是非この冤を雪いで貰ひたい」と云ふのであつた。しかしわれ／＼から觀れば、幕府の本心はさうであつ

たかも知れぬが、政府に敵對したと認められても致方がない様な事もあるから、私は「引受けました」とは云へずグズ／＼してゐたら、先生甚だ不興で「それでは致方がない」と云つて別れた。後から考へるとこれを引受けて幕府の遺臣を以て任じてゐる老人の心を慰めればよかつたと思つたことです。君は中々立派な人で、斯う云ふ先生がゐられたので、報知新聞は重みがあつた譯です。先生から云ふと藤田君などは青二才であつた譯である。」

彼がなほ報知社にあつて盛んに老熟の筆を揮つてゐた際、即ち明治十一年選ばれて學士會員となつた。これは彼と明治政府との間に起つたただ一つの交渉であつたが、固より俸給などある譯でなく、ただ時の碩學に對する純然たる名譽表彰に止まるもの故、彼は自身よりも寧ろ幕府の名譽として、これだけには承諾を與へたのである。彼は書畫共に秀いでゐたが、殊に詩作においては當時に著聞し、常に大沼枕山、森春濤、小野湖山等一代に傑出した詩客と徴逐したが、學殖の深遠と操守の高潔と相待つて、自から斯界の重鎮たるを思はしめた。

彼は斯く故老と交遊する一方好んで青年の誘掖に力め、犬養木堂の如きも頗る彼に愛せられ、非常の知遇を受けた一人である。犬養は福地源一郎の創立した湯島の共憤義塾の塾長たりし神田精二の紹介で、彼の門に遊んだものであるが、犬養は常に「自分の性情思想は鋤雲先生の感化に負ふところ少からず」と云つてゐる程で、その木堂と稱するものも彼が老子の「木強則折」の句を擇んで與へたものである。

註 木堂の雅號の典據は、次項に記した如く木堂自身「論語」に在ることを明記してゐる。

彼は明治政府に仕へることを肯んぜなかつたので、政治家としての才能を現はすに至らなかつたが、彼が横濱在任の半年間の事蹟を見れば、ただに外交家として談判に長ぜしに止まらず、眞に經世の機略を有せしことを十分に看取

することが出来る。殊に彼は新聞記者として縦横の筆を揮ふに至るも、常に用意周到にして毫も乗ぜらるゝの隙を與へぬから、成島柳北の如き奇禍に遭遇することはなかつた。彼の有名なる「白髮遺臣讀楚辭」の詩の如きさへ、感懐とはせず「題淵明先生燈下讀書圖」とことわつて詠史に避けてゐるなど、彼の用意は、卵の毛で突いた程の隙がなかつた。されば彼が政治家として起つ以上、立派に臺閣の上で仕事の出来る人物であつたに相違ない。故に明治政府の、遂に彼を屈請すること能はざりしは、確かにその大損失であつたと共に、彼をして首陽の薇を採る氣で、一管の筆に僅に溜飲を下ぐるに止まらしめた運命の數奇は、實に如何ともすべからざるものと云はねばなるまい。

されど璞の存する所は自から光を發する道理で、彼が臥龍の地と選んだ本所の區民は、自然に彼の徳風を謳歌し、彼を本所に有するを名譽とするに至つた。彼が如何に區民間に聲望を有せしやを立證する一例は、明治十四年初めて東京區會の開かれし際、當時報知社に關係ありし少壯政客桐原捨三がこの區において、當時東京府下に盛名實力並びなかりし沼間守一の弟たる高梨哲四郎と候補を争つた際、無名の桐原の苦戦は云ふばかりもなかつたが、彼は報知社の縁故から桐原を扶け、自から有志に遊説したばかりで、勝敗が忽ち一轉して桐原の勝利に歸した一事に徴するも明白である。

彼の容貌は魁梧であつたが、實は「幼時病弱にて學に就くを得ず十七歳より健康體となりしも」四十歳の時復び左の肺を病み、一時は健康の恢復を氣遣はれたもので、爾後全く酒と煙草を絶ち、専ら攝生に力めたので、遂に天壽を全うし、明治三十年三月六日、七十六歳の高齡を以て逝き、小石川大塚善心寺に葬つた。

著書に鉛筆記聞の外、匏庵十種、横濱半年録、曉窓追録、五月雨草紙等あり、就中匏庵十種最も江湖に行はる。

以上に依つて、栗本がどんな人物であつたかは、略々知り得られると思ふ。

#### 四、雅號『木堂』について

右に抄録した中、『木堂』の雅號の出典に觸れた項があるから、此處に此雅號について、一應記して置き度い。

我が國の政治家には、雅號をもつてゐる者が甚だ多い。全く風流韻事に無關心なやうな人々でも、大概は雅號をもつてゐるが、木堂の雅號は、就中有名で、『木堂』が犬養毅の雅號であることを知らぬ者は恐らくあるまいと思ふ。但、その出典に關しては、前掲『十大先覺記者傳』を初め、『老子』に出でたといふ説を傳へたものが從來相當に多い。併しそれは明白に誤りであつて、木堂自ら『論語』の「剛毅木訥近干仁」から撰んだことを言つて居られ、其字の『子遠』も亦同じ『論語』の「士不可不弘毅任重道遠」に出て居ることは瞭かである。

唯、『木堂』の雅號を用ゐられた年代は、今尙ほ審かでない。慶應義塾時代の學友赤坂龜次郎の談に據れば、義塾在學中初めは『朴堂』と稱されたといふことであるが、遺憾ながら編者は未だ其實證を發見しない。而して最初木堂は『松坪』と號され、西南役從軍記（「戦地直報」）には、主に其號を用ゐられて

ゐるから、『木堂』と定められたのは、其後の事に屬することは推斷されるが、それが木堂自ら撰ばれたものか、或は一般に傳へられるやうに、栗本鋤雲の撰に依るものかも明かでない。栗本鋤雲に對しては、前記の如く自ら門人の禮を執つた程であるから、その撰を請うたであらう、と想像はされるが、それと斷定し得べき據所は無い。たゞ現に犬養家には『木堂』の二字を題した栗本鋤雲の額を存してゐる。併しそれは、『木堂』の雅號を用ゐられてから十數年後、即ち明治二十七年の揮毫に係るものである。或は、木堂自ら撰べる幾つかの雅號の中から、栗本が更に『木堂』を撰定されたので、後年請うて此題額を得たものであらうか。姑らく茲には斷定を避けて置く。

第十一章 帝國議會の開設

## 第一節 憲法發布

### 一、神靈告文

明治二十二年二月十一日、皇紀二千五百四十九年の紀元節當日を以て、皇室典範及び帝國憲法が發布された。

舉式に先だち 天皇陛下親しく賢所及び皇靈殿を拜して、典憲の制定を皇祖皇宗の神靈に誥げ、特に勅使を伊勢神宮、神武天皇山陵、孝明天皇山陵に派して、之を奉告し給うた。 神靈告文に曰く

皇朕レ謹ミ畏ミ皇祖皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆皇祖皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ皇祖皇宗及我カ皇考ノ威靈ニ依藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ皇祖皇宗及皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行

シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ鑒ミタマヘ

## 二、憲法發布式勅語

次で文武百官及び府縣會議長等を宮中正殿に集め、帝國憲法發布の式を擧げ、左の勅語を賜うた。

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ而して同日、贈太政大臣岩倉具視、前左大臣故島津久光、贈從一位毛利敬親、贈從一位山内豐信、贈從二位鍋島直正、贈右大臣大久保利通、贈正二位木戸孝允の墓前、及び靖國神社に勅使を派して、今日の盛事を申告し、故西郷隆盛の賊名を除いて正三位を贈り、故藤田誠之進、故佐久間修理、故吉田寅次郎に各正四位を贈り、廷臣の生父現存する者には位階を授け、全國の老耄には、養老金を賜ひ、且つ大赦令を布

いて、一般刑法及び海陸軍刑法中國事犯其他政治に關する罪、保安條例の罪、集會條例の罪、治安を妨害するの目的を以て爆發物取締罰則を犯す罪、新聞紙條例及び出版條例中治安妨害に關する罪は、悉く赦免された。

## 三、憲法上諭

同時に又、議院法、衆議院議員選舉法、貴族院令、會計法等が發布された。憲法卷首の上諭に曰く

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ



將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

明治十四年十月十二日の詔命を拜して以來、大旱の雲霓を望むが如かりし其日は來たのである。生命財産を賭して、民權の伸張、國會の開設を唱へ來つた人々が、此の日を迎へて此盛典に遭ひ、此の聖仁の宏大なるを拜して、いかに感激したかは、恐らく後人の想像も及ばぬところであらう。嘗に、直接此の運動に参加した人々のみならず、多數國民中、未だ憲法の何物たるかを審かにせざる者迄も、歡天喜地の情抑へ難く、欣躍拊舞の餘、そこに幾多の笑話喜劇をさへ生むほどの有頂天ぶりであつた。

#### 四、憲法發布の頌辭

當時、朝野新聞の記者たりし木堂は、謹んで左の頌辭を弑し、同日の朝野社説欄に掲げて、振古未曾有の盛典に會せる布衣奉祝の忱を敘べた。

#### 憲法發布

謹テ惟ルニ 天祖降臨以還、聖子神孫世々相承ケ、數千年ノ久キニ互リ大鼎遷ラス、金甌缺クルナシ、五洲萬邦孰レカ能ク神聖不贖我カ大八洲ニ比スル者ゾ、蓋シ覆載ノ間未タ有ラサル所、矧ンヤ

今上睿聖文武皇帝即位ノ初メ、列聖ノ光訓ヲ紹カセ、復古ノ大典ヲ行ハセ、四目ヲ明ニシ、四聰ヲ達シ、弛ヲ張り廢ヲ興サセ玉ヒ、放勳極リ無ク四表ニ光被シ、百姓昭明萬邦協和ス。洵ニ千古ノ盛運ナリ、矧ンヤ維レ明治二十二年二月十有一日

皇祖神武皇帝起元ノ大節日ヲ以テ、茲ニ社禩宗廟ヲ祠リ上下神祇ニ告ケ、以テ我帝國憲法ヲ敷キ有衆ヲ率キ、萬機ヲ詢ルノ大典ヲ行ハセ玉フ、我神州開剖以還ハ論ナシ、五洲萬邦歷世帝王孰レカ能ク此ノ如キノ、夫レ歐米ノ成憲美ナラサルニ非ス、第タ其之ヲ得ル美ナラサルヲ恨ム、或ハ君、德ヲ愆チ、臣誠ヲ失ヒ、或ハ君、臣ヲ弑シ、臣、君ヲ弑シ、顛越不恭百殃竝至ル、奈何ソ我カ文恬武熙上下穆々ノ中、此千古ノ大典ヲ行フニ比スヘキ、嗟 陛下ノ盛德何ソ獨リ我臣民ノ長ヘニ之ヲ奉頌スルノミナランヤ

書ニ曰ク「弗詢之謀勿庸」 陛下至仁至愛、四門ヲ闢キ億兆ニ詢ラセ玉フ、其レ我カ億兆臣庶何モノカ能ク 陛下ノ休命ニ對揚シ奉ルヘキ、第タ其レコレヲ欽マン哉、第タ其レコレヲ懋メン哉、又曰ク「可愛非君可畏非衆非民元后何戴后非衆罔與守邦」我臣民ノ忠誠、天賦ニ成リ、萬世ヲ互リテ渝ラス、矧ンヤ穆々上ニ在リ、焉ゾ明々下ニ在ララン、日月天ニ在リ、列聖上ニ在リ、臣等誓テ 陛下ノ休命ヲ長ヘニ翼贊シ奉リ、上下燮和天壤ト窮リ無カラシコトヲ期ス。

又曰ク「一人元良萬邦以貞」今ヤ憲法制定、實ニ東洋萬邦生民以來未タ曾テ有ラサル所、而シテ我邦永ク之カ儀表トナ

リ、萬邦ヲシテ以テ則ル所アラシム、然ラハ則チ東洋萬邦ノ黎民、治ク 陛下ノ德澤ニ浴セン、何ソ獨リ我臣民ノ幸ノミナラン、嗚呼其レ偉ナル哉、願フニ立憲ノ政、基督敎國ニ起リ、白種ノ民ニ行ハレ、古來彼レ獨リ其美ヲ擅ニシ、以爲ク白種ノ民、基督ノ徒ニ非レハ此ノ天祿ヲ享ル能ハスト、安ソ知ラン、東洋先覺ノ邦、黃種ノ民、茲ニ 聖天子ヲ奉シ、此ノ自由政體ヲ開創シ、以テ東方ヲ風靡セントハ、歐洲ノ文物何ソ彼レ獨リ其美ヲ前ニ擅ニスルヲ得ン、我臣民タルモノ其レ之ヲ懋メン哉、或ハ逸豫以テ 聖天子ノ休命ヲ曠フスル勿レ

謹テ案スルニ、憲法ハ國家萬世ノ大典、神聖無極ナリ、故ニ臣等敢テ之ヲ私議セス、唯或ハ理義ノ解シ難ク、衆庶ノ惑ヒ易カラシコトヲ恐レ、臣等古ニ稽ヘ賢ニ詢リ、沈潛講説、別ニ憲法評論ノ一欄ヲ設ケ、以テ衆庶ヲシテ詳ニ聖慮ノ在ル所ヲ知ラシメント欲ス、敢テ僭評私議スルニ非ス、彼ノ群頑衆愚ヲシテ其則ル所ヲ知ラシムルノミ、若シ夫レ之ヲ解クノ詳ナラスシテ或ハ之ニ惑フモノアラハ、我臣民、至忠天稟ニ出ルト云フト雖モ、人心ハ惟レ危ク道心ハ惟レ微ナリ、或ハ敢テ竊ニ之ヲ私議シテ以テ大典ノ神聖ヲ黷スモノナキヲ保セス、故ニ臣等不肖敢テ之レカ解説ノ任ニ當ラントス

抑モ我臣民タルモノ、憲法ノ範圍ニ於テ十全ノ自由ヲ享受セサル可ラス、將タ憲法ニ向テ喙ヲ容ル、カ如キハ不吉不迪コレヨリ甚シキハナシ、之ヲ要スルニ憲法ハ萬法ノ元法タリ、之ヲ卷ケハ萬法一ニ歸シ、之ヲ放テハ萬機道ニ合ヒ、之ク所トシテ善ナラサルハナシ、唯善ト不善ト之ヲ運用スルノ如何ニ在ルノミ、彼ノ英ニ監ミ彼入佛ニ監ミ、又之ヲ列邦成敗ノ蹟ニ監ミレハ、優劣昭々トシテ視ル可シ、我臣民タルモノ尙クハ善美ヲ運用ノ上ニ期シ、長ヘニ 聖天子ノ彝憲ヲ弼ケテ以テ永ク天祿ヲ享ケヨ、嗚呼欽マン哉、懋メン哉。

## 第二節 當路の政治思想

斯くして憲法は發布せられ、億兆蒼生は拊躍欣舞して之を迎へた。愈々明廿三年を以て待望の議會は開設せられんとするのである。明治改元、王政茲に古に復つた三月十四日 天皇紫宸殿に御して、天神地祇に誓はせ給うた五條の聖誓第一章に「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」とある。それが將に實現せられんとして居るのである。壅塞された言路は、茲に開け、壓迫された民權は、茲に伸ぶべき秋が來たのである。併し乍ら時勢の已むべからざるを知らながらも、衷心民論の勃興を憚ばず、殊に政黨を怕ること虎よりも太だしき藩閥政治家の多數が、依然朝に在つて政柄を秉つてゐるのである。是等の人々が、如何に此情勢を觀、如何に聽て開設せらるべき議會に蒞ませんとするか、それは一應、當路大臣の憲法發布に關する訓示演説に聽くのがある。

### 一、所謂超然主義の宣言

時の内閣總理大臣黒田清隆は、憲法發布の翌日、即ち二十二年二月十二日、各地方長官を鹿鳴館に招

集して、左の如き訓示を與へた。

今般憲法發布式を舉行ありて、大日本帝國憲法及之に附隨する諸法令を公布せられたり。謹て惟ふに、明治十四年十月詔を下して、二十三年を期し國會を開く旨を宣言せられ、爾來政府は孜孜として立憲設備の事を務め、昨年四月樞密院設立の後は、直に憲法及諸法令の草案を同院に下され、會議毎に聖上臨御ましまし深く宸慮を盡し親しく裁定あらせられたり。叡旨の歸する所を要するに、益我國體の本源に基き、祖宗の遺訓に遵ひ、永遠の基業を定めて則を後昆に垂れ、國本を鞏固にして衆庶と福祉を共にするにあり。仍て將來百般の行政は、此科條に準據して進路に副はんことを務むるは、行政の責に當る者の職任にして、宜く日夜勉勵し以て從事すべきなり。帝國議會は明年を以て開設せらるべし。凡そ我臣民たる者、誰か公權を優重せられ公議を伸暢せらるゝ聖上無疆の恩徳を欽仰せざらんや、議會開設の時に至り、議員の選に當る者は、各忠實の誠を盡して國事に參預し、上下和融の美を成し、以て慈仁の旨に奉答せんことを今より切に望む所なり。若し奔競浮躁徒に紛擾を事とし、議會の體面を損し自ら其作用を公衆に失ふが如きことあらば、遂に立憲の盛意を曠くするに至らん。地方牧民の責に當る各員、意を加へて誘導啓發あらんことを欲するなり。

憲法は敢て臣民の一辭を容るゝ所に非ざるは勿論なり、唯だ施政上の意見は人々其所説を異にし、其合同する者相投して團結をなし所謂政黨なる者の政會に存立するは亦情勢の免れざる所なり、然れども政府は、常に、一定の方向を取り、超然として政黨の外に立ち、至正の道に居らざる可らず、各員宜く意を此に留め、不偏不黨の心を以て人民に臨み、撫馭宜きを得、以て國家隆盛の治を助けんことを勉むべきなり。

政府は從來經費の節減を謀り、民力の休養を勉むと雖も、外來事變常に豫期の外に出て、其必需の用に供せざるを得ず、去る十八年官制改革以來銳意に冗員を汰し、繁文を省き、浮費を減ずることに從事するも更に將來に向て不急の用を節して國民を充實すること務めんとす。抑凡百の事業は、進歩と整理と併行して始めて結果を收むるは普通の道理なり、故に進歩の中に整理を顧み、順序を逐て運動し、堅忍不拔一意貫徹、功を淺近に求めずして事を永遠に慮り、浮華虚飾の弊を矯め、勤儉の風を養成し且つ民治上務て煩苛

の失を除き、政務の機關をして活動せしめんことを期待するなり。

以上陳述する所は、今回國家大典の發布を祝すると共に、將來聖旨を遵行して國家に盡す所の趣旨を申明するに外ならず、各員の能く體諒せられんことを冀望す。

所謂「超然主義の宣言」これであつて、爾來藩閥政治家の金科玉條とされたものである。

黒田は姑らく措く。憲法の立案に関かり、藩閥政治家中隨一の進歩主義者として、憲政樹立第一の功勳を以て自ら居る伊藤博文が、當時如何なる態度を持したか。樞密院議長たりし伊藤は、同月十五日、府縣會議議長及び議員を官邸に集めて、左の如き廣長舌を揮つてゐる。

## 二、伊藤樞府議長の演説

(前略)余は先づ憲法の大意に付て諸君の清聽を煩さん。今般發布せられたる憲法は、言ふまでもなく欽定憲法なり、蓋欽定とは諸君の熟知せらるゝ如く、天子親ら定め賜ふの辭にして、天子の特許して一國の臣民に贈與し給ふの義なり、故に此憲法は、全く、天皇陛下の仁恵に由り、臣民に贈與し給ひしものなるを恒に諸君の心に銘して記憶せられんことを冀望す。

抑我が憲法は、六章七十六條を以て成立するものにして、諸君は業既に反覆熟讀せられたるべきを以て、今各條を引擧して辯論するの要なきを信す。

第一章は、十七條を以て成立し、天皇の大權を規定し、第二章は、十五條を以て成立し、臣民の權利を規定し、第三章は、二十二條を以て成立し、議會の組織權限を規定し、第四章は二條を以て成立し、國務大臣、樞密顧問の責任を規定し、第五章は五條より成立

し、司法權を規定し、第六章は、十一條を以て成立し、會計を規定す。其他は補則にして四條を以て成立し、憲法の變更及憲法を發布せらるゝに際し、法律規則の相矛盾するものを無効なりとするの類を規定せり。

今我が憲法制定の體式を以て他の立憲法國の憲法と比較するに、其間大差別の存するものあり、乃ち第一章に君主の大權即ち主權を明記するものは、他國の憲法に其例あるを見ざる所なり、而して其然る所以の者は一考直に了解するを得べし、抑も我が日本國は、開闢の始より 天皇親ら開き給ひ 天皇自ら治め給ふを以て、之を憲法的首條に載するは實に我が國體に適應するものと謂ふべし、是他國の憲法と大に其構成體裁を同くせざる所以なり。而して第二章は、臣民たる者の當に享くべきの權利と常に盡すべきの義務とを掲げたり。想ふに法律の範圍内に於て常に臣民の享くべきの權利は、約ね羅列して餘す所なし。第三章は 天皇立法權を行はせらるゝに當り、豫じめ臣民の代表者に詢謀し、其協賛を得らるゝが爲に構成すべき集合體の制を載す。其他條章に付ては殊に贅辯するを要せず。

今般發布せられたる憲法は 天皇陛下の深く聖慮を勞し給ひ、又充分審議を盡させ給ひし所にして、此憲法に於て、日本國民たる者の享受すべき權利の境域は甚だ廣汎にして、普通憲法學上より之を論ずるも、殆ど完全なりと言ふも敢て不可なかるべし。

それ議會を開設して政治の得失を議するの必要如何を問へば、第一に凡そ法律を制定するは臣民の代表を待て衆議を詢ふを要し、第二に國家の歲計即歲出入を定むるは衆言を聽くことを要す。蓋國庫の歲入は、臣民より徵するの租稅より成立し、歲出は國家生存の爲に必要な需給に充つべきものなるを以て、均しく議會に詢謀して其議決を経るを要す。是則議會を開て政治の得失を議せしむるの最大效力なり、而して我憲法中此二個の最大要素は、整然として備る所あるを見るべし。

次に政府は如何なるものなるかと言へば、乃ち政府は 天皇陛下の政府なりと言はざるべからず。我政府は、主權の存する所に支配せられ活動すべきものなり、蓋我國の主權は 天皇陛下の玉體に集合するを以て、百揆の政皆之を 至尊に總へて、其綱領を攬らるゝなり、宰相の如きも、獨り 天皇陛下の任免し給ふ所にして、敢て他の干預を待たず、而して宰相は國政を行ふに於て其責任を負は

ざる可らず、即責任宰相たらざるべからざるなり。是も亦憲法學上に於て種々議論ある事なれども、我國將來の政體に於ては、責任宰相たることは、既に炳焉として更に疑を容るゝの地なしと云ふて可なり。予は論點を前に旋し主權に付て一言せん、抑主權に於ては、歐米學者の説く所數派に分れ、未だ全く歸一せる所なしと雖も、畢竟其國の歴史人情風俗等の異なるより、各々其國の成立を同くせざるを以て、主權の歸着に差違あるは各國皆然りと云ふべし。而して或は君主國と稱するも、主權必ず君主に存せずして却て君民の間にあるものあり、或は主權民に在りと言ふも、其實然らざるものあり、彼共和國に在ては、主權全く人民に在りと雖も、我國の如きは開闢以來の歴史と事實とに徴して、主權は君主即ち王室に存し、未だ曾て主權の他に移りたるの事實なく、又移るべきの道理あらざるなり、是を以て憲法已に定まり、人民は其範圍内に於て、今般の權利を享受することを得るも、是を以て主權人民に移れりと思はゞ是謬見の最も大なるものなり。何となれば臣民の權利を規定せらるゝも、主權は依然 天皇陛下の有し給ふ所なればなり、試に國家學の大體より論ずるも、一國と言はゞ國家を爲すものならざるべからず、而して國家庶般の權力は、主權者の總攬する所なり、歐洲に於ても中古主權論の囂々たる時に當り、孟的斯鳩の如きは、彼三權分立の説を主張したり、蓋三權分立とは、諸君の了知せらるゝ如く、立法司法行政の三權を三個の機關として各々獨立せしむべしといふに在り、而して輓近の學者が學術上に教へ、事實に徴して唱導する所の説に於ては、主權は、歸一にして分つべからずといふに在り、譬は人身の四支百骸ありて而して精神の經路は總て皆其本源を首腦に取るが如きなり、是を以て今の時に當り、主權を講ずるの學者は、概ね皆主權の分割すべからず、必ず歸一せざるべからざることを唱導せざるものなし、而して此學說の偶々我國體に基く所の主權の解說と相投合するもの豈故なしとせんや、既に主權は歸一にして分割すべからず、獨り君主の一身に存する以上は、國家の官吏たるものの動作は、主權之を爲さしむるなり、故に行政各部の活動は主權の委任に過ぎずして決して固有のものにあらず、故に官吏の動作は委任權にして行政各部の機關は、支派を別ち各々定分を有して獨立に運動するの機關を有するに拘らず、歸一の主權は君主の總攬せらるゝ所なり、是を以て假令議會を開き公議輿論の府と爲すも、主權は唯だ君主の一身に存在することを遺忘すべからず。然りと雖も憲法を以て立法權の活用を規定せら

る、以上は 天皇固有の大権を施用せらるゝに當りては、謀議周匝を旨とし、輿論の公平を期し、以て臣民と和同して之を行はせらる、是憲法の約束なり、然ども將來如何の事變に遭遇するも、日本に於ては開關以來の國體に基き上元首の位を保ち、決して主権の民衆に移らざることを希望して止まざるなり。

夫れ憲法は永遠不磨の寶典たるを以て、其規定する所は 天皇陛下も官吏も人民も等しく其範圍内に於て享くべきの權利に依て、各其働を爲して以て一國の幸福を増進することを期せざるべからず、是 天皇陛下の大典を親裁して天下に宣布し給ふ所以にして、要唯だ上下和同して内は一國の幸福を増し、外は我國威を張るの歡應に在らせらるゝは昭々たり、故に今憲法發布の盛事を歡呼し、其權利を曉知すると共に 天皇陛下の至仁至愛の歡應に對し奉り其 歡應を奉戴せんこと全く余が冀望に堪へざる所なり。凡そ一國の事を分析すれば、政治上にもせよ、又人民の營業上にもせよ、各々其利害得失を異にする點より此を利とし、彼を害とするは數の免れざる所なり、素より其の得失の繋る所を以て分岐するは妨げずと雖も、其歸着する點は一國の和同ならざるべからず 聖天子の御心も亦此に外ならざるなり、故に異日憲法の實行を観るの日に於て、代表者を出して政治に參與せしむるも、國家の存續即君民間調和の切要なることを遺忘すべからざるなり。諸君は各々其住居する地の相異なるに隨ひ、其人情風俗利害得失の異同あるも、君民調和の一事に至ては常に其心を一にせざるべからず、此點に付ては余は諸君の力に倚り、漸く諸君の郷里の人々をして此心を養はしめ、併せて今余の述べたる 聖天子の歡應を傳へられんことを深く希望せざるを得ず。

次に予は政黨に論及せんとす。既に各地の人情風俗等を異にし、各々其利害を同ふせざるの點より、府縣會と雖も猶且つ小黨派の存するを見る、況や憲法を設け議會を開かんとするに當り、黨派の起るは人類群集の上に於て免るべからざるの類なり、然ども他日國家の政事を臣民代表者の議決に付するに當ては、其利害は一府縣の利害得失に非ずして則延て全國の利害得失となるべし、故に苟も帝國議會の議員たるものは、自己の選舉せられたる一部の臣民を代表するにあらずして全國の臣民を代表し、敢て郷里の利害に踞踏せずして汎く全國の利害得失を洞察し、専ら自己の良心を以て判斷するの覺悟なかるべからず、然りと雖も互に其意見を異にするに

至ては、勢ひ黨派を生ずべし、蓋議會又は一社會に於ては、黨派の興起するは免れ難しと雖も、一政府の黨派は甚だ不可なり、予は聊茲に學問上の講究を爲さざるを得ず。抑歐洲の黨派の如きも、一利一害よりして其黨派の争を爲すや、素より政治上の主義目的あるを要すと雖も、事々物々に其目的を豫定するものにあらず、何となれば時と場合とに依り、政府は之に適應するの處置を施さざるべからざるの責守あるものなればなり、故に苟も政府たるもの、其は彼黨の爲なり、此は我黨の爲なりとして、自黨を庇護することあるべからず、却て政府は我國威を宣揚し、内に對しては臣民一般の幸福を増進することを念はざるべからず、是政府當行の責守にして政府其ものの固有の義務なりとす。或は自黨の唱道する所も、時ありては之を排撃せざるを得ざるべし、其遭遇したる時機と場合とに依りては此の如き處置を要するは蓋勢の免れざる所なり。

凡そ政黨政府の國を観るに稱すべきものは甚だ稀なり。既に前に述べたる如く、我國に於て主権は之を 天皇に歸するを以て 天皇陛下は、全國を統治し給ひ、宰相は天職を行はせらるゝに付ての輔弼たるのみ、而して其輔弼たるの任に至つては一定の分義なかるべからず、蓋し君主は臣民の上に位し、各政黨の外に立つものなり。故に一の黨派の爲に利を與へ、他の黨派の爲に害を與ふるの政治を施すべきものにあらず、則不偏不黨ならざるべからず。又宰相は可否獻替して天職を輔佐し奉るものなるを以て、政府をして排に黨派の左右する所たらしむる亦甚だ容易ならず、歐洲の歴史を緝て黨派政府の跡を見るに、常に一の黨は必ず之を行ひ必ず彼を排くと云ふ一定不動の主義を採るに非ず、時としては唯だ人民の東西に分れて互に勢を制せんとするの觀なきにしもあらず、試に黨派政府を以て稱せらるゝ英國の内閣更迭の跡に就て之を観るに、必ずしも道理にのみ支配せらるゝにあらずして、多くは偶然勢の然らしむるものなりと認むるも敢て不可なきが如し、而して其國の事情に照せば、場合に依ては黨派政府の利なることあり、又全く然らざることあるべし。此事たるや、我國に於ても亦今日に至るまで、既に一の問題たりしを以て、憲法發布の後に在ては、大に考慮すべき事項なるを信じ、予は予の所見を伏臆なく吐露するなり。畢竟黨派は民間に在りては止むを得ざる結果なりと雖も、是を以て政府にまで及ぼすは難事なりと思考せざるを得ず、將來の大勢は、能く一人の抑制し、又は作爲し得べき所にあらざるを以て容易に確

定するを得ずと雖も、憲法の規定する所を按し、議會の前途を考ふるときは、我 天皇陛下は、九五の位を踐みて大政を統治し給ふと云ふに在り、歐洲一種の學者中には、王は、一國を統ふるも一國を治せず、と唱ふるものあり、英國の政體は、即是なり。我日本の政體に於て 天皇は一切の國權を總攬して此國を統治し給ふを以て、宰相の進退一に勅裁に出でざるべからず、素より衆望に協ふと否らざると、又能不能との如き 陛下親ら裁鑒し給ふ所なり。而して宰相は一國の責任を帯び、國家の安危を擔ふに堪ふるの材能を擧用せらるべきは、亦論を待たざるなり。今後議會を開き、政事を公議輿論に問はんとするに當り、遽に議會政府即政黨を以て内閣を組織せんと望むが如き、最も至險の事たるを免れず、蓋黨派の利を説くもの少からずと雖も、既に一國の基軸定り、政治をして公議の府に據らしむるには、充分の力を養成するを要す、若し此必要を缺て、容易に國家の根本を搖撼するが如きことあらば、將來の不利果して如何ぞや、是予の私に憂慮する所なり。諸君に於ても、亦希くは予の誠意正心を以て叙述したる言語を咀嚼翫味せられんことを。凡そ一國の利害得失は、政府のなす所に關係するもの多し、而して政府の常に爲すべきことは、國內を同一視して偏頗なきに在り、其第一の要は、之を公にすること、次に其人物の力に依ること是なり。蓋一國の責任を負ふこと、之を口に言ふは甚だ易しと雖も、實際に之を行ふは甚だ難し。國民たるもの、能く此難事を察せず、遂に平和を望んで平和を破るの極に陥る如きことあらば、實に一國の不幸なり、予は信ず、今は憲法政治の初歩の日なり、若し、今日にして不幸にも進路を誤るとき、異日の安固を期すべからざらん。諸君は苟も一府縣民の望を負ふて議員となり、又其中に就き推されて議長となりたる人々なるを以て、直に解せらるべし。予不肖と雖も國家の幸福と人民の安寧を希ふ一片の赤心を以て諸君に告ぐ、世上動もすれば藩閥政府と云ひ、又薩長政府と説き、今の當路者は永久其地位を保たんに戀するが如く評するものもあるも、是揣摩の甚しきものなり。試に維新以還今日に至るまで二十年間政府の施措したる事業を顧れば、自ら釋然たるべし。而して固より其間意の如くならざるもの多しと雖も、維新の大業を肩けたる者にして苟も一身の安泰を護るの意に出でざるは亦明ならん。今在廷の官員即予の同僚の各大臣は、皆 皇室を重んじ、國家を重んじ、人民を重んじ、國家人民の爲に其身心を致す者なるは、予の深く信ずる所なり。又職務上斯の如くならざるを得ざる

なり、又維新以來經理したる事業の一を指點せば、彼一般の教育を奨励したる如きは、政府の意全く人材を陶冶せんことを願ふに在り、豈人民を抑壓して己れ永く顯要の地位を占めんと欲するものあらんや。斯の如き事は、獨り我政府の目的ならざるのみならず、今日國家を經理するに於て爲し能はざる所なり。我が國二十年來長足の進歩をなしたるは、事實に徴して疑ひなきなり、試に回顧して二十年前の日本と、今日の日本とを比較せば、恐らくは別乾坤の感あらん、今後此方針に従ひ、上下相待て誤ることなく、相共に駁として進歩するときは、遂に吾人の國家に對する最大目的を達するに至るべし。

以上は政府の國是とする所を行ふの一事例を擧ぐるに過ぎず、凡て斯の如き事項は、黨派の成立するに拘らず、又何の黨派たるを問はず、均しく此點を誤らざれば一國の進運を視ること必ず同一ならん。若し一方は非常の利となし、他の一方は之を大害視する如きなからんを欲するのみ。予が曾て記憶する所によれば、彼高名なる伊國の宰相「カブール」が、議院に對して曰く、伊國人民たる諸君は、伊國の爲に今日まで非常に盡力したりと雖も、尙ほ將來に於ても大に盡力せざるべからず。諸君は伊國の勇氣と文化を進歩せしめたる祖先の子孫なり、伊國人は何れの邦國にも劣らざる文治の國に生息し、完全なる權利を享有しつゝある伊國人なることを斷上に示すべしと、予は此憲法の範圍内に於て、其秩序を紊りて以て國家に私せんと謀るが如きは、謬見の最も甚きものなることを斷定せざる可らず、故に予が斯の如き過ちに陥らざる爲に、日本人たるものは 天皇陛下の至仁至愛の叡慮を肝膽に命ずべし。而して上下共同して一國の獨立を謀り、世界各國に向ても日本は斯の如きものなりと、國光を宣揚せんこと、予が畢生の志なり。伊藤博文は、之を措きて他に望あることなし、予は明治六年十月二十四日より内閣に入り、爾來一日も内閣を去りたることなく、十五年間餘は、天皇陛下の聖慮を奉戴し、岩倉、大久保、木戸先輩諸氏の國家の爲めに計畫したる精神を繼ぎ、射ら力のあらん限り盡さんことを決心したり、予は素より卑賤に出で、學淺く才短く、斯の如き地位を保つに當らずと雖も 天皇陛下の恩遇を蒙り、先輩は或は病に仆れ、或は兇手に斃れたるを以て、此寵恩に對し奉り、今日まで微力の限りを効して、聊國家に盡さんと決したりと雖も、其及ばざること多きを知る、是皆予の甘んじて其責に當らんとする所なり。予は今諸君に將來我が國は上下共同して進歩するの希望を述べ、併

せて予の素志のある所を告ぐるのみ。

### 三、大隈外相の演説

外務大臣大隈重信も亦、二月二十一日夜、在京中の府縣會議長三十餘名を招いて饗宴を張り、席上左の演説を試みた。(當日の案内状は、加藤政之助の名を以て發せられ、集る者は殆んど改進黨主義者のみであつたから、大隈個人としての私的催しであつたらう。)

流石に大隈は、政黨の創立者であり、民間輿論の早くも、當路爲す所に慊らざる空氣を知つてゐたことは、此の演説に依つても窺はれる。

我憲法の事に就き、世間にては種々の説を爲すものもあつて、演説に新聞に不服を訴ふるが如き有様なれど、一體憲法の妙は、運用如何にあることなれば、法文の規定が不充分なりとてのみ不服を唱ふるに當らず、特に夫の政黨内閣の制の如きは、憲法中に規定すべき筈のものにあらざれば、固より明記しあらざれど、若し政黨員にして、皇帝陛下の御信任を得、併せて輿望の歸する所となりたらんには、政黨内閣の實を見ること難きにあらざるべし、現に英國の如きも、歴史上の發達に依て、今日の狀態を致せしものなれば、我國とても、政黨の發達次第にて、英國と同一の狀態を見ること能はざるの理あることなし云々、『明治政史』に據る)

### 四、山縣首相の訓示

黒田内閣辭職して、三條内閣之を繼ぎ、間もなく第一次山縣内閣が成立した。(二十二年十二月廿四日)而して首相山縣有朋は、其翌二十五日、地方長官に向つて左の訓示を發した。

憲法の實施は方に近きにあり、國家の盛事日を期して待つ時に當り、他の一方に於ては人心激昂して政論に競争し、黨比して相闘く亦勢の免れざる所なり。加ふるに外交事件の困難を以てし、轉々物論洶起の媒を爲すに際したり。此時に當り、中外官僚の務は、唯一意純誠聖旨を奉體し、至難を凌ぎ同心協力以て立憲の大事を賛げ、終局の美果を收むるの一途あるのみ、本官不肖なりと雖も、各位と共に力の有る所を盡して、此の至難の義務を全くせむことを願ふものなり。

地方の施政は、各位既に分憂の任に當り、其計畫措置各々一定の針路あり、今茲に最も注意を要する所の者は、此の時に當り、各位は宜しく屹然として中流の砥柱たるべきのみならず、亦宜しく人民の爲めに適當の標準を示し其偏頗を抑へ、向ふ所を謬らざらしむることを勉めざるべからず、要するに行政權は至尊の大權なり、其施行の任に當る者は宜しく各種政黨の外に立ち、引援附比の習を去り、専ら公正の方向を取り、以て職任の重きに對すべきなり。

教育殖産其他内地の事業は、仍ほ改正振起を要する者あるに拘らず、二十年來の經營に依り、漸くに其歩を進め、駁々として前途の望むべきあり、今或は一時政論激動の爲めに挫折停滯せば、忽ちにして退却の狀を現はすに至らむとす、是亦、宜しく意を加へて勸導し、以て前緒を繼續し、人民の幸福を増進することを期すべきなり。

一地方の公益は、全國の公益と必しも相干渉せざるものあり、故に各地人民の幸福を進めんと欲せば、宜しく政論の外に立ち、各其區域の内に畫策する所あらざるべからず、一村の人民は、各其一村の公益を進め一郡の人民は各其一郡の公益を進め、一縣の人民は各其一縣の公益を進むることを遺忘せず汲々として力むる所を知らば、全國の公益は從つて進路を失はざるは必然の結果ならざるを得ず、今若し之に反して一縣又は一村にして却て中央の政論に熱心し、其選舉又は會議等を機として黨派の爭論を開くことあらば、其勢延て小民に及び、怨讎相結び、狂暴之に乗じ、春風和風子を育し孫を長するの地は、轉じて喧囂紛争の巷となり、家を富まし國

を利するの業は、得て興すべからざらんとす。之を各國の歴史に徴するに、古今政體變遷の間、尤も恐るべく尤も戒むべきの事情なりとす。是れ畢竟中央政治と地方政治とを混淆するの謬の致す所にあらずんばならず。今遽に是等深奥の理論を分析して、地方の政論を一轉するは極めて至難の事に屬すと雖も、各位若し懇に意を加へて提撕訓導し、其良知に訴へ、釋然たる所あらしめば、猶ほ其横流を未決に救ひ、前途平易に歸する事を望むべきなり。

治道の要は、平易にして民に近づき、上下阻隔する所なく、法律規則の外に於て儼然として親和する所あらん事を欲す。處務手数の繁細及延滞なるにより、小民をして徒に其時を失はしむるは、最も厭苦を招くの道なり、是れ宜く及ぶべく簡易敏速を主とし、力めて煩苛の弊を除くべし。

地方の經濟は、其要勤儉にあり、奢美相競ふは殖産僅に進むの國に在りて、最も富源の毒を流すものあり、親民の官は宜く清廉を守り、貨利豪華の習を痛斥せざるべからず、地方の風氣一たび敗るゝときは、人心離散して復た收拾すべからざるに至らん。

本官各位と相見るの期近きにありと雖も、地方の事情深く憂慮に切なり、茲に謹みて 聖旨を受け、聊政治の務を示す、各位の厚く此の意を體せられんことを望む。

超えて翌年二月十三日、山縣兼任内相は、更に地方官諮問會席上に於て一場の訓示を與へた。今其中から、政黨に關する部分を左に抄録する。

「……余は又大局上より熟々方今の形勢を察するに政治上の運動は動もすれば黨派の軋轢となり、延て社交上の私事に及ぼし、或は爲すべきの事業を抛棄し、時間と勞力とを擧て不生産的の政論に糜費し、遂に其方向を誤り、往々罪辟に觸るゝ者あるに至る、其弊の及ぼす所將に國內に瀰蔓し、經濟上に道德上に及び政治上に漸く國民の幸福を損し、國家の昌榮を害するの虞あらんとす。凡そ新政を創始するに當り、一たび情欲の爲に之を誤用せらるゝときは、極めて懼るべき結果を呈し、甚きは國民全體の實力と結合とを脆

弱ならしめ、竟に國家衰亡の源を開くに至る。之を中外の史乘に徴するに、其事例歴々引擧すべきものあり、國家をして此の如き禍源を萌さしめざらんとせば、國民たる者は、常に一致協同を以て最高の目的とせざるべからず、而して之が誘導匡濟の責は、亦施治者の之に任ぜざることを得ざるなり。

陛下曩に憲法制度を以て臣民に惠賜せられたる所以のものは、以て臣民の德義を善美にして幸福を増進せしめんが爲なり。而して臣民は將に憲法に依て自由の程度を高くし、行行く他の開明國と駢列の地位に進むを得んとす、若し吾人にして我立憲制度を實施するの針路に不幸にして一步を誤ることあらば我國民は其榮譽ある位格を失ふに至らん、故に今日に當り眞正なる憲法上の自由を培養して平和に之を享用するは、寔に忠良なる臣民の責務なりとす。

人若し自ら敬し自ら制するの精神なければ、則眞正の自由あることなし、自ら敬するものは必ず他を敬し、他より己の説を尊敬せられんことを欲するものは、亦均く他の説を尊敬せざるべからず、自家執る所に非れば適正の所見なしと爲すが如きは、世其理あることなし、何れの時何れの所を問はず、利害の同じからざる所は隨て各種の異説を出すことあるは勢の免れざる所とす。既に然り則他人の意見と雖も力めて相認容し、互に相調和するにあらざれば、其紛争遂に底止する所なからんとす。憲法制度は異説を調和するに適當の方便にして、暴力悖亂は啻に異説の根帯を斷つこと能はざるのみならず、之をして益々甚しからしめんとす。政治上の問題は決して人類の感想を全括するものにあらず、此等の問題に於て持論を異にするの人和雖も、宗教上又は道德上の所見に於て、或は身上又は社交上の關係に於ては、互に意見を同ふするの場合少しとせず、宗教上道德上若くは身上社交上の關係を擧て、之を度外に措き、獨り政治上の問題に驅逐せらるゝが如きは、着實忠貞の士の宜く取るべき所にあらず、故に政事上黨派の競争を極度に達せしむるは、人生の不幸たることを免れず、況や政治上の争議の爲に、暴力を闘はし、反對者を妨害するに至るは、其一身の爲のみならず、又社會の爲に取らざる所なり。抑國の富強は首として生産的の勞力に依て増進するものなり、故に徒に言論に齟齬し、實業を怠るは決して良民の爲す所に非るを知る。況や自ら其勞力を以て國家の富に毫末を加へざるのみならず却て他人を誘惑して其自守勤



勉の氣風を減損せしむるが如きに於てをや（下略）

以上に依つて、當路の憲政に對する理解の程度を窺ふべく、而して彼等が、政黨及び政黨政治家に對する態度も自から推すことが出来るであらう。

而して木堂は、改進黨創立以來、所謂民權政治家として、藩閥の牙城に迫るべく、此間、着々出陣の準備を進めてゐたのであつた。

### 五、憲法發布第一週年の頌辭

二十三年二月十一日、憲法發布第一週年を迎へて、木堂は又朝野紙上に左の頌辭を掲げた。

維レ明治二十三年、歲庚寅ニ次ル二月十一日、大日本帝國憲法發布第一週年瑞節ニ當ル、草野ノ微臣源朝臣鼎、韓矢田部宿禰行雄、藤原朝臣熹、源朝臣義典、源朝臣忠治、犬養宿禰毅等、朝野新聞社員、誠歡誠躍頓首頌首頌ヲ奉ル。

伏シテ按スレハ 天尊茲ニ降り、八百萬神ヲ天安河ニ集ハセ、以テ詢衆ノ洪謨ヲ貽サセ、列聖之ニ繼キ、八十餘州ヲ天日嗣ニ傳ヘサセ、以テ代天ノ皇極ヲ建テサセ玉フ、地ハ瑞穂ヲ産シテ、八洲洽ク生靈ヲ育シ、海ハ神域ヲ環リテ、孤島別ニ乾坤ヲ開キ、文教蕩トトシテ德風群黎ヲ偃シ、武烈赫トトシテ威靈絕域ニ震フ、三韓ヲ平ケ、以テ兇頑ノ凌暴ヲ懲ラシ、胡元ヲ勦シ以テ神人ノ憤恥ヲ雪ケリ、是ヲ以テ内ハ懜悖ナクシテ神器山河ト安ク、外ハ侵寇ヲ絶チテ玉帛遐邇ト通ス、萬世一系ニシテ皇室姓氏ヲ用ヒス、億兆同祖ニシテ國民人種ヲ別ツナシ、洵ニ萬邦比ナク三陸未タ有ラサル

所ナリ

伏シテ惟レハ 皇帝陛下睿聖玄懿ノ德ヲ以テ、元命乾符ノ紀ニ膺ラセ玉ヒ、封建ヲ廢シテ以テ王政ヲ凌遲ニ復シ、法律ヲ制シテ以テ民權ヲ烏有ニ興シ、府縣ノ會、以テ衆詢ノ門ヲ啓キ、町村ノ制、以テ民治ノ基ヲ勦メ、百弊日ニ革リ、萬機月ニ舉リ、天下首ヲ翹テ德澤ヲ仰キ、兆民心ヲ傾テ至化ヲ觀ル 陛下更ニ銳意治ヲ圖リ勵精化ヲ求メサセ玉ヒ、遠ク千載ノ丕訓ヲ紹テ以テ御今ノ帝儀ヲ建テ、洽ク萬邦ノ成憲ニ參シテ以テ空前ノ大典ヲ敷キ、上ハ 祖宗ノ神休ニ對ヘ下ハ億兆ノ志望ヲ充タサセ玉フ、蓋シ帝室典範、以テ神聖ノ嫡統ヲ正シ、帝國憲法以テ君民ノ政權ヲ明ニシ、國家今來依リ歸スル所アリ、君臣上下遵ヒ守ル所アリ、是ニ於テカ、益々 天位ヲ富嶽ノ高キニ仰キ、更ラニ聖恩ヲ東海ノ深キニ比ス

夫レ立憲ノ美ハ帝王非違ヲ行ハス、責任ノ要ハ補弼咎過ヲ道レス、一人垂拱シテ天下長ヘニ無爲ニ化シ、兆民致誠シテ百揆悉ク共詢ニ成ル、之ヲ稱シテ自由ノ政ト謂ヒ、之ヲ稱シテ聖王ノ道ト謂フ、是故ニ舜典敷奏ニ從フコトヲ傳ヘ、禹謨昌言ヲ尙フコトヲ載シ、索遜夙ニ議政ノ基礎ヲ起シ、歐米茲ニ立憲ノ模範ヲ取レリ、臣等古ニ稽ヘテ以テ三代德化ノ迹ヲ鑒ミ、今ニ照シテ以テ萬國文明ノ本ヲ察シ、是ニ知ル古今其事異リト雖モ東西其揆一ナルコトヲ、然リト雖モ泰西ノ成憲概ネ上下ノ凌虐ニ興リ、本邦ノ大典特リ君臣ノ協贊ニ出ツ、彼ハ則チ暴君汚吏五ニ出テ、亂臣賊子交々起リ、闕廷血ニ穢レ、帝都屍ヲ積ミタルモノ、枚舉ニ遑アラズ、鋒刃ニ憤斃シ、囚獄ニ冤死シタルモノ、何ソ計數ニ堪ヘン、故ニ彼ヲ以テ我ニ準ス、比擬倫ニ非ス、華ヲ以テ夷ニ視フ、等次類ヲ異ニス、嗚呼誰レカ彼ガ慘禍ニ鑒ミテ以テ慎警シ、我カ洪福ヲ慶シテ以テ忻躍セサラン

抑モ貴族ノ院、五爵勳閥ノ良ヲ擢キ、濟々衆士、以テ國華ヲ耀シ、衆議ノ院、四民草野ノ賢ヲ選ミ、彬々多能、以テ邦基ヲ固ム、譬ヘハ日月天ニ懸リ兩儀象ヲ成シ、水火力ヲ競ヒ萬類生ヲ遂クルカ如シ、既ニ族ヲ分子位ヲ別ツト雖モ、固ヨリ源ヲ一ニシ祖ヲ同フスルヲ知ル、假令道ヲ殊ニシテ歩ヲ異ニスト雖モ、安ソ敢ヘテ力ヲ戮セ心ヲ協ヘサラン、矧ヤ均シク是レ萬世忠良ノ臣タリシコトヲ思ヒ、均シク是レ八洲勇武ノ民タリシコトヲ思ヒ、以テ共ニ外邦ニ誇リ、以テ共ニ國家ヲ護ルニ於テヲヤ、又矧ヤ、赫々在天ノ靈、常ニ神州ニ照臨シ玉ヒ、元々舉國ノ民、長ヘニ 聖謨ヲ翼賛スルニ於テヲヤ、臣等唯憾ラクハ弊ヲ芟リ利ヲ興シ、以テ治ヲ圖ルノ材ニ乏シト雖モ、固ヨリ身ヲ忘レ誠ヲ盡シ、以テ國ニ報ユルノ志ニ堅シ、眇爾タル微躬或ハ隆化ヲ補翼シ難キヲ恐ルト雖モ、皓若タル丹心敢テ邦家ヲ作興スルヲ以テ自ラ期ス、伏シテ願クハ 皇帝陛下聖壽無量ニアラセ玉ヒ、大日本憲法萬世無疆ニアランコトヲ、臣等草莽ノ布衣 天顏ニ咫尺シ闕廷ニ稱慶スルヲ得ス、茲ニ大典ヲ拜シ 聖恩ヲ感スルノ至リ、私ニ頌ヲ擬シ以テ誠ヲ表ス、臣鼎臣行雄臣熹臣義典臣忠治臣毅等誠歡誠躍頓首頓首。

註 文中源朝臣鼎は乙部鼎、韓矢田部宿禰行雄は尾崎行雄、藤原朝臣熹は吉田熹六、源朝臣義典は久松義典、源朝臣忠治は町田忠治、犬養宿禰毅は言ふ迄もなく木堂である。

此の頌辭は、後年『尾崎行雄全集』(第四卷)卷頭に、寫真版を掲載された爲めに、或は誤つて尾崎の起草と速断する者もあるけれども、本書前章、當時の朝野新聞記者鶴岡伊作談に據るも、亦其文章の特長に徴するも、木堂たること争ふべくもない。而して人物評論家として明治時代に知られた鳥谷部春江は、其著『續明治人物評論』(明治三十一年十一月稿)中「隈門の絶品」と題して木堂を論評せる中に、此文

に及び、左の如く評してゐる。

「……顧みて今の彼を見れば、一切筆硯を廢して、復た文壇に其名を出さず、是れ區々たる彫鑄の末技毫も策士に用なきを以ての故なるべし。『進歩黨々報』記者、曾て彼に論文の寄稿を求む。彼れ一喝して曰く、乃公の論文を徴する如くんば寧ろ黨報を廢刊せよと、其如何に文を屬するに懶きかを知るに足らむ、而も其實彼は文章に於て専門文章生も及ばざるほどの推誠彫琢を凝らす癖あり。其一例をいへば、前年『朝野新聞』紙上に於て犬養宿禰尾崎朝臣等の奇名を連署したる紀元節の祝辭(註、前掲頌辭を指せるならん)の如き是なり。其文六朝の駢體に倣ひ、措辭壯麗、造句絢爛、之を一讀したるものは、皆以爲らく、是れ恐らくは漢學大家の筆に成れるものなりと、何ぞ料らむ、一字一句悉く木堂の錦心繡腸より出でしものならむとは。聞く彼は今も尙ほ古文を愛讀すと、果して然るや否やは余の固より知る所にあらざれども、要するに彼が文才あるの一事は何人も之を疑ふものあるべからず。云々」

### 第三節 議會直前の政黨

#### 一、各派の離合

議會の開設を直前にして、藩閥政府が對議會策に苦慮したことは言ふ迄もないが、民黨各派も亦、自から其對策に幾多の苦心を費した。

政黨創立當初から此運動に参加し、一貫して民黨の合同を首唱し來つた木堂は、初め改進黨の創立に際して、後藤(象二郎)と大隈との接近を歡んでゐた。後藤の改進黨加盟は遂に實現せられなかつたけれども、その後も木堂は、機會ある毎に、此の政治上の兩先輩の提携を謀つた。黒田内閣に、後藤は遞相となり、大隈は外相となつたが、不幸にして大隈の條約改正問題に依つて、兩者は極度に反目する間柄となつた。若し兩者の聯合に依つて、政黨が組織せられたならば、木堂は、大隈よりは寧ろ後藤の幕下に立つべき關係であつた。(内海青潮著『高人犬養木堂』木堂書入れに據る)

明治二十三年七月に行はれた最初の衆議院議員總選舉の當時、既成政黨の主なるものは、立憲改進黨

大同俱樂部、愛國公黨及び九州同志會位のものであつた。現立憲政友會の前身にして、改進黨に先だつこと一年、明治十四年に組織された自由黨が、當局の壓迫に堪へずして十七年七月悲壯なる解黨式を擧げたことは前既に述べた。明治二十年後藤象二郎に依つて唱へられた大同團結が、二十二年三月後藤の入閣に依つて分裂を來たし、大同俱樂部(政社派)と大同協和會(非政社派)とに別れたことも略叙し盡した。九州同志會は、二十三年四月、九州に於ける進歩主義者諸團體代表者の會合に依つて、組織されたものであるが、同會は同年八月、即ち第一回總選舉直後、更に進んで廣く全國の進歩主義各派に呼びかけて其大聯合を企て、立憲改進黨、大同俱樂部、再興自由黨及び愛國公黨に交渉を開始し、各黨皆之に賛成したのであつたが、大同俱樂部、自由黨及び愛國公黨は、舊自由黨員が多數を占めて居つた爲めに、前年來の行懸りから、立憲改進黨と事を俱にするを憚らず、幾多の曲折を経た上、四派は、一旦各自其黨を解いて新に立憲自由黨を組織したが、改進黨のみは此の聯盟に加はらなかつた。同月、既成政黨外に立てる中立議員は、大成會を組織した。又、同年十二月には、舊大同團結員にして、國家主義を唱ふる者が相會して、國民自由黨を組織した。

#### 二、改進黨の立場

而して木堂の屬する立憲改進黨は、十七年二月、大隈總理を初め、河野敏鎌、前島密、北島治房等、所謂三大老等の連袂脱黨と、當路の壓迫とに依りて、黨勢萎微不振に陥り、纔に餘喘を保つに過ぎざる状態を續けて居たが、自由黨の解黨後は、唯一の民黨として孤城を護り續けた爲めに、漸次世上識者の同情と信頼とを博するに至つた。然るに偶々大隈の條約改正に關して、舉措を誤つた爲めに、太だしく世間の不人氣を招き、大隈の失脚と共に、容易に其頹勢を挽回し難き苦境に陥り、第一回總選舉に於ては、所屬議員を護ること僅に四十一名に過ぎなかつた。而して木堂は、創立以來の立憲改進黨員として、一面また民黨合同の信條から大同俱樂部にも屬して其幹部に在つたが（當時の黨情は、所屬議員の進退に關して、比較的自由であつた）、大同俱樂部が、改進黨以外の他派と結んで、立憲自由黨を組織するに及んで之を去り、立憲改進黨員として選舉にも臨み、第一回帝國議會にも臨んだ。

右の諸政黨は、議院内に於ては、彌生俱樂部、議員集會所、大成會及び國民自由黨の四派に分れ、舊自由黨系の議員は彌生俱樂部に、之に慊らざる少數は國民自由黨に、無所屬中立議員は大成會に、立憲改進黨員は議員集會所の名の下に、専ら政務の調査に従つた。

而して、當時の議員定員三百人中、在野黨たる彌生俱樂部に屬する者百三十人、議員集會所に屬する者四十一人を占めたから、他の議員が悉く政府に左袒するとしても、數に於ては野黨が多きを占める結果であつた。

### 三、曖昧なりし政界の分野

併し、實際に於て、當時の政界の分野は、左程に明確ではなかつた。黨派の離合集散は頻繁に行はれるし、國民の政界、黨情に對する認識も淺かつた。それは第一回總選舉の結果を報じた都下有新聞の記事が、いかに區々であつたかと云ふ一事に依つても知ることが出来る。

時事新報

獨立六九、大同五四、改進黨二、愛國二五、國權二一、自由二〇、自治一五、國民進歩九、保守中立五、未詳一一、未着一九計三〇〇

報知新聞

無所屬八五、改進黨五六、大同四八、愛國自由三七、九州同志會二〇、保守一五、自治一三、

東京新報

庚寅俱樂部一〇五（大同派五五、愛國派三二、自由派一六、合同派二）

改進黨一六

改進黨自由黨二三（九州同志會一九、群馬公議會三、京都公友會一）

保守派一八（保守中正派二、廣島政友會五、熊本國權黨五、其他六）

自治黨一七（京都公民會五、其他一二）

中立八七（未詳三）

大同新報

大同六三、愛國三〇、自由一五、合同二、改進四五、九州進歩黨一九、自治一二、保守一四、中立八二

（此項林田龜太郎著『日本政黨史』に據る）

通信機關もまだ發達してゐなかつた。新聞社の所謂通信網なるものも固より不備であつた。その上是等の新聞の多くは、政黨の機關紙であるか、若くは政黨と何等かの夤縁を有してゐた。その爲めの我田引水もあれば、排他觀念の現はれも免れないにしても、黨名さへ殆んど一致してゐない所を以て見れば、以て當時の政界の分野が、いかに明確を缺き、曖昧を極めて居つたかを知るべきである。

## 第四節 最初の政戦

### 一、岡山縣第三區から

いよいよ待望の時機は來た。二十三年七月一日、これが我が國に於て最初に行はれる衆議院議員總選舉の日なのだ。木堂は、郷里岡山縣第三區の有志に推されて立候補を宣した。志を立て、郷關を出てから正に十六年、その間、幾回か歸郷したことはあるけれども、今度は晴れの檜舞臺に出づべき初陣へ臨むのである、郷里の有志から連りに歸國を促がされながら、容易に動かなかつた木堂は、準備漸く整ひ、機正に熟するを待つて帝都を發つた。流石に武者振ひを禁じ得なかつたことであらう。

第三區は今の都窪、吉備兩郡で、當時は、都宇、窪屋、下道、加陽の四郡に分れて居り、定員一名に對して、候補者は四人立つた。木堂は、當時既に中央に於て名を知られ、それが郷里にも相當響いてゐたのみならず、父祖以來の名門ではあり、殊に曾祖父近齋が庭瀨藩の郡奉行として、藩政上に大きな功績を貽してゐる關係もあり、今一は上京前の師犬飼松窓が猶健在で、及門の子弟頗る多かつた、此の師弟の

情誼がまた、木堂の政戦を有利ならしめる等々、戦はずして早くも壓倒的優勝の地歩を占めてゐた。併し、常に用意の周到なりし木堂は、決して小敵と見て侮ることをしなかつた。殊に、憲政に對する理解を縣民に普及徹底せしむる爲めに、最も言論戦に力を注いだ。選挙區内は勿論、餘力を以て、縣内各地に轉戦した。

### 二、護衛付の應援演説

同じ岡山でも、作州には、早くから舊自由黨の勢力が侵入して居り、其派の候補者は所謂壯士を率ゐて暴れ廻つてゐた。木堂も此處へは護衛の壯士を隨へて臨まねばならなかつた。元來自由黨は、血性男兒の集團であつただけに、同志の間には威勢のいゝのが澤山居つたが、改進黨員は自ら紳士を以て居つただけに、その方の備へは殆んど無かつた。併しいよゝゝ實戦に臨むこととなれば、自から防備の必要を感じざるを得ない。木堂の護衛には、熊本出身の一木齋太郎といふ豪傑が居つて、大に武勇を揮ひ、幾多の話柄を今に遺してゐるが、此の最初の選挙には、一木の同僚三好虎雄が、専ら木堂の身邊を護衛した。

三好は語る。

「……その頃の選挙といふものは、トテも當節の若い人には想像も出来ないほど殺伐なものでした。私は木堂先生の護衛としてお伴をしたのですが、作州の或村の演説會が濟んで、人力車を列ねて歸りかけると、人家の蔭に隠れて、木堂先生を狙つてゐる者がある。一抱もある大きな石を持ち上げて、まさに投げつけやうとしてゐるのです。それを先生は、車の上からぢろりとアノ鋭い眼で睨まへた。對手も流石に威壓されて、ちよつとたじろいたが、その隙に私は車から飛び下りざまに、仕込杖で其奴に斬りつけました。え、無論護身用の武器は携へてゐたものです。なんでも顛顛のあたりから、右肩へかけてすぱりとやつたが、當座の氣轉で直ぐ刀を鞘に納め、其儘傍の石で鞘を叩き割つた。つまり抜刀したとなると事が面倒だから、鞘のまゝで叩きつけたが、鞘が割れて先方が負傷したといふ態にしたものです。先方は五十人からも壯士が入り込んでをつたから、それは大騒ぎになりましたよ。直ぐに警官が駆けつけて来て、警察へ連行されたが、取調べの結果、正當防衛といふことで無罪になりました。私は、その時の先生の沈着いた態度を見て、これは大した膽つ玉の据つた方だと、心から歎服したものでした。」云々

### 三、故老の回顧談

猶ほ、第一回總選挙の事情に關しては、木堂歿後、當時の關係故老の回顧談があるから、それを左に抄録する。

#### 林寛老人の話

私は、木堂先生とは實は同塾の系統でありますので、そんな關係から、率先して選舉にも奔走する一人になりました。それで、私のは最初から身最眞の奔走と云ふわけです。申す迄ありませんが、明治廿三年の國會開設といふものはこれは突然に起つた事ではありません。丁度十年前から民間に於てあまり議論がやかましいので、政府も仕方なく約束した事で、國會論者の大隈參議も、この國會開設の約束と引き替へに官界から追ひ出しを喰ふ。大隈門下の犬養、尾崎の若手連もこれに殉じて統計院から退官したものであるといふ経緯は、當時田舎でも大評判であつたのです。何しても十年間の猶豫であります。段々約束の年が近づくにつれて一體國會が愈々開かれた曉には、岡山では誰と誰であらうなどと、下馬評が自然と行はれたもので、私共の邊では最初から「まづ犬養毅だらうぢやないか」と云ふ噂でした。福澤門下の當時から西郷戦争の從軍記者として早く文名を知られた者ではあるし、引き續き大隈門下の政治家としては既に東京でも高名になつて居る。それに吉備津神宮の祭神と縁の深い家系といふ事がやはり信用を博しまして、旁々「まあ犬養ぢやらうぜ」と話し合つたものです。(中略)先生が西郷戦争の從軍記者として大成功をいたされ、又大隈門下として早く天下に名を知られるやうになつた事を遙かに喜んで居ましたが、彼此年月の経つうちに明治廿三年の總選舉になりました。私共の邊は岡山第三區と云うて、賀陽、下道、都宇、窪屋の四郡でこれが現在の吉備、都窪の二郡に合併されたのです。その頃松窓先生の塾の關係から申せば、犬飼清藏といふ人が、號を松韻と申して一番弟子で、この人が松窓先生の御意見をも體して「第三區ではまづ、犬養の他には無からうぢやないか」と口を切つて、今日の所謂輿論を作りました。この清藏さんの御息が木堂先生首相官邸の御遭難の際に駆けつけて、御臨終を見届けた六郎博士の先代で、まことに因縁と申しませうか。兎も角も私はそのやうな縁故で、誰の彼のと迷うた事もなく、一本筋に奔走を始めたのです。

## 劔持彌惣次老人の話

私も木堂先生とは四十年の御交誼を蒙りましたが、その發端を申せば林さんとは違つて明治廿三年の國會開設であります。それ以前には直接の交はりはありません。全く國會の取り持つ縁と申しませうか。それはやがて、國會が開かれて民選議員といふものが出来て、これが政治に與るやうになると云ふ事は、大分久しい以前から云はれて居つたのですが、さて愈々廿三年の七月に議員の選舉ぢやと、相成りますとこればかりは全く人委せに出来ぬ事で、片田舎の名も無い者ではありませんが、私は改めて此問題を餘程眞面目に考へて見ました。何としても選舉の權利を持つといふ事は、人民にとつて幸福の事で、御一新に劣らぬ大事件ではあるが、一體議員といふものはアヘン、モルヒネ、コロホルムのやうなもので、下手に選んでは却て害を受ける懼がある。これは容易ならぬ事ぢやと考へまして無力ではありましたが、まあ急に人選びに熱心致したやうな譯です。犬養毅と云へば久しく東京へ出たきりの人であるが、高名は郷里にも段々と傳はつて居りまして、何でも東京でも十本の指に數へられる程の人物ぢやといふ評判でありました。然るに誰も見た事もない。いづれ選舉に打つて出るからには御本人が國へ歸つての事であらうが、是非とも其議論を聞いてこちらの意嚮を固めねばならぬと考へました。しかし、何と云うてもまづ犬養毅の他には無からうではないかといふ、知らず知らずの情勢のやうでありました。かれこれ致すうちに木堂先生が御歸郷出来たと見えまして、現在は倉敷市に合併した大高村の村長をして居た小野鷹太郎といふ者の肝入で、沖といふ在の寺で演説會が催されると聞いて、私を誘つてくれる者もあり、旁々早速出掛けました。これが先生との初對面

あります。先生の御歸郷の遅れたのは何でも金策の都合で、結局大隈さんに百五十圓借りて用を足されたと申しませんが、直接に伺つた事ではありません。先生は、當時三十五六の血氣旺盛で、西郷戦争の時分のお寫眞を見ると、髪を房々と分け居られるが、この時は散切で、例の顎髻を既に生やして居られました。どうも眼光の鋭い人だと感じたのを記憶して居ります。

前にも申したやうに、犬養は東京で高名になつたと云ふが、誰しものやうな風に秀でて居るものかサツパリ正體を知らぬ。然し何と云うても東京仕込でありますから、一旦犬養が本眞劍になつて滔々と論じたら一人として分る者はあるまい、これは、一つ本式の演説でなく、まづ話のやうにして國會といふものの説明を平らたく披露して貰はうではないかと、有志寄り寄りの相談になりました。先生にその旨を御依頼しますと快諾なされて、註文のとほり平らたい言葉で國會の大切なる所以のお話がありました。誠に熱心なもので、さやう日半日もかかりましたらうか。聴衆は肝入の者が十四五人、一般の者が百五十人程で、十五圓以上の納税人が有権者であつた時代ですから、當時としては大入盛會であります。

話が前後いたして相済みませぬが、第三區では結局無競争であらうと思つて居りましたところが、茲に一人目星しい相手が立ちました。(この外にも山内是之といふ人が立ちましたが殆ど問題になりませんでした。) それは倉敷の林醇平といふ人で、これは土地の者が擔ぎ出したのです。理窟としては今も昔も變はありません。犬養も好からうが何分にも東京の人で家内の者として心易う話をするやうな譯には參らぬ、林は公開の席で物を云ふ段には犬養の傍にも寄れまいが、永年の地元の者で至極便利ぢや、何と林を一つ擔がうではないか、といふ工合でありました。

この林醇平といふお人は、郡内での顔利きで、林老林老と呼ばれて中々の才人でした。そこで愈々林が立つ事になりますと、倉敷の一帶は林の顔も立てねばならず、別にそちらに熱心に靡くといふのではないが、つまり義理が出来ました。同じ倉敷に小松原慶太郎といふ、この邊での本讀みで、分別の好い、人の集りの中心になるやうな人物がありました。この小松原なぞも林が立つからにはどうも冷淡にも出来まいと申して、林側に合體しました。ところがこの小松原が木堂先生に對して奇抜な役を致したのです。

と云ふのは、前にも申したとほり、元來が演説といふものも生れて始めて聞く者ばかりですから、今日の外國語のやうなもので、東京仕込で本眞劍に喋られては耻を搔かうも知れぬ、これは一つこの邊の物識りを頼んで、念の爲に聴衆の中に坐らせて、その者に總代として聽いて貰うて、後で公平な批評を聞かうではないかと云ふ事に定まりました。それには小松原慶太郎が好いとて、小松原に犬養の演説を聞き取る役を頼んだものです。可笑しな話ですが當時として大變眞面目であります。そこで小松原は、謂はゞ通譯人の役目を引受けて、林醇平に對する義理もあるので、聴衆の中にそつと紛れて犬養毅の議論といふものを靜かに聴きました。靜かに聽いてさて、濟んだ後で小松原の申すには「演説はさほど甘くないが、何しても新聞記者をして居つただけに論も立ち筋もとほる卓識もある。」といふ事でありました。で、何しろあれだけの長い時間喋るのであるから、さぞかし好い議論なのではあらうが、好いにも悪いにも皆目褒めやうが分らぬといふ風であつた。一般の者もこの小松原の批評を聞いて「成程」といふ事に相成つたのです。私共も無力の者ではありませんが、犬養の議論に悉く感服致して、一つ、今夜私の村へも御苦勞を願はうではないか是非共村の者にも演説をして貰はうと思ひ立ちました。何しても日半日も語つた事であるから、木堂先生も



音聲を甚く傷められて、大分疲勞の態に見受けられたのを悲しみましたが、しかし、又改めてと申しても如何かと考へて、無遠慮に御招待しましたところ「それならば行かう」といふ御返事で、今度は眞野彦四郎、安部敏太郎といふやうな土地の者の引受で、村の寺に四五十人程集つて一時間許り、やはり國會の御説明がありました。こんな譯で、それから諸所の演說會を元氣好う巡回なされる度に、段々と犬養の議論といふものに心服致す者が出来まして、それらの者が更に身内の氣分になつて四方へ勧誘を始めたのです。私共も、「犬養の聲を噎らさせるばかりが能ではあるまいぞ」と申して、各自が親戚の縁故縁故をたどつて歩き廻りました。今日で申す運動なのですが、犬養側は下駄を履く者などは一人もありませぬ。皆草鞋か草履で、費用と申しても立看板を出すでなし、握飯の代くらゐのもので、使ひ走りの者に小遣錢程のものは渡しましたが、此とて話にもならぬ金額で、結局第一回の選挙は總て廿六七圓であつたやうに記憶して居ります。林醇平の方は、これは元來が倉敷の町の頭の高い人が運動を致したもので細かく行き渡る迄には參らず、例の小松原慶太郎にしまして、犬養の議論を自ら傾聴して感服したことですから表に立つて先生に桶突くまでには、林側の爲に働きませんでした。いや、倉敷の舊家の中にも「情より義ぢや」と申して、率先して犬養の奔走を致した者もありまして、つまりが倉敷の町も二つに別れました。これには林側も大分焦りまして、他人の批評のやうになります、終ひには一人に幾らかづつ配つたり致しました。御本人はそんな氣持は無かつたのであらうが、まあ買収といふものの起りでせうな。しかし大勢は最早定まりまして、蓋を開けると犬養が千二百票の林が三百票といふ差でありました。

#### 四、記念の樟樹

斯くして木堂は、首尾よく當選の榮冠を贏ち得、議會政治家としての第一歩を踏み出した。爾來其館を捐てる迄、十八回行はれた總選挙に毎回當選（大正十四年一旦議員の任を辭したけれども、選挙區民は其補缺選挙に強ひて推選した爲め、當選十九回）した。

庭瀬の犬養家の邸内にある樟樹は、當時木堂が、政戦を記念する爲めに栽ゑたもので、爾來風霜五十年、鬱茂たる姿は、故邸を訪ふ者をして徐ろに當年を偲ばしむるものがある。

#### 五、當時の選挙法と議員の年齢

當時の衆議院議員選挙法は、各府縣を數區に分ち、概ね二三郡を併せて一選挙區とし、每區、議員一人を擧ぐることを原則としたが、已むを得ずんば一區二人を選出することとし、總員は三百人と限定されてゐた。而して、選挙人は、日本臣民の男子年齢滿二十五歳以上の者、被選挙人は年齢三十歳以上の者で共に選挙人名簿調整の期日前滿一年以上其府縣内に於て直接國稅十五圓以上、（所得稅に付ては同上滿一年以上）を納め、仍ほ引續き之を納むる者なるを要し、且當選人は、選挙人名簿調整の期日前滿一年

以上、其府縣内に於て本籍を定め、住居し、仍ほ引續き住居する者なることを要し、又投票用紙には選舉人の姓名住處を記載したる上、之に捺印するの制であり、自書無能者には吏員の代書を許した。議會開設後民黨各派が、常に選舉區の改正、選舉權の擴張を叫んだのは當然と謂はねばならぬ。

而して此の選舉に依つて當選した議員の年齢は、議員三百人中、三十一歳乃至三十九歳の者百三十六人の多數を占め、四十歳以上四十九歳の者百十四人、五十歳以上五十九歳の者三十六人、六十歳以上の者に至りては僅に十四人を算ふるに過ぎず、平均年齢四十二歳四ヶ月であつた。之を後年に比すれば、少壯議員の多數を占めたことが著しく目に着く。木堂時に三十六歳であつた。

## 第十二章 初期の議會

## 第一節 第一議會の成立

### 一、開院式勅語

明治二十三年一月九日、詔勅を發して十一月二十五日を以て帝國議會を東京に召集し給うた。明治十四年十月十二日、國會開設の勅諭を發し、二十三年を期して議員を召し、國會を開くべきことを天下に宣し給うてから、早くも十星霜、國民多年の翹望は茲に實現されたのである。

貴衆兩院は、直ちに法定諸般の手續を了し、各々院の成立を告ぐるや、同月二十九日、車駕親しく貴族院に臨御、兩院議員を會同せしめて、茲に初めて、帝國議會開院の式が行はれた。實に東洋未だ曾て見ざる盛事である。

當日兩院に對して左の勅語を賜うた。

#### 勅語

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

朕即位以來二十年間ノ經始スル所内治諸般ノ制度粗々其綱領ヲ舉ケタリ庶幾クハ皇祖皇宗ノ遺德ニ倚リ卿等ト俱ニ前ニ繼キ後ヲ啓キ憲法ノ美果ヲ收メ以テ將來ニ益々我帝國ノ光烈ト我臣民ノ忠良ニシテ勇進ナル氣性トヲシテ中外ニ表明ナラシムルコトヲ得ム

朕又夙ニ各國ト盟好ヲ修メ通商ヲ廣メ國勢ヲ振張セムコトヲ期ス幸ニ締盟諸國ノ交際ハ益々親厚ヲ加ヘタリ

陸海ノ軍備ハ内外ノ平和ヲ保全スル爲ニ歳ヲ積テ完實ヲ期セサルヘカラス

明治二十四年度ノ豫算及般法律案ハ朕之ヲ國務大臣ニ命シテ議會ノ議ニ付セシム朕ハ卿等カ公平慎重以テ審議協贊スル所アルコトヲ期シ併セテ將來ニ繼クヘキノ模範ヲ貽サムコトヲ望ム

二、奉 答 文

此の勅語を拜して、貴族院は、左の如き奉答文を捧呈した。

臣貴族院議員等誠恐誠惶恭テ 叙聖文武天皇ニ上奏ス

陛下聖徳日ニ躋リ大憲ヲ煥發シ議會ヲ設ケ衆思ヲ聚メ以テ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セシムコトヲ望ミ賜ヒ今ヤ兩議院ヲ會同セシメ親シク開院ノ盛典ヲ舉ケ優渥ナル勅旨ヲ賜フ臣等區々ノ微衷專ラ帝國ノ隆昌ヲ冀ヒ併セテ臣民ノ慶福ヲ祈ル敢テ大憲ノ條章ヲ恪遵シ所見ヲ啓瀝シテ皇猷ヲ贊襄スル所アルヲ期セサラムヤ臣等恐懼ノ至リニ堪ヘス謹テ奉答ス

然るに衆議院に於ては、奉答は必ず文書を以てすべしとの規則がなき故、言上を以てすべしと主張する者あり、貴族院の如く文書を以てせざるべからずと爲す者あり、更に、奉答は虚禮なりとて、其必要なきを力説する者もあつたが、結局多數に依りて文書を以て奉答すべきことに決し、九名の委員を擧げて起草せしめ、議長之を捧呈した。其奉答文は左の通りである。

恭シク惟ルニ 天皇陛下議會開院ノ盛式ヲ舉ケ優渥ナル聖詔ヲ賜ハル臣等感喜ノ至ニ堪ヘス臣等此ヨリ心力ヲ盡シテ協贊ノ責ヲ全シ以テ陛下ノ信任ニ對ヘ以テ國民ノ委託ニ酬ムトス茲ニ謹テ奉答ス

右兩院の奉答に對し各々左の如き勅語を賜つた。

註 衆議院の奉答文は、委員中江篤介(兆民)之を起草し、同じく委員藤田茂吉(鳴鶴)末廣重恭(龜麿)が、之に修正を加へて確定した。(明治政史)

朕貴族院(衆議院)ノ深厚ナル敬禮ヲ嘉ミス

爾來開院式の勅語に對して、兩院各々奉答文を捧げるのは、此先例に則るものである。

三、議長及副議長の選舉

議會召集當日、衆議院に於ては議長及び副議長の選舉を行ひ翌日左の通り勅任された。

從四位 中 島 信 行

議院法第三條ニ依リ衆議院議長ニ任ス

同上(副議長)

右の内、議長の中島信行は、彌生俱樂部即ち民黨に屬してゐたが、副議長津田眞道は、大成會に屬してゐた。

#### 四、山縣内閣の施政方針

第一回帝國議會に臨んだ第一次山縣内閣の施政方針は、總理大臣山縣有朋に依つて左の如く述べられた。

諸君我が 天皇陛下が至仁なる聖慮に依り、千歳不磨の大典を立てさせられ、今日諸君と俱に此に相會するを得るは、實に國家の爲に慶賀措くこと能はざる所にして、亦本官の光榮とする所なり。

本官は今内外の政務に關し、聊か方針を略述するの期會に遭過せり。政府の執る所の政策は、既に開院の勅命に於て之を明示せられたるを以て、更に本官の辯明を要せずと雖も、其の二三の要點に關して此に梗概を叙述し、以て諸君の公平なる判断を煩さんと欲す。顧みるに舊幕府の鎖港の主義を取りし以來、三百年間、一邦土の太平を保ちたりと雖も、亦惜らくは宇内の大勢と相背馳して實に三百年間の進歩を遅緩ならしめたることを免れず。大政維新の時に膺りて、一旦世運の變遷を察して此の方嚮を一變するや吾人は過去數百年間に延滞したる負債を償還するに、其の及ぶ所の短日月を以てせんことを努力したり。而して吾人が今尙諸君と與に背上に負荷せるの至重の義務は未だ其半を終ふるに至らず、幸に上は 聖天子の宏遠なる皇謨と、下は先進諸君の翼賛計畫と

に依り、規模標準一定する所あり、歩々序を追ひ以て今日あるを致したり。想ふに實際施設の緩急及方法に至ては、人各々見る所ありて、互に出入異同あるは免れざる所なりと雖も、其の大局の方嚮より觀察するときは、吾人は均しく同一の潮流に沿うて進行する者にして、其の趨勢の範圍の内に在りて、一大軌道の外に超出するを得ざるものあることは、本官の斷言するに躊躇せざる所なり。

歳計豫算に付ては、吾人は固より憲法及法律勅令を保持するの責任を負へり。今政府より二十四年度の總豫算を提出せんとするに當り、本官は諸君の慎重公平なる審議協賛に倚信する者なり。

豫算歳出額の大部分を占むるものは、陸海軍に關する經費とす。茲に將來の爲め、政府の所見を吐露して以て諸君の注意を求めんと欲す。今の時に當り、行政及司法の制度は、之を整備して其運用を敏活ならしめ、農工及通商の業務は、益々之を奨励作興して國の實力を養はざるべからず、故に内治は一日も忽にすべからざると同時に、國家の獨立を保持し、國務を振張するは亦た吾人の共同目的にして、此の一定の方嚮は、獨り政府の離るべからざる所の方針たるのみならず將來政治上の局面は、何等の變化を現出するも、凡そ我が國民たる者は、同心戮力して其の進線を湊合し、同一の軌轍を踏んで永遠に此の目的を達することを怠らざるべきなり。

蓋國家獨立自衛の道は、一に主權線を守禦し、二に利益線を防護するに在り、何をか主權線と謂ふ、國疆是なり、何をか利益線と謂ふ、我が主權線の安全と緊く相關係するの區域是なり。凡そ國として主權線を守らざるはなく、又均しく其の利益線を保たざるはなし、方今列國の際に立ち、國家の獨立を維持せんと欲せば獨り主權線を守禦するを以て足れりとせず、必や亦利益線を防護せざる可らず。今者吾人果して主權線を守るに止まらず、亦利益線を保ち、以て國の獨立を完全ならしめんとせば、其の事固より一朝空言の能くすべしに非ず、必や國の資力の許す限り、寸を積み尺を累ね、以て成績を見るの地に達せざるべからざるなり、故に陸海軍の爲に巨大の金額を割かざるべからざるの須要に出るのみ。以上叙述し來りたる要點は、其の大體に於て諸君の協同一致す

る所なるは本官の信じて疑はざる所なり。而して是皆吾人が短迫なる日月を以て償還せざるべからざる重大なる責務にして、此責務を盡さんが爲には、吾人の境遇に隨伴する一己の利益を犠牲にし、公是の在る所を求め、相俱に胸襟を開き、底蘊を盡し、以て歸一の點を得んこと豈難しとせんや。諸君幸に諒察せられよ。

## 第二節 危機を孕める第一議會

### 一、條約問題の質問

黒田、伊藤、山縣等の憲政に對する思想、態度は、前に屢々引用せる訓示、演說等に依つて瞭かである。その言ふ處は、能ふ限り鋭鋒を裹み、修辭を巧みにして、民論の刺戟を避けんと力むる痕を見るが、肚裏の真情は蔽ふべくもない。而も第一議會に蒞める首相山縣は、藩閥政治家の頭目である。多年民權の伸張を唱へ、言論の自由を叫び來たつた在野黨は、縱令事々に一致の歩調をとつて進むことは至難な事情があつたにしても、根本に於て同じ主張に立ち、而も共同の敵を前にしたのである。朝野兩者の衝突は到底免れ難き數と謂はねばならなかつた。

果然、議會劈頭、山縣首相松方藏相の施政方針演說終るや、彌生俱樂部(自由黨)の新井章吾外三十二名の連名を以て、教育、殖産興業、陸海軍費及び條約改正に關する質問があり、各大臣との間に應酬が行はれ、殊に條約改正問題は議場を賑はした。更に豫算案が上程されるに及んで、政府と議院とは、愈々

正面衝突を免れざる情勢に迫られた。

### 二、豫算の査定

議會に提出された明治二十四年度歳出歳入總豫算は

| 歳入             |               | 歳出             |                |
|----------------|---------------|----------------|----------------|
| 經常             | 臨時            | 臨時             | 合計             |
| 七九、四四三、八六四、八七〇 | 一、二三三、一二八、五五一 | 八〇、六七六、九九三、四二一 | 七二、一七一、一八一、七七四 |
|                |               | 八、四六七、五三二、九七〇  | 八〇、六三八、七一四、七四四 |

といふ僅々八千萬圓に過ぎず、是を今日の國家經濟の大に比すれば、眞に隔世の感も嘗ならないのであるが、併し、それには勿論當時の國情をも考慮せねばならず、殊に民黨は多年「經費節減」「民力休養」を標榜し、それが實現を國民の前に公約し來たつたのであるから、民黨議員が多數を占めた衆議院豫算委員會は、之に修正を加へて歳出八百八十八萬餘圓を削減するの査定案を作り、院議また之を可決した。而して吏黨は、此の査定案の通過を阻止する爲めに全力を注ぎ、種々苦肉の策を講じたけれども、

其目的を達する能はず、首相山縣は、維新以來の國是より説き起して査定案反對を表明し、藏相松方の方如きは、暗に衆議院の解散を仄かして議員を威嚇したが、民黨の結束愈々堅く、憲法の保障せる歳出廢除削減に關して政府の同意を求め、政府は、直ちに覆牒を發して之に同意することを拒む等、互に鎬を削つて抗争下らなかつた。

### 第三節 民黨の急先鋒

#### 一、政府の懐柔政策

豫算の査定に關して、政府と議會とは、互に執つて下らず、政府は總辭職か衆議院解散か、二途其一を擇ぶの外なき情勢に迫られた。而も最初の議會なるに顧み、衆議院との正面衝突を避けんことに苦慮したる結果、遂に民黨の一部を懐柔して、その主張を貫くべき陋策に出でた。即ち彌生俱樂部所屬の所謂土佐派議員を誘つて、政府黨と相結ばしめ、政府が豫算修正案不同意の覆牒を送り來るや、是等の土佐派議員は、特別委員を擧げて再び豫算を修正するの議を唱へ、終に此動議が可決された。而して新に選舉された特別委員は、連日政府と交渉して、六百五十有餘萬圓削減の議を協定し、民黨は之に服せず、且つ委員の越權粗漏を非難したが、既に政府黨の多數を制せる今日、如何ともする能はず、院議之を可決し、政府之に同意し、貴族院亦此の送付案を可決して二十四年度豫算は茲に成立した。危機は斯くして去り、豫算は成立し、議會は無事に會期を了へたけれども、政府の懐柔政策と、民黨一部議員の

妥協との間には、種々なる風説を生み、光輝ある我が議會史の第一頁に暗翳を印したことは、甚だ遺憾であつた。

(當時、木堂の筆政を宰しつゝ、ありし朝野新聞が、痛烈なる攻撃を變節議員に加へ、爲めに一味の怨を買つて、木堂が奇禍に遭つたことは、第十一章、鶴岡伊作談中に瞭かである。)

#### 二、木堂の反對演説

一月十二日の全院委員會に、査定案廢棄の動議が提出された。(全院委員長は、議員集會所所屬の島田三郎であつた。)査定案動議の提出者は木堂と同じく岡山縣から選出された大成會所屬の西毅一(薇山と號す)であつた。此の緊急動議に對しては種々の議論を生じたが、無記名投票に依つて採決の結果僅か四票の差を以て、西の動議は上程された。西の論旨は、急激なる政費の削減を非としたもので、理論や用語に關しては揶揄嘲笑する者もあつたが、態度は堂々として其人の篤實誠懇を想はしむるに十分であつた。

當日は二三議員の賛否演説を以て打切り、翌十三日續開、木堂は反對演説を試むべく登壇した。此日は、全員委員長の島田も演説することになつてゐた爲め、委員長席には、中島議長が着いた。委員長



が二百四十四番(註、木堂の議席番號)を磨ぐや木堂は意氣軒昂、精悍の氣を眉宇の間に漂はせながら、其短軀を壇上に運んだ。

演説は左の通りである(議會に於ける演説はすべて議事録に據る)

## ○犬養毅君(二百四十四番)

本員ハ此ノ西毅一君ノ發議ニ對シテ反對意見ヲ持ツテ居ル者デアアル、デ之ヲ簡單ニ述ベル積デアリマスガ、或ハ長クナルカモ知レマセヌ。

西毅一君ノ發議ハ豫算委員ガ違法ノ行ヒヲヤツタトイフ事、此ノ査定案ハ違法ノモノデアルト云フ、ソレカラモ一ツノ趣意ハ、餘リ急激ニ澤山ノ金額ヲ減ズルトイフコトガ不都合デアアル、若シ之ヲ減ズルナラバ少々、減ジナケレバナラヌト云フ此ノ二ツノ様ニ思ヒマス

第一違法ト申スコトハ、如何ナル意味デアルカト云フコトヲ考究シテ見ナケレバナラヌ、デ違法ト申スコトハ論者ノ説ヲ承リマスレバ、官制ニ切込デ居ルト云フコトデアアル、天皇ノ……官制ニ切込ムハ違法デアルト云フノハ、天皇ノ大權ニ屬スルモノハドノ箇條モ議スルコトガ出來ナイト云フ所ノ意見ヲ持ツテ居ラレルヤウニ思フ、若シ 天皇ノ大權ト云フ方ニナレバ、總テノ經費ヲ議スルコトモ、減ズルコトモ出來ナイト云フコトニナツタラ、是ハ大變ノ誤解ト私ハ申シマス、ナゼナレバ 天皇ノ大權ハ議スルコトガ出來ナイト申シマシタレバ、ドウ云フ差支ガ起ルカ、十三條、十四條此憲法ノ二箇條、是ハ即 天皇ノ大權デアアル、併シナガラ之ヲ自由ニ討議ヲ許サレ、自由ノ議決ヲ許ルサ

レデアリマス、六十七條ノ部類デモ何デモナイ、例ヘバ茲ニ一ツノ戰爭ガ起ル、其ノ戰爭ニ就キマシテ經費ガ百萬圓要ル、其ノ案ガ出タラ我々ハ十分ノ討議ヲシテ、自由ニ議決スルコトガ出來ル、或ハ之ヲ半ニ減ズルコトモ、或ハ之ヲ不必要トシテ入費ヲ出サヌト云フコトモ出來ル、戒嚴ニ就イテ一ツノ經費ヲ要スル、此ノ案ガ出タラ此ノ經費ニ就キマシテハ我々ハ之ヲ半ニ減ズルコトモ、三分一ニ減ズルコトモ、ドウスルコトモ、是亦自由ノ決議ノ部類ニ屬シマス、箇様ナモノデ御座リマスカラ、違法ト云フノガ 天皇ノ大權ト云フノデ、天皇ノ大權ニ涉ルモノデアルト云フ方カラハ、決シテ違法ト云フコトハ言ヘマセヌ、若シ是ガ違法デ御座リマシタラバ、 天皇ノ大權ト申スノハ第十條ノ行政各部ノ官制、及ビ俸給ヲ定メルト云フ様ナモノデナイ、第十三條、第十四條均シク是ハ 天皇ノ大權デアツテ、第十三條、第十四條ハ自由ノ議決ガ出來ル、自由ノ討議ヲシタラ大權ト云フ故ヲ以ツテ我々ハ議スルコトガ出來ナイト云フ事ハ相成ヌノデアアル、此ノ論據デ參リマスルト、官制改革ニ議及シタト云フ事ガ、 天皇ノ大權ニ涉ツテ來ルモノデアルカラ、違法ト云フ事ノ議論ハ起リマセヌ。 違法ト云フハ不理窟ナ話デアアル、是ヲ申シマスト發議者ノ申スノハ曖昧デアアルガ、恐ラク斯ウ云フ意ダラウト拙者ハ考ヘル、 天皇ノ大權ト云フ故ヲ以テ是ガ違法ト云フノデナクシテ、六十九條ノ規定ノ歲出ト云フ方デアツテ同意ヲ求メネバラヌ、六十七條ハ規定ノ歲出デアルカラ、自由ニ議スルト云フハ不都合デアルト斯ウ云フ、恐ラクハ議論デ、違法ハ恐ラク之ニ歸着スル他ハナイ、若シモ六十七條ノ規定ノ歲出ト云フコトガ、是デアリマスカラシテ、違法デアルト云ツタラ、何ガ違法デ御座リマセウ、同意ヲ求メサヘスレバ宜イ、同意ヲ求メルニハ如何ナル手續ヲ以テスルカ、其ノ手續ト討議トニ由ツテ議論ガ起リマセウガ、詰リ同意ヲ得レバ、廢除削減シ十分議及スルコトガ出來ル、十分ニ出來ラレル、斯ウ致シタラドチラカラ申シテモ、違法ト云フ議

論ハドウシテモ起ラレル所以ハナイ、憲法ヲ初カラ仕舞マデ幾ラ繰返シテ見タ所ガ、違法ト云フコトハドコニモ出ナイ、簡様ナ憲法ハ十分ニ權利ヲ與ヘラレテキルコトハ明々白々ナコトデアアル、簡様ニ十分憲法ガ權利ヲ與ヘラレテ居ルモノヲ、自ラ好ンデ自ラ求メテソレデ自分ガ議權ヲ：豫算權ヲ縮小シテ、憲法ガ十分許シテ居ル所ヲ、一分二分ノ所デ宜イト云フ考ヘデ御座リマセウ、我々ハ憲法ノ許サヌ所ヲ一步モ侵スコトハシナイ、併シナガラ憲法ノ許ルス丈ハ、十分我々ノ議權ヲ擴メネバナリマセウ、憲法ノ許ス所ヲ自ラ求メテ自ラ縮メテ、個様ナ議權ヲ見棄テルト云フハ甚ダ不都合ナ話デアアル、一時ノ議論一時ノ意見ガ異ナル爲、其ノ議論ノ勝敗ヲ決セン爲、憲法上許サレタル豫算權ヲ我々ノ子孫マデモ、數百年マデ用キベキモノトナサナケレバナライモノヲ、我々ガ一時ノ意見、一時ノ議論ノ異ナルカラシテ、勝ヲ一時ニ占メンガ爲簡様ニ議權ヲ縮小シテハ、實ニ後世ノ爲ニ何ト申シマセウ、ソレ故此ノ違法ト申スコトハ孰レノ議論カラシテモ出テ參ラヌト存ジマス

最ウ一ツハ豫算委員ノ節減ガ多額デアアル減額ガ多イ、簡様ナ金額ヲ一時ニ減ジタラ、行政機關ヲ停メルダラウト云フ心配デアアル、ソレデ其ノ心配カラシテ發議者ハ斯ウ云フ論理ヲ見出シタ、例ヘバ茲ニ千五百萬圓減ズベシトシテ、之ヲ一時ニ減ジテハ不都合デアアル、若シ千五百萬圓減ゼントスルトキハ、今年五百萬圓、明年五百萬圓、又明後年五百萬圓ト、斯ウヤツタラ着實ナ穩當ナ改革デアルト云フ、簡様ナコトヲ發議者ガ申マス、發議者ハ恐ラクハ行政ハ如何ナルコトヲシテ、出來得ベキモノデアアルガ、國政ハ如何ニ行フカヲ御承知ナイ様ニ拙者ハ思フ、試ニオ考ヘニナツタラ分リマセウ、今日五百萬圓減ジ、來年五百萬圓減ジ行政ニ多少ノ變動ヲ毎年惹起シ、始終行政機關ニ變動ヲ起スガ得策デ御座イマセウカ、是ガ着實ト申サレマセウカ、簡様ナ着實ト云フコトハ我々ハ未ダ聞イタコトガ御座リマセ

ヌ、毎年費用ヲ減ジテ毎年五百萬圓ツツ減ジタラ、簡様ナコトガ出來テ來マス、最ウ一ツ私ハ尋ネタイ、三個年年々三個年ニ千五百萬圓削ルベキモノナラ、何故ニ大英斷デ今日之ヲ減ジナイノデアアルカ、況ンヤ千五百萬圓デナクズツ少額デアアル、其金ヲ削ルガ何デ急激デアアル、三箇年間ニ千五百萬圓ガドウシテ削ラレルカ、簡様ナ只今豫算委員ノ減額、是ガドウ決議スルカ分ラヌガ、此金額ヲ使ツタ所ガ行政ノ機關ヲ停メルトハ、ドウシテ停ル如何ニシテ停ル、諸君ノ知ラル、例ヲ御覽ナサレ、明治十三年ニ大改革ヲヤツタ、此改革ニ就キマシテ行政ノ機關ガドウ停ツタカ、我々ハ之ヲ信用スル内閣ノ諸君ニ尋ネル、此時ニ行政ノ機關ガドウ停ツタカ、明治十三年ノ改革ニ行政機關ガドウ停ツタカ、明治十三年ノ改革ト申スハ中々今日ノ有様デハナイ、歳入モ今ヨリ少ク、減ジタ額ト當時ノ歳入ト割合シマシテ、今日ノ豫算委員ガ減ジタ位デハナイ、是ハ急激ノ改革トシテモ決シテ之ガ爲ニ行政ノ機關ハ停ラナカツタノデアアル、加之、多少情實ノ弊ヲ破ツテ多少ノ冗員ヲ沙汰シ、多少ノ冗費ヲ減ジタ結果ハアツタガ、是ガ爲ニ行政各部ノ機關ガ停ツタカト云フニ、我々ハ未ダ聞カナイ、殊ニ明治維新ノ此ノ日本帝國ノ方向ハ如何ニ政治ノ上ニ現レタカ、實ニ明治初年ノ有様ト云フモノハ、舊幕ノ積弊ヲ破ツテ第一ニ儉素：：總テノモノヲ儉約シテ、政治ヲ執ルト云フ方向ニナツテ居ル、試ニ詔勅集ヲ披イテ勅ヲ御覺ナサイ、一々儉約ニアラザルハナシ、簡様ナコトデアアル、其ノ故政治ノ方向モ一隨ニソレニ向ツテ進デ居ル、若シ諸君ガ御記憶デ御座イマセウナラ、私ハ其ノ記憶ヲ喚起シマス、皇城ノ御建築スラ一時ハ、オ止ニナツタト云フ場合デアツタデハナイカ、當時國家疲弊シテ居リマス、歳入ガ寡少經費ガ續カヌト云フ譯デ、皇城ノ御建築スラオ止メニナツタ、今日試ニ調べテ御覽ナサイ、堂々トシテ建ツテ居ルモノハ官吏ノ官宅デアアル、山ノ手ニ往ツテ少シ家ノ立派ナノハ、如何ナル者ガ住ンデ居ルカ、一官吏ナラザルナシ、皇城ノ御建築スラ、

一時才見合セニナツタ方向デアッタニ拘ラズ、廣大ナル華美ナル官宅ニ住ツテ綺羅ヲ飾ル、簡様ナ贅澤ガ行ハレテ居ルデハナイカ、此ノ感じヲ以テ冗員ヲ沙汰シ冗費ヲ節約シタラ、官宅ハ或ハ西洋風ナラ木造ニナリ冗員ガ二十人ナラ十人ニナリ官吏ノ馬車ガ車ニナツタト云フ節減ガ出來マシタラ、如何ナル故ニ行政ノ機關ガ停リマス、官吏ニ贅澤ヲサセナケレバ行政機關ガ運轉シナイ、何故ニ之ヲ節減シテ行政機關ガ停ルカ、試ニ論者ニ承リタイ、斯ウ云フコトヲ申ス是ハ漠然トシタ論デ極都合ノヨイ話ダ、八千萬圓ハ僅々ナモノデアアル、我々ハ收入ヲ最ウ少シ増加シテ、國權ヲ擴張シ國威ヲ輝カシタイト發議者ハ言ハレタ、成程勇壯ナ言葉デアアル、私モ相成ルベクハ御同意致シタイ、處ガ發議者ハ最ウ一ツオ考ヘ下サレタイ、國權ヲ擴張シ國力ヲ張ル、國力ヲ張ルニハ奢侈ヲ行フ官吏ガアツテ、澤山冗費ヲ集メテ冗費ヲ支出スルガ、何故ニ國力ニ關係ヲ有ツテ居リマスカ、若シ國力ヲ張ラントナレバ冗費ヲ節減シ、冗員ヲ沙汰シテ此改革ヲ第一ニヤラナケレバ、國力ヲ増加スルコトハ出來マセヌ、成程國威ヲ高メルハ宜イ、ソレ故官吏ニ贅澤ヲ許ス、簡様不論理ナ話ガドウ云フ考ヘカラ、ドウ云フ胸中カラ浮出ルカ、簡様ナ有様デアアル、ソレ故ニ此冗員ヲ沙汰シ冗費ヲ節シ、改革ヲヤルニハ一向差支ナイ、決シテ行政機關ノ上ニ滯留ヲ及ボシマセヌ、最ウ一ツ私ハ御考ヲ願ヒタイノハ、此ノ財政ト申スモノハ之ヲ運用スル如何ニ依ツテ、隨分少イ金ヲ以テ大キナ效用ヲナスコトカ得ラレル、若シ財政ノ運用ガ下手デアルトカ、或ハ其ノ法ヲ得ナカツタトキハ、何千萬増加スルト雖其ノ效用ガ現レルモノデハナイ、若シ儉約ヲナサツテ御覽ナサイドウデ御座リマセウ、既ニ私ハ此ノ間モ其ノ一段ヲ質問シタガ、追々質問スルデアラウ、明治初年ノ政府ハ實ニ數千萬ノ金ヲ費シタ官有物、官用其ノ他ノ官有物ヲ拂下ニナツタモノハ、幾許アルカドウデ御座リマセウ……幾許御座リマスルカ、百萬圓ノモノガ、五千圓カ若シクハ三千圓位ノ收入ニナツテ、

烟ノ如ク消ヘ失セタ之レヲ相當ニ保存シ相當ニ處理シタナラバ、此ノ外ニ幾百萬圓出來タカモワカラナイ、簡様ナコトノヤリ方ガアレバ、發議者ノ言ハレル如ク一千万圓増ストモ二千万圓増ストモ行政ノ機關ガ擴張シ、甘イコトガ出來ヤウトハ、決シテ我々ハ信ジナイ、ソレ故ニ我々ハ之レヲ要スルニ違法ト云フコトハナイ、經費ニ沿フテ經費ヲ減ズルニ就イテハ、何處マデモ其ノ源ニ議及シテ行クコトガ出來ル、其ノ例ヲ舉ゲマスレバ、第十三條第十四條ノ宣戰講和ノ如キモ、經費ヲ減ズルニ就イテハ之レヲ行フカ、或ハ之レヲ行ハヌカト云フコトノ話ガ出來ル、況ンヤ官制ノ如キ官吏ノ俸給ノ如キ、經費ヲ減ズル點カラ議及シテ、正當ノ手續ヲ踏ンデ同意ヲ求メタナラバ、十分ニ憲法ノ範圍内ニ於テ之ヲ議決スルコトガ出來ルト、我々ハ信ズルモノデアアル、況ンヤ斯ノ如キニ至リマシテハ今申ス如ク決シテ、之ヲ議シテモ行政ノ機關ガ停ラントハ我々ハ夢スラ思ハナイ、最ウ一ツ是ガ先ヅ高イトシマシタナラバ、諸君ドウデ御座イマセウ、之ヲ逐條ニ議スルトキニ御刪リナサツテハドウデ御座イマセウ、一向差支ナイ、頭カラ潰サナクテモ十分ニ削ルコトガ出來ル、發議者ハ實ニ熱心ニ此ノ案ヲ維持サレル……熱心ニ發議サレマシタ、其ノ御熱心ニ最ウ一ツ訴ヘタイコトガアル、此ノ委員ノ查定案ヲ違法ナリトシテ突キ返ス、然ウスルト報告ヲ受ケナイト云フ結果ニナル、然ウスルトドウ致シマス、アトカラ又委員ヲ選ブノデ御座イマスガ、其ノ委員ノ出シタ所ノモノヲ、又不都合デアルト云ツテ又突キ返ス、簡様ニ致シマシタナラバ、何時議決スルコトガ出來マスカ、不幸ニシテ議定ガ出來ナクテ、前年度ニ依ツテ施行致サレルト云フコトガ出來タナラバ、我々議會ハ如何ニシテ此ノ責任ヲ盡クシマセウ……事實ノ上ニ於テ然ウナルデハ御座イマセヌカ……不同意ナレバトテ頭カラ破ルニ及バナイ、逐條ヲ議スルトキニ之ヲ破ルコトガ出來ル、ソレヲ只少シク意見ノ違ヒ、議論ノ相違カラシテ、頭カラ之ヲ破ルト云フノハ……若シ破レタト云フ

コトガ起ツタトキニハ、更ニ委員ヲ選ンデ云々ヤルト云フノデアルガ、其ノ委員ノヤツタモノガ又意見ニ合ハヌトテ、互ニ破リ破ツテ居ル間ニハ日限モ切レル、然ウスルト前年度ニ依ツテ施行シテ行クヨリ外ハ、致方ナイコトニナルデハ御座イマセヌカ、私ハ黨派ノ別一時ノ意見ノ別ニ拘ラズ、此ノ永久ニ豫算權ノ擴張スベキコトヲ御考相成ツテ、經費ハ今日減ジテモ、行政ノ機關ニハ差支ナイト云フコトヲ御考相成ツテ、若シ只今之ヲ破ツタナラバ、僅々ノ日數ノ間ニ之レヲ議定スルコトガ出來ナイ、或ハ豫算ガ成立致サヌト云フ不幸ヲ見ネバナラヌト云フコトヲ御考へ相成ツテ、西毅一君ノ提出セラレタ案ハ、退ケラレンコトヲ希望スルモノデアル。

木堂の後に、二三議員の賛否演説があり、採決の結果、西の緊急動議は否決されたが、兩者の眞摯なる態度は、確に第一議會の生彩であつた。當時議席を占めてゐた兆民居士中江篤介は、兩者に對して、左の如き得意の短評を下してゐる。

西毅一先生、杉霜臺河中島の軍略、犬養毅君、武機山の兵法、此兩君の舉動は、世に所謂硬軟兩派の先鋒となりて、乃ち小西行長然たり、加藤清正然たりしは、近頃愉々快々なりき。我衆議院をして少しく議院らしからしめたりき。厚く兩君に謝す。洒落れるに非ずして本氣なりしが故なりと認定したるは僻目に非ずと信す。西君の査定案排棄論は、孫武の奇を以て書經の意を行ひたりと謂ふべし、犬養君の反駁論は、吳子の正を以て孟子の意を行ひたりと謂はん乎。犬養君、其反身になり、其率直にして而も皮肉なる語氣語調もて、官吏の奢靡の頭上に鐵槌を下したるが如きは、聽者をして毛髮竦然たらしめたりき。五分刻の頭、爛々の眼、精悍の相貌、矮小、脂肪少くして筋と腱ともて構造

したる體幹、無頓着なる風雪中、深刻なる性質を藏し居りはせざるかを思はしむ。云々（『兆民文集』）

### 三、請願委員としての報告其他

以上の豫算査定案廢棄動議に對する反對演説は、一般に木堂の議會に於ける處女演説として傳へられて居るものであるが、其前にも、議會開會後間もなき十二月十二日（二十三年）には、請願委員として請願狀況を報告して居り、超えて二十四年一月十日の豫算案全院委員會では、外務省の經費の支出方に就いての質問演説を試み、而も此の質問は、數回繰返して巨細に互り、頗る政府委員を惱まして居る。又豫算査定案廢棄反對演説を試みたる前日、即ち一月十二日、全院委員會に於て大成會の南磯一郎が、西議員の査定案廢棄動議に賛成せる演説中、佛蘭西革命の事に及ぶや、木堂は議長の許しを得て直ちに演壇に駆け登り、其取消を要求した。

犬養毅君演壇ニ登ル

#### ○犬養毅君（二百四十四番）

私ガ取消ヲ希望スルハ外デハナイ、只今ノ議員ハ佛蘭西革命時代ノ事ヲ申シマシタ、左様ナ不祥ナ言葉ヲ此ノ帝國議會ニ於テ吐クハ議會ノ神聖ヲ瀆スモノデアル、速ニ此ノ言葉ヲ取消スコトヲ私ハ議場ニ訴ヘマス。

〔賛成、賛成シマスト云フ呼ブモノアリ〕  
議長(中島信行君)

諸君ニ申シマス、只今犬養君ノ發議ニ御同意ノ諸君ハ起立。

起立者 多數

〔大津淳一郎君、少シク質問ノコトニ就イテ陳ベタイコトガアリマス〕

議長(中島信行君)

唯今犬養君ノ發議セラレタコトハ、唯今取消ス丈ノコトデアルカラ……

〔工藤行幹君質問ガアリマスカラドウゾオ許シ下サレマセ〕

議長(中島信行君)

高木君ノ演說終ツテカラ……高木正年君。

〔高木正年君演壇ニ登ル〕

〔此特別ニ發言スルモノアリ高木正年君說ヲ述ベズシテ演壇ヲ下ダリ代ツテ犬養毅君演壇ニ登ル〕

○犬養毅君(二百四十四番)

議場ニ向ツテ私ハ此處ニ登リマシテ、取消ス儀ヲ企望致シマシタガ、是ハ懲罰委員ニ掛ケネバナラスト云フコトナラバ懲罰委員ニ掛ケルコトヲ願ヒマス、此ノ不禮ナル此ノ不祥ナル事、帝室ニ關係致シマス言葉ハ僅ナレドモ、決シテ恕スルコトハ出來ナイ、帝室ニ關係ヲ持つテ居ル、速ニ懲罰委員ニ附スルコトノ動議ヲ起シマス。

〔賛成々々ノ聲起ル〕

〔南磯一郎君、本員ハ革命ト云フコトハ申シマセヌ、犬養氏ハ誤ツテ居ル〕

此問題は、中島議長から、「南君の發議は速記録から除くことに決してゐる」と言ふことで、落着した。又、一月十四日の豫算案全院委員會に於ては、彌生俱樂部の鈴木昌司の提出に係る「保安條例解除の建議に關する緊急動議」に對し、條件付の賛成演說を試みて居る。

保安條例廢止に關しては、衆議院に於て既に議決されて居つたが、政府は其未だ貴族院を通過せざるを奇貨居くべしと爲し、前年發布された該條例に依つて數十名の壯士に退去を命じたのであつた。賛成演說左の如し

〔犬養毅君演壇ニ登ル〕

○犬養毅君(二百四十四番)

私ハ此ノ緊急動議ニ大賛成デアリマス、併シナガラ發議者ノ言葉ヲ私ハ聽キ間違ヒタカ知リマセヌガ、若シ私ノ聽イタ通りデアレバ、發議者ノ趣意ニハ大不賛成デアル大反對デアル、私ハ此ノ今憂國ノ志士ガドウトカ云フ辭ヲ耳ニ入レタガ、憂國ノ志士デアル憂國ノ志士デナイト云フコトハ問フ限デナイ、社會ノ平和ヲ破リ國家ノ治安ヲ亂ル暴民デアル亂民デアル、此暴民亂民ニ對シテ、警察權ノ及ブ丈取締リヤラレルノハ素ヨリ希望スル所デアル、併シナガラ私ガ此ノ案ヲ賛成シタト云フコトノ理由ハ箇様デアル、衆議院ハ先キニ大多數ヲ以テ、保安條例廢スベシト云フコ

トヲ議決シタノデアル、未ダ上院ヲ通過シナイ、未ダ 天皇陛下ノ裁可ヲ經ナイト雖、タツタ先日衆議院ニ於テ削除ヲ議決シタコトヲ眼前ニヤラレタノハ、政府ガ德義上ヤルベキ事柄ノモノデナイ、ソレ故ニ此ノ案ニ賛成ヲシタノデアル、之ヲ憂國ノ志士デアル志士デナイト云フ、箇様ナコトヲ申サレテ危激ノ徒ノヤル所ノ精神ヲ譽メ、其ノ行爲ヲ獎勵スル如キ様ナ、所謂壯士ニ媚ブル如キ辭ハ、一切用イラレヌコトヲ希望致シマス。

#### 四、相次ぐ質問演説

同一月十五日、木堂が嚮に試みたる外務省計算書に對する質疑に關し、外務省并に農商務委員の答辯があり、木堂は更に之に對して反問を試み、同月三十一日は、同じく全院委員會に於て農商務省所管經費に關する質問を、同日又同じく全院委員會に於て遞信省所管經費に就て質問を、更に二月二日は、同じく全院委員會に於て政府委員交替要求の件につき政府の覆牒に就て反撃を、同月三日は、同じく豫算委員會に於て、大藏省歳入臨時費第一款第一項官有物拂下代金に關する質疑を、同月十三日には、陸奥農商務大臣に對する質問演説を、同十六日には、議員江橋厚の北海道炭鑛鐵道會社特別保護金廢止論に對する反對演説を、同月二十一日には、大藏省に對する質問(臨時第二款第一項に就て)の答辯督促演説を試みて居る。而も其質問要旨は、極めて急所に中り加ふるに辛辣なる舌鋒を以てするので、政府

委員は孰れも窘窮した。就中、一月三十一日の、農商務省所管經費に對する質問は、政府委員たる農商務次官石田英吉と、幾たびか應答を重ねたが、遂に要領を得ず、依て木堂は質疑の件に關する左の請求書を提出した。

明治二十四年一月三十一日二百四十四番犬養毅ヨリ政府委員石田英吉ニ對シ明治二十三年中農商務省カ製茶會社へ保護金二十萬圓ヲ特別下附セラレタルコトヲ引證トシ其始末及ヒ向後同省カ工商諸會社ニ對スル保護政策ノ方針如何ヲ質疑シ其説明ヲ請ヒタリ然ルニ政府委員石田英吉カ之ニ對スル答辯不明瞭ニシテ信憑ヲ措ク由ナク却ツテ政府ハ何等カノ祕密アリ斯カル事柄ヲ議院ニ公言セシメサルヤヲ疑訝セシメタリ依テ更ニ農商務大臣陸奥宗光ヲシテ該質疑ノ件ニ付十分周到ナル説明ヲ得度希望セリ速ニ大臣自ラ衆議院ニ出席シ答辯之アリ度候

右の要求に依りて陸奥農相は、二月十三日の豫算本會議に出席し、二十萬圓補助の理由と、保護政策に關する政府の方針とを答辯した。それに對し、無所屬の高梨哲四郎と陸奥農相との間に、二三の間答あつて後ち、木堂は登壇した。

#### 五、陸奥農相との舌戰

陸奥農相との舌戰は左の通りである

## ○犬養毅君(二百四十四番)

エー私モ少シ……農商務大臣ノ御説明ハ誠ニ充分満足致シマスガ……茲デ御答辯ニナツタノハ感服致シマスガ、ケレドモ御説明ニハ餘リ感服致シマセヌ、私ハ保護政策ト云フコトニ就イテ御答辯ノアツタノハ、要スルニ政府ハ何ノ事柄ヲ保護スル、何ノ事業ヲ保護スルト云フ……其際協賛ヲ……其ノ時ニ説明スルデアラウト云フヤウニ聽キマシタ、是ハ説明ガ出來ヌト云フ話デアアル、始カラ是ニハ斯ウスル、アレハア、スルト云フ極ツタモノハナイガ、起ツタトキニ説明スルト云フノデアアルカラ、詰リ説明ハ出來ヌノデアアルカラ、別ニ私ハ問ヒマセヌ、私ハ例ヘバ陸軍デ銃器ヲ拵ヘルニモ、此ノ次ニハ何ヲ拵ヘルト云フ順序ガアル、農商務ハ農商務ノ一番ノ仕事ハ……保護スルニハドウ云フ方針デ保護スルト云フコトハ豫メ、東京府デ市區改正ヲヤルニハ、下ノ線路ハ……一々順序ガアル、所ガソレガナササウデアアル、ナケレバソレデヨロシイ、其時ニ協賛ヲ經ルト云フノハ當リ前ノコトデアアル、是ハ其位ナ……満足スルコトガ出來ヌ……臨時ニ起ツタトキニ述ベルト云フカラ問ヒマセヌ、茶業ノコト丈質問ヲ致シタイ、此ノ茶業會社ノ資本ハ五十萬圓デ、其定款ヲ見ルト第一初ハ二十圓ヲ募ルノハ明治二十三年六月、其ノ次ニ十圓ヲ募ルノハ明治二十七年三月、ソレカラ明治三十年ニ至ツテ二十圓ヲ募レバ丁度五十圓ノ株金デアアル、所ガ資本金ヲ募ラナイニ保護シタト云フノハ、古今未曾有ノ仕事デアアル、政府ガ是迄ヤツタノハ其利益ヲ保證スルト云フ鐵道會社ノヤウナモノモアリ……共同運輸會社ヲ保護シタコトモアル、所ガ……政府モ考ヘテ居ルダラウ……私ノ聞ク所デハ未ダ株モ募ツテ居ナイ確カ農商務次官ノ返答デアツタト思フ、株ヲ募リツツアル、事業ヲナシツ、是カラ企テツ、アル、斯ウ云フソノツツアルモノニ二十萬圓ヲ遣ツタト云フ、ソレガ株金モ碌ニ集ツテ居ナイ、ソレカラ此ノ次ニソレガ集ラヌトシテ

モ、三十年マデ置カナケレバ出來ナイ、然ウスルト政府ハ斯ウ云フ御趣意デアアルカ、初ハ兎ニ角株金ヲ募ツテモ募ラナクテモドウデモヨイト云フ見込デ遣ツタノデアアルカ、或ハ左様デハナクシテ、明治三十年ニ至ツテ株金ヲ皆ナ拂込シタト云フトキデナケレバ、容易ニ……政府ガ二十萬圓ヲ出シタケレドモ、是レハ保護預ケニナツテ居ツテ、明治三十年ニ株金ガ丁度揃ツテ、事業ヲ本當ニ始メタト云フトキデナケレバ遣ラヌ、ソレマデハ……斯ウ云フ御趣意デアアラウガ若シ斯ウ云フコトガ出來タラドウスルカ、即今デモナカノ、大騒ヲスル、事業ハ出來ヌケレドモ、政府ガ折角呉レタ二十萬圓デアアルカラ、之ヲ各組合デ分取リスルヤウニ歎願シヨウ、愈々旨ク事業ガ出來ヌトキハ即株金モ這入ラヌトキハ二十萬圓ハ遣ラナケレバナラヌ、其ノ時ハドウナサルカ、其ノ大要ノ御説明ヲ願ヒタイ。

〔陸奥農商務大臣演壇ニ登ル〕

## 農商務大臣(陸奥宗光君)

只今犬養君ヨリノ御質問ハ御質問デハナイ或ハ第二問ニ對スル私ノ説明ニ就イテノ御詰問デアツテ一向分ラヌト云フノデアアル、ガ私ハ分ツタ積リデアアルカラ分ラナクテモ仕方ガナイ、併シ聽カヌト云フコトデアアルカラソレデモ宜シイ、ソレカラ茶業上ノコトニ就イテハ隨分長クオ話モアリマシタガ、其ノ要點ト云フモノハ茶業會社ハ未ダ株金ヲ募ラヌノデアアル、募ラヌ會社ニ何故金ヲ與ヘタト云フコトハ一ノ要點ト思フ混雜スルト惡ルイガ然ウト思フ、若シ違ツタナラバ違フトオツシヤツテ下サイ、ソコデ此ノ日本ノ會社ノ成立ト云フモノガ、何ノ商法延期ニナツタリ何カニシテ、今日デハ何時會社ガ成立ツタカト云フコトニ就イテハ、甚ダムツカシイノデアアル、是迄如何ナル會社デモ、會社ヲ設立スルト云フコトニ就イテハ、地方長官ニコレノ會社ヲ設立致シタイト云フコトヲ願出デ、願出ルト地方官

ニ於テハ追ツテ會社法確定マデ聞置クト云フ指令デ會社ガ成立ツテ居ル、即此ノ製茶會社ノ如キモ東京府ヘ其ノ手續ヲ以テ願出デ、東京府ノ添書ヲ以テ政府ニ來タノデアルカラ、即東京府ニ願出テ追ツテ會社法確定マデハ聞置クト云フコトハ、會社ガ成立ツタ始デアルノデアアル、又株金ヲ一向募ラナイ會社ニ未ダ金ヲ與ヘタコトハナイト云フ事實デアアルナラバ、其通りノ事實デアアル、併シナガラ株金ヲ募ラヌ會社ニ補助シテハナラヌト云フコトモナイ、又此ノ株金ヲ募ツタ所ノ會社ト、例ヘバ郵船會社ノ如キニ補助金ヲ與ヘタトキモ、郵船會社ノ全部ノ株金ヲ募ツタトキデハアリマセヌ、所謂第一拂込トカ第二拂込ト云フコトガ仕舞ツタトキ、若シ株金ガ充實シテ五十萬圓ノ會社ナラ五十萬圓ノ充實シタ後デナケレバ、政府ヨリ補助金ガ與ヘラレヌモノトスルナレバ、郵船會社ナリ日本鐵道會社ナリニ、半分ナリ四分一ナリノ株ヲ募ツタ時ニハ與ヘラレナイト云フコトニナル、此ノコトニ就イテノ利害得失ハ或ハアラウカナレドモ、一向會社ガ株金ヲ募ラナカツタカラ其ノ保護金ヲ與ヘタコトハ、規則ニ背キタル事デモ、法律ニ背キタルコトデモ、又行政權ニ於テ爲シ得ベカラザルコトデモアルマイト思フ。ソレカラ一昨年來其ノ時カラ株ハ募ツテナイヤウダト云フコト、是ハ其ノ通り、畢竟是ハ彼等ニ於テ募リ得ナイノデアアル、故ニ農商務省ニ於テモ此ノ事ハ早ク募ツタガ宜カラウ、早クヤレト云フコトハ怠ラズ命令シテ居リマスガ、一方ニハ彼等ニ於テモ隨分已ムヲ得ヌト云フ事情モアルジャ、ソレハモト此ノ會社ヲ建ルニハ、中央製茶會社ノ會議ヨリ請願委員ヲ選ビ、請願委員ヨリ建白シテ、此ノ請願委員等ガ日本製茶會社ノ發企人ニナツタノデアアル、ソレデ此ノ會社ハ一ノ商社會社ニハ違ヒナイガ、請願委員等ガ發企人トナリ、其ノ人等ガ皆茶業人デアアルニ依ツテ、成ルベクナラバ、此ノ株金ヲ全國ノ茶業人ヨリシテ募リタイト云フ事ガ彼等ノ心願デアアル、ソレ故ニ世間一般ノ人ヨリ……誰ヨリモ彼ヨリモ募ル所ノ商社會社トハ違ツテ、

然ウ云フ風ニ募ツテモ勿論差支ヘナイノデアアルガ、唯其人々ハ製茶業ノ人ヲ株主ニシタイト云フノガ志願ナノデアアル、然ルニ其ノ製茶業ノ人ニハ中ニハ、如何ニモ金持ノ人モアルデアラウガ、併シ中ニハ然ウバカリ云ヘヌ者モアルヤウダ、殊ニ去年ハ必迫デ金融ガ不融通……其處デ去年ノ六月中募ルベキダガ、十月デアツタカニ神戸ニ會議ヲ開イテ延期ヲ持出シテアル、即此ノ二月中ニハ第一拂込ヲシテ仕舞フト云フコトニナツテ居ルソウデ御座イマス。

右ノ如キ譯デアアルニ依ツテ、株金ノ容易ニ募レナイノハ、發起人等ノ心願デ成ルベク全國ノ茶業人ヨリ募ルト云フニ就イテ、ソレデ容易ニ纏マラヌト申スコトデアリマス。

モウ一ツハ、若シ此ノ會社ガ出來上ラナカツタナラバ、彼等銘トデ持ツテ行クデアラウ、銘ト分ケテ持ツテ行クデアラウカ、茶業組合ガ持ツテ行クデアラウカト云フノオ問ヒノヤウニ、オ聽キ申シマシタガ、此ノ金ト云フモノハ決シテ茶業會社ニ與ヘタノデ御座リマセヌ、此ノ金ハ日本製茶會社ニ與ヘタノデアアルカラ、或ハ製茶會社ノ人ナラバ持ツテ行クコトガ出來ルカモ知レヌガ、然ウナルト法律ノ問題トナルノデ、茲ニ本大臣ガ答辯ヲスル限ノコトデハナイガ兎ニ角日本製茶會社ヨリ云ヘバ、他所ノ茶業組合茶業會社ノ人達ガ、他人ノ家ノ財産ヲ以ツテ行クト云フコトモアルマイカラ……又出來ナイ事ト思フカラ、ソレハ一向差支ヘナイ、御心配ニ及バヌ事ト思ヒマス。

○犬養毅君(二百四十四番)  
議長。

議長(中島信行君)

ドウゾ演壇ニ。



○犬養毅君(二百四十四番)

簡單ノ事デスカラ是デ御尋ネ致シマス。……只今ノオ答ヘハ大變果斷ノオ答ヘデ御座イマシタガ、私ハ決シテ然  
ウ云フ事ヲオ尋シタノデハナイ、モトヨリ株金ヲ募ラナイモノニハ、政府ハ保護ヲ與ヘテハナラナイト云フ規則モナ  
イ、法律モナイト云フ事ハ、ソレハ誰デモ知ツテ居ル、分リキ、ツタ事ダカラ其ノ事ハ決シテ、折角ノ御答辯デハアツ  
タガ必要ハナイ、併シナガラ是迄政府ハ左様ナルヤリ方ノ保護ハ無カツタノデアアル、大臣ハ今ノ郵船會社ノ例ヲ引カ  
レタガ、ソレハ近頃ノ御就任ナルガ爲ニ……

農商務大臣(陸奥宗光君)

犬養君ニ申スガ少シ、聽ヘマセヌカラ此處ニ來テドウゾ。

〔犬養毅君演壇ニ登ル〕

○犬養毅君(二百四十四番)

私ノ質問ニ對シテ農商務大臣ハ斯ウ云フコトヲ云ハレタ、即 株ハ募ツテ居ナイ、株ノ募ツテ居ナイモノニ、ソ  
レニ金ヲ與フルコトハ相成ラヌト云フ規則モナイ、法律モナイ、行政權ニ於テ斯クシテハ相成ラヌト云フ極マリモナ  
イ、——ト妙ナオ話デアツタガ、實ニ然ウ云フコトガアツタマルモノデハナイ、又簡様ナコトヲ問フタノデモナイ、  
若シ左様ナコトヲオ答ヘニナルナラバ、——法律ニモ規則ニモ規定シテナイト云フコトヲ言ハル、ナラバ、ソレナラ  
バ規則ニナク、法律ニナキ事ヲ機トシテ、ドウデモ出來マスルカト云フコトヲ問ハウト思フ、仕事モシナイ、株金モ募

ラヌモノニ、保護ヲスルコトハ果シテ行政上ノ得策デアルカ、不得策デアラウカト云フコトヲ問ハウト思フ、農商務  
大臣ハ何ント考ヘル簡様ナコトガ得策ト思ツタカ、仕事モシナイ、株金募ラナイモノニ、金ヲヤルコトハ果シテ宜シ  
イコトデアラウカ、法律ニハ左様ナコトハ禁ジテナイカラ、勝手次第ニ遣ツテモ宜シイト思ツテ、喜ンデ遣ラレタノ  
カ、一向譯ガ分ラヌ、ソレカラ政府ガ是迄例ガアルト申サレタガ例ハナイ、郵船會社ノコトヲ例ニ言ハレタガ、郵船會  
社ノ補助ヲ政府ガ命令シタノハ、仕事ヲヤツテ其ノ足りナカツタトキニ、初メテ補助金ヲ遣ルト云フノデ、又共同運  
輸會社ノ如キモ條例ヲ定メテ遣ツタノデ、其ノ時直グニ二百六十萬圓一時ニ渡シタノデハナイ、株ヲ募ルニ從ツテ金  
ヲ遣ツタノデ、今度ノハ新例デアアル、即株モ募ツテナイ、仕事モシテ居ナイノデ、約束ヲスルハ宜シイ、ケレドモソレ  
ニ向ツテ正金ヲ直グニ遣ツタノハ何事デアルカ、是ガ私ノ分ラヌノデ、ソレカラ最ウ一番仕舞ニ答ヘラレタ返答  
デアルガ、私ノ問フタノハ斯ウ云フ譯デ若シ株モ愈々ヨウシナイ、仕事モ愈々ヨウシナイ場合ニハ、其ノ金ハドウス  
ルカ、此ノ頃株主ガ會議ヲシテ折角二十萬圓政府ガ呉レタガ、仕事ハ到底目的ガナイカラシテ、各組合ニ分ケ取ニデ  
モシヤウカト云フ風聞モアルゾト云ツタノガ、是ハ風聞デアアルノデ簡様ナル有様デアアルカラ、果シテ仕事ガ出來ナカ  
ッタ時ニハ政府ハドウスル、株ハ募レズ仕事ハ成立タズ、ソコデ保護預ケニシテ居ル金ヲ、政府ハ元ノ通りニ引取ル  
カ、沒收スルカ、但シハ取返ヘスカト云フ……ソレヲヤルカヤラナイカ、斯フ云フコトヲ尋ネタノデ、ソレ丈ノコト  
デアアル。

〔陸奥農商務大臣演壇ニ登ル〕

農商務大臣(陸奥宗光君)

只今犬養君ノオ話ハ近クツテ能ク分リマシタ。ソレ故ニ初ニモ或ハ聽間違ガアルカモ知レマセヌカラ、若シ間違ツタラ聽直シテ下サイト申シタノデアル、ソレデアトノハ風聞話デアルト云フコトデアリマシタガ、風聞話ナラバ政府ハ其ノ風聞ニ對シテ、格別責任モナイカラ別ニオ答ヘ致シマセヌ。

○犬養毅君(二百四十四番)

ソレハオ聽間違デアラウト思フ、出來ナカツタ後ニハドウスルカ、取レルカ取レナイカト云ツタノデアル。

議長 (中島信行君)

犬養毅君……混雜スルト困リマスカラ、演説ノ終ツタ後……

木堂は、是れ以上追窮するも詮なきを知つて其鋒を収めたが、今議會に於て早くも院の内外に「質問博士」の名を博した。

衆議院の豫算修正意見が、土佐派議員の變節に依つて敗れたことは前に述べた。而も査定案廢棄の動議は、民論の反對に逢つて否決され、結局政府は八千三百餘萬圓の豫算中から、六百五十餘萬圓を削減することに依つて第一議會を了へた。

議會は三月七日閉院、翌八日宮中豊明殿に於て閉院式を舉行された。

## 第四節 内閣の更迭

### 一、山縣首相の挂冠

第一議會を無事に通過した山縣首相は、議會終了後間もなく骸骨を乞うた。それは、民間勢力の勃興に今更の如く脅威を感じたのと、外務大臣青木周藏に依つて新たに作られた條約改正案に對し、閣内意見の統一を缺いた爲めだと言はれてゐる。

山縣は、我が國最初の議會をして事無からしめんと苦慮した結果、豫算問題に關する官民の衝突を避けんが爲め、六百五十萬圓の削減に應じたけれども、固より喜んで讓歩したものではなかつた。而も、議會の開設と共に俄然擡頭し來つた民間勢力の勃興は、之を抑ふることの尋常に非ざるを知つた。小心翼々明哲保身の策に汲たる彼は、此際姑らく閑地に就いて後途を謀るの有利なるを覺つたのであらう。而して後任内閣は、山縣内閣の藏相たりし松方正義を首班として組織された。

初め山縣首相の挂冠後、伊藤博文の後任説が専ら行はれたが、薩長藩閥勢力の均衡上、長の山縣に代

ふるに同じく長の伊藤を以てすることは、巧慧なる彼等の護身術とする所でなかつた。依つて之を薩人中に索めて、先づ黒田清隆を推し、次いで西郷從道を説いたが、兩者共に肯んじなかつた爲めに、同じく薩人たる松方正義を推薦することに決したのである。事の茲に至る迄に、所謂元老會議が數次開かれた。世人是れを呼んで黒幕會議と言ふ。而して此の官制の外に立てる所謂黒幕會議は、後年まで異常の勢力を占有し、國家の大事、内閣の變動等、一に之に依つて決する例となつた。

## 二、松方内閣の成立

二十四年五月六日、松方正義總理大臣を拜し、大藏大臣を兼任し、將に閣員の選敍を行はんとするに際して、所謂大津事件(五月十一日。露國皇太子遭難)が突發し、上下愕然色を喪うて「國難來」を叫び、政府も亦狼狽舉措に迷うたが、善後の處理漸く局を結ぶと共に、順次閣僚の更迭を行ひ、陸軍大臣大山巖、辭して子爵高島鞆之助之に代り(五月十七日)外務大臣青木周藏辭して樞密顧問官子爵榎本武揚其後を襲ひ(同月二十九日)内務大臣西郷從道に代りて宮中顧問官子爵品川彌二郎親任せられ(六月一日)司法大臣山田顯義辭して、樞密顧問官田中不二麿其後を襲ひ、文部大臣芳川顯正罷めて、樞密院議長伯爵大木喬任之に代つた。而して遞信大臣後藤象二郎、海軍大臣樺山資紀、農商務大臣陸奥宗光は留任

して、松方新内閣の陣容は漸く茲に整うた。知らず此内閣は、如何に來るべき第二回議會に臨まんとするかを。

松方新内閣成立後間もなく、内相品川彌二郎は、地方官に對つて左の訓示を發した。

### 品川内相の訓示

不才彌二郎爰に内務大臣の職を辱ふす、固より此重任に膺るの器にあらず、加之比年宿痾身に在り復平昔に非ず、然れども 聖恩優渥感激の餘り樛櫟の才、羸弱の身を忘れ、敢て決然起て大命を奉ずるに至れり、唯一片の至誠以て上下の情を貫き、聖恩に對へんことを期するのみ。

内政の要は地方制度に在つて、地方自治の制は國家組織の基礎なり。誠に以て此基礎を鞏固ならしめんと欲せば、徒らに形式の完備を求めず、實力の養成を謀らざるべからず。然り而して地方制度の實施稍々緒に就くと雖も未だ全く完具の域に進みたりと云ふべからず、益々自治の精神を啓發し、該制度施行の目的を達せざるべからず。

社會の秩序を保ち、衆庶の安寧を持するは警察の務なり。蓋し警察の要は、機に臨み變に應じ寛嚴宜しきを得、保護を守として威嚴を事とせず、公と愛とを以て衆庶を待ち、常に此二義を服膺し、以て其實効を擧ぐるに在り。

今や立憲の治既に成り、典章制度大に備はれり。隨て法條漸く繁密を來し、政費も亦増加するを免れず、是れ勢の已むを得ざるものなり。然れども制度の進歩は、實力の増殖と並び行き相伴はざるべからず。須らく勤儉着實を主とし、苟くも形式の外飾に泥まらず、國家前途の實力を涵養せんことを勉めざるべからず。行政の目的は、公利公益を増進するにあり、而して此目的を達するは専ら當局者の力行如何に據るものとす。當局者たるものは宜しく茲に注意戒心し、簡易敏活を主として以て其實を擧げられんことを要す。

以上掲ぐる所のものは、内政の大綱にして、其細節に至りては、事に方り物に就き開示するものあらんとす。夫れ内務省の地方に於けるや、譬へば猶頭首の支體に於けるが如し。其精神脈路互に貫通するに非ざれば、施政の成效得て期すべからず、是れ今日特に各位に告ぐる事ある所以なり。希くは各位夫れ之を諒せられよ

明治二十四年六月十五日

内務大臣 子爵 品川 彌二郎

### 三、民黨提携の機運

第一議會に於ける經驗は、自から民黨兩派(自由、改進黨)の感情を融和し、意志を疏通せしむるの機運を醸成した。互に歩調を共にして共同の敵たる藩閥勢力に當らんとする情勢は自然に馴致された。其間に在つて自由黨の中江篤介は、多數の知己を改進黨に有するの故を以て、同志と共に進んで兩派の提携を策し、それが聽て自由黨總理板垣退助と、改進黨前總理大隈重信との會見となつた。即ち廿四年十一月八日、第二議會の召集を前にして、板垣は駕を早稻田なる大隈の邸に枉げ、互に久濶を敘し、時事の非なるを慨して、共に憲政の爲めに貢獻せんことを約した。此の兩黨首(大隈は、前年自から創立せる改進黨總理を辭し、且つ黨籍を脱して居つたが、依然事實上の黨首を以て居り、世間も亦改進黨の總理を以て目してゐた。)の會見は、著しく兩黨員の感情を和らげたが、同時に、政黨勢力の勃興を畏る

る藩閥政府にとつては、容易ならぬ脅威であつた。當時大隈は、樞密顧問官の職に在つたが、政府は板垣との會見を以て、官紀を紊亂するものとなし、旨を諭して其官を免じた。而して大隈は寧ろ之を喜び、自由の立場に在つて得意の政論を逞うし、民黨の氣焰は日に益々熾んになつた。

一方準政府黨とも言ふべき大成會にも異動あり、第二議會開會當時の衆議院に於ける議員の所屬は左の通りであつた。

彌生俱樂部(自由黨)九十二人。議員集會所(改進黨)四十四人。大成會五十二人。自由俱樂部二十五人。巴俱樂部十七人。獨立俱樂部十九人。無所屬五十一人。

(註) 二十四年三月、立憲自由黨中、舊愛國公黨に屬する議員の、豫算問題に關して黨議と意見を異にせる者脱黨して自由俱樂部を組織し、同年同月、立憲自由黨は、立憲の二字を削除して自由黨と改めた。同月、大成會の大半及び無所屬議員の一部相合して協同俱樂部を組織したが、十一月遂に解散。同年七月、國民自由黨亦解散し、同年十一月、大成會の一部及び無所屬議員の一部相合して獨立俱樂部を組織、同月大成會の一部及び自由黨議員の一部相合して、巴俱樂部を組織した。而して自由、改進黨の兩黨は、依然民黨の先頭に立つた。

## 第五節 最初の衆議院解散

## 一、樺山海相の藩閥自讃演説

第二回帝國議會は二十四年十一月二十日を以て召集されたが、開會劈頭、松方總理大臣は、施政の方針を衆議院に於て述べ、積極主義に依つて新事業を計畫し、明治二十五年總豫算歳入八千六百五十萬餘圓、歳出八千三百五十萬圓の協賛を要求したるに對し、衆議院は、新事業中、基礎の極めて確實なるものに非ざれば協賛を與へざる方針に出で、軍艦製造費及製鋼所設立費の如きは、其全部を削除した。蓋し必ずしも之を無用と爲すに非ず、海軍部内の弊竇を改むるに非ざれば、之を現當局に委ぬるを危険なりとし、別に軍制に關する上奏案を提出し、軍制の不備と部内の弊竇とを指摘して、當局不信任の意を明かにした。

當時、樺山海軍大臣は、衆議院の査定を非とし、辨明大に力めたが、偶々中に明治維新以來薩長藩閥の國家に對する功績を自讃する言辭あり、いたく議員の憤激を買つた。即ち

○海軍大臣(子爵樺山資紀君)

(前略)夫では何時までも日本の軍備の獨立と云ふものは立たないと云ふ事にならねばならぬ、恰も軍備獨立が立たないと云ふ事になりますと云ふと、彼に兵器を借つて、彼より、兵器を與へられて、戦はせやうと云はぬ計りの話である、夫が毀損した時には何も取替がないと云ふ話のことです。此製鋼所の事に就きましては、其組織上と云ひ、其製造の目的と云ひ、程度と云ひ、皆調査書を豫算委員に提出して置きましたから、是れ以て皆様も御覽下されたであります、本日逐一夫れを陳述しますと云ふと、大變時刻も費へますから省いて置きます、扱斯の如き必要なるものを削除せらるゝ、何の理由であるだらう、どうも此當局大臣に於て一向分らない、然るに豫算委員の説明に、海軍は常備艦が多いから不經濟であると云ふ點か、或は海軍は何か不整理か不整頓なことがあると云ふ譯合で、斯の如きものを削除せられたものと云ふことを看破したのである、驚いたことである、是は今日問題た、果して斯の如き故で海軍の今日少しく方針に雲霧が掛つたと云ふことを看破したのである、驚いたことである、是は今日問題外の事ではありますが、此凡そ十二件共廉があるから申しませぬが、其十二件一として事實を得、今日海軍の戦術戦略を基礎として兵略を立てる所に由つて基いたものでもない、どう云ふ兵學を學ばれた御方の御意見であるか、一向分らない、剩へ人の登用上までも想像説が入つて居る、虚妄の甚しきものと見る、夫に依つて見ると云ふと、海軍大臣は二十年來一億千萬圓を費やし、其効績甚だ不十分である、私も先祖代の事を取つて一人で今日やりますが、誠に愉快なことござります。二十年來の事を一人で擔當してやりました、誠に生前の面目であります、自ら此上奏案と云ふものは、此日程に上りませう、併ながら御無理もないこともあらうと考へるのであります。兎も角も海軍の事なり、陸軍の事なり、其他一般の事なり、皆御質問になり、御意見の出る所多くは其部の人に就いて、種々御見聞があつてこそ、御質問になることじやらうと考へる、夫で能く將來皆様御考へ下さらねばならぬことは、海軍省内の中に於ても、各々其主務が違ふ、各々其意見が違ふ、其海軍の定論と云ふものは、即ち各個意見の違つたもの、集合して、其純良なる所を取捨して定むるのが、即ち海軍大臣の定見です。即ち海軍の論と云ふものだ、人と云ふものは各々性質

が異なつてあるから、十人寄れば十人違ふ、又違ふのが當り前である。能く斯の如きことは其當局者に御質問なされ、其全局面に通じて居る者より、能く御承知なされぬと云ふと、一を聞いて二を知らないと云ふものが多いのである、所で先づ海軍で二十年來一億一千万圓の金を使つたと唯今日何か鎮守府を拵へたとか、船を拵へたとか、さう云ふことのみ汲々として一億千万圓の金を費すと云ふ様な御考どもでは、少くは御意見の違ふことが怪しむ、一億二千万圓は何々の筋に使つたと云ふことを書いて——御書き下さると、本大臣も大變本懐に堪へないことである。皆さんも御承知でござりませう、明治三年は何の役でござりましたらう、明治七年は何の役でござりましたらう……

○菊池侃二君(四十六番)上奏案に對して大臣が彼此言ふは不當の事と考へますから、御差止を願ひます。

○海軍大臣(子爵樺山資紀君)御待なき、私は問題外の事は申しませぬ。

○菊池侃二君(四十六番)上奏案に對する事は問題外である、今は豫算會議である、陛下に對する上奏案に向つて——

○海軍大臣(子爵樺山資紀君)大臣、政府委員と云ふものは、いつ何時でもこゝに出て演説することを許されて居る。

〔此時發言を求むる者多し議場騒然たり〕

○菊池侃二君(四十六番)議長に求むる、大臣と問答は致さない。

○海軍大臣(子爵樺山資紀君)夫は最初から自分は斷りを申して置きます、問題外になりますと申して置きました。

○菊池侃二君(四十六番)大臣とは問答は致さない。

○海軍大臣(子爵樺山資紀君)最初に言つた時に黙つて聽いて置いて、半途に至つて彼此言ふのは、何の故である、一向分らぬ、なぜ夫が自分が一言發言した時に御止めなさらぬか。

○蒲生仙君(百七十八番)議長は何を以て議場を御整理なさる。

○議長(中島信行君)暫く御待なき、暫く。

○海軍大臣(子爵樺山資紀君)夫で明治七年は何の役であつた、明治九年は何の役であつた、明治十年はどういふ役があつた、明治十五年はどう云ふ役であつた、明治十六年はどう云ふ役であつた、此の如き事の事件に於て。

○蒲原仙君(百七十八番)問題外は議長に於て御差止を願ふ。

○議長(中島信行君)問題外と云ふことは、豫め……

○海軍大臣(子爵樺山資紀君)國體に對して、どれ程……國權を汚した事があるか、さう云ふ今日事業を見ずにして置いて、徒に唯目前の事を以て一億二千万圓を使用したと云ふは(問題外と呼ぶ者あり)本大臣に於て意外千萬の事である、さう云ふ事を以て今日海軍大臣が不信用だと言つては、斯くては却て事の事實を損ひ、事の即ち虚妄の事を連ねて、海軍大臣が不信用であると云ふのは、自ら不信用を招くの所以ではないか、分つた話であるじやらう、そこで今日此新事業の、新事業二件を削除せられたと云ふ如きは、此の如き、此の如きの事件より起れり、此の如き事由に依つて削除すると云ふことなれば、本大臣に於て遺憾千萬である、此何回の役を経過して來た海軍であつて、今迄此國權を汚し、海軍の名譽を損じた事があるか、却て國權を擴張し、海軍の名譽を施した事は幾度あるだらう、四千萬の人民も其位の事は御記憶であるだらう、先日井上角五郎君が四千萬の人民は八千万の眼があると云ふた、四千萬の人民で今日幾分か不具の人があると見ても、千萬人の眼はあるだらう、其眼を以て見たならば今日海軍を今の如き事に見て居る人があるであらうか(あると云ふ者あり)此の如く今日此海軍のみならず、即ち現政府である、現政府は此の如く内外國家多難の艱難を切抜で、今日迄來た政府である、薩長政府とか何政府とか言つても、今日國の此安寧を保ち、四千萬の生靈に關係せず、安全を保つたと云ふことは、誰の功力である(笑聲起る)甚だ……御笑に成る様の事ではございませぬ、どれ程瘡れ且つ癩疾に成り、實に泉下に對して我輩死んだ時には面目がない、夫れに依つて今の即ち此軍艦製造費、此製鋼所設立の件に就いて、此の如き理由より削除したと云ふ事なれば、本大臣に於て決して……不満足に考へる、他に理由があれば宜しい、能く御分りになりましたらう。

○議長(中島信行君)

○海軍大臣(子爵樺山資紀君)趣意の起る所を唯今申したのである。

○議長(中島信行君)海軍大臣に申します。

〔此時、議長號鈴を鳴らす〕

○海軍大臣(子爵樺山資紀君)諸君よ、諸君よ

〔此時、議長號鈴を鳴らす〕

〔議長の命令に従はぬかと呼ぶ者あり〕

〔無禮千萬と呼ぶ者あり〕

〔海軍大臣に退場を命ぜよと呼ぶ者あり〕

〔帝國議會を何と思ふと呼ぶ者あり〕

〔退場せよと呼ぶ者あり議長喧騒す〕

〔議長又號鈴を鳴らす〕

〔海軍大臣演壇を降る〕

以上の樺山海相の演説に對して、杉田定一(彌生俱樂部)は、發言を求めて「唯今海軍大臣は彼ナポレオンが兵力を以て議場を壓倒する如き勢を以て、此議場を壓倒せんと欲する演説をされた、併ながら此不羈獨立神聖なる議會に於ては、決して壓倒せらるゝ者でない(菊池侃二君斯る誣妄なる演説に壓倒せらるゝ者なしと呼ぶ)」と叫び、角田眞平(議員集會所)中村彌六(巴俱樂部)島田三郎(議員集會所)等

交々起つて難詰し、殊に島田は、最も強い語調を以て左の如く述べた。

「……終りに臨んで是非とも明瞭にして置かなければならぬと云ふのは、二十三年に至つて國會を開き、二十四年の今日に至るのは、薩長内閣の功であると云ふのは、天皇陛下に對して禮を失つたものであらうと思ふのである、本員の信する所に依りますれば、明治元年の改革より今日の有り難き時世に至つたのは、神聖なる御聖徳に因ると人民が記憶しなければならぬ、故に薩長内閣が禮を失はざらんとすれば、聖明上に在るに依つて、日本は開明に赴きたることと堅く信すること。天皇陛下に對する禮であるべきに、何ぞや此議會に向つて、薩長内閣の功であると明言さるゝに至つては、確に此事を議事録に止めて置かなければならぬ、左様な心底を持つて居らるゝならば我々は益々内閣を信用することは出来ぬと云ふことを言はなければならぬと思ふ。

斯くして、政府對衆議院の對立状態は益々硬化し、政府の遂行を期したる新事業は、衆議院一切之を否認し、總豫算に對して約一割の削減を加へ爲めに、政府は遂に意を決し、衆議院が豫算案全部を議了するを待つて、解散の詔勅を傳達した。(十二月二十五日)而して即日政府は官報を以て、衆議院解散に關する奏議を公表した。即ち左の如し

臣等謹て惟ふに、立憲の美は、一に行政立法兩部の相俱に和衷協同して、以て國家の利益と臣民の幸福を増進するに在り、憲法の施行方に初歩に屬するに當り、不幸にして機關の調熟を缺き、視て勢力競争の具と爲し、其の國運を發達するに於て殆ど慎重の顧念を缺くもの如し。

昨年豫算會議に於て、議會は實に巨大の減額を唱へたり、政府は殊に立憲施行の第一期なるに注意し、大局を顧念するが爲めに、専ら讓歩を主とし、歳出六百四十五萬餘圓を節減し、更に行政組織の上に改正を施して、仍省減を行ひたり、而して二十五年度の豫算は、實に二十四年度豫算節減の餘を嗣ぎ、更に及ぶ所の節減を加へ、國家の生存行政組織の繼續を維持する爲め、必要の限りに於て編製したり。

又新設事業に在ては、殊に製鋼所設立の如き、軍艦製造の如き、治水事業の如き、其の他監獄費國庫支辨案の如き、鐵道買収案の如き、皆國防上及び國家經濟上缺く可らざるの急務とす。然るに議會は擧て之を排斥するの意を表したり、之に加ふに憲法第六十七條に掲げたる國家必要の費用に對し、政府が屢々憲法上の權力に依り、不同意を表明したるに拘はらず、廢除削減の所見を固執せり。

此の如く年々削減を以て相依りて例を爲さば、行政機關は殆ど其の運轉を妨げられ、維新以來施政の方針たる進歩の事業及び國家の經濟は遞次退嬰に傾き而して後止まんとす。彼の岐阜愛知兩縣の非常なる災害を救済し、破壊せる堤防工事費に充る爲めに政府の斷行せし豫算外の支出承諾の件は、政府より緊急の議決を要求したるに、提出の後既に數句を経るも未だ議事に上らず、富山福岡兩縣水害費補助及び岐阜愛知兩縣土木費補助追加豫算の件も、亦た之を緩慢に付したり。

開會以來、衆議院の經過此の如し、臣等躬重責に當り、國事を以て是の如き議會の贊畫に託するの、國家の昌運臣民の福利と相容れざることを信す、臣等誠惶誠恐茲に仰て 陛下の憲法第七條に據り、衆議院を解散し、續て選舉法第三十條に據り、新に議員を召集したまはんことを謹んで上奏し敢て 陛下の裁可を祈る。

## 二、改進黨大演說會

衆議院解散後間もなき一月四日、五日の兩日(二十五年)改進黨の大演說會が、錦輝館(四日)彌生館

(五日)に開催され、木堂を初め尾崎行雄、中野武營、角田眞平、高田早苗、大津淳一郎、波多野傳三郎、高木正年、田中正造、島田三郎等が、政府攻撃の雄辯を揮ひ、民衆に訴へて大に民黨の爲めに氣を吐いた。木堂の演說左の如し

### 製鋼所の新設を論じ其他の官業に及ぶ

私は東京で諸君に御目に係つて演說をするのは、明治十六年以來今日が始めてで、常は演說嫌ひにも拘らず、訥辯なるにも拘らず、今日は止むを得ざる時勢に至つて、是非共諸君に訴へなければならぬ、何を訴へるのであるかと云へば、政府が出した即ち海軍の新事業の豫算に就いて、議會の議論が正當であるか、將た政府の意見が正當であるか、孰れが是なるか、孰れが非なるか、滿場諸君の判斷を願ふのである。自分は國防上必要の入費は吝まぬ一人である。併しながら海軍の新事業に就いては一文も出さぬのである。何故かと云ふと、民黨は決して國防上の金を出すことを吝まぬと云ふことは、陸軍の連發銃の入費を出したので明かである。陸軍では連發銃を改造するに、五ヶ年の繼續事業で百五十萬圓求めたのを今年可決してある、何故に陸軍には簡様に與へて、海軍には與へないかと云ふに、是は陸海軍の有様を見れば直に分ります。陸軍では金を節約する、實に近年に至つて最も金を節約したのである、其一例を挙げますれば、陸軍には聯隊自治と云ふことがあつて、各聯隊が節約の上に節約を加へ、餘まつたものは、之を返さず、或は被服或は草鞋、其他夫と戰爭の要具を造つて、之を各聯隊が振分けて備へて居る。故に戦時二十萬の兵を募ることになれば、何時にても衣服なり草鞋なり其他の器具一切用意を澤山したのである、夫故に一つ兵營を築



くにも、陸軍は外觀は美麗でなくとも、堅牢を主として造るが、海軍に簡様のことをやり居ます乎、陸軍がやつた聯隊自治で、段々金を節約して被服其他戦時の用意をして居るやうに、海軍は如何なることをやつて居るか、何の艦隊がやつて居るか、香にやらぬのみならず、一例を擧げて諸君にお示し申す、近來最も大きなのは佐世保の軍港である。私は九州漫遊の時に行つて見ましたが、佐世保と云ふ處は、山を削り海を埋め、宏大の建物がある。海を埋めた處だから、一丈乃至一丈五尺の下よりコンクリートで固め、其上に煉瓦で大きな平屋を造つてある、此の煉瓦の大きな平屋造は何であるかと云ふと、是は水兵を寢さす處である。僅に水兵を寢さすのみに一丈五尺乃至一丈もコンクリートを以て固め宏大の煉瓦を以て築く程の必要が何處にあるか。簡様なものに莫大の金を費やすならば、何故に巡洋艦の一艘も拵へぬのであるか、海軍は總て簡様な使ひやうをして居る。其他例を擧げればまだ幾らもありますが、要するに事務が整頓して、順序が整つて居り、茲に百萬圓を要すれば百萬圓丈の仕事をしませるものは陸軍である。海軍は是迄の成績で何をやつたか、何處が整頓して居るか、順序は些とも立て居ませぬ立て居らぬことは既往に徴して明かである、海軍は明治元年より二十ヶ年間に、一億二千萬圓の金を費やして、如何なる仕事、如何なる功業をして、日本の海軍は何の位面目を改めたか、些とも我々は見ない、諸君も御承知が有ませう、一億二千萬圓を費したは何の爲めであるか、左様な所に向つてウツカリ我々は金を出されない。海軍の事務が整頓して、其金を要すると云ふならば、何日でも出すといふのが我々の主意である。乍併海軍軍人の一個人に就いては、追々士官を養成し、學問も進歩し、戦術も慣れて、著しく進歩をして居る、一個人物に就いて云ば、日本の海軍士官は、英國なり佛國なり、此等の海軍士官に對して決して劣らないが、唯劣つて居るのは全體を總べる海軍大臣の經理が整はぬのである。(ヒヤ〜)

然るに是迄一億二千萬圓餘の金を年々費して居る、所が海軍大臣は如何なることを申されたかと云ふと、海軍大臣は誇つて、是迄は種々戦争が在つた爲めに費した、明治三年の役明治六年の役はどうである、と數へ立つて來たが、私は一々數へ立てきたことに御答を致します。明治三年の役といふのは何のことであるか分らぬが、多分函館の役が明治二年に於ける戦争である、成程日本の海軍、始めて艦隊で……艦隊ではない、海軍が船で打ち合つたのは之が日本で始めてである。併ながら之は諸君御記憶でございませう、函館の戦争の手柄は、此の海軍ではない、榎本武揚といふ徳川の脱兵である。吾々は函館の戦争は此の海軍が戦術を顯はしたのではない、あれは榎本釜次郎のオランダ傳習の海軍術を以てやつた功名である、簡様な有様であるから、函館の戦争は徳川の脱兵が自慢すべきことである。然るに今日海軍大臣が、却て之を自慢するのは如何なることであるか、自慢どころか、顔を背けべき筈である人が、却て自慢するのはどう云ふ譯であるか(滿場大喝采)

も一ツは明治七年の役は何んであるか、諸君も御記憶で御座りませう、どうもそんな戦争が在た覚えはない。併ながら海軍で船を動かしたのは何であるかと云ふと、臺灣の戦争に就いて幾艘の船を運漕に出した、吾々は大枚の金を掛けて軍艦を拵へるのは人を運漕する爲めではない。(喝采)、所が堂々たる海軍大臣は、之を以て日本の海軍の功名であると言つたが、是等のことは商船會社若くは日本郵船會社の船に托して運漕しても出来る、然るに海軍大臣は、之を以て一大功業として誇つて居るのは何であるか。最う一つ明治十年の役は、海軍大臣が最も力を入れて自慢されたが、明治十年の役には、拙者も參つて居た、所が海軍の戦争は、總べて九州の海岸へ往つても、一向見ないのである。只一度在つた、其一度在つた其時分だ、自分は見物仕様と思つて軍艦に乗つて大隅の福山と云ふ所に參つて見

た所が此方から大砲を二三發打つたが、賊軍は之に對して小銃を打つたのである。此の海軍で二三發の大砲を打つた位のこと、明治十年の役である。(大喝采)是が即ち海軍大臣の云はれた明治十年の役である。明治十五年の役、明治十六年の役、此役は何であるかと考へては分らぬが、若しも之を江華灣のことと、花房公使が逃げて歸つた時に海軍を出した、此二つを云ふのであるなら、江華灣の役はどうであつたかと云ふと、慥か彼の時は龍驤艦であつたか、突然向ふから砲撃したのである。砲撃と云ふと大層であるが、實は鳥打鐵砲やうなものを以て打掛けたのである。そこで此方でも水兵を三十人斗り遣ると、敵は逃げて仕舞た、其逃げるのを鳴を打つ様に、やたらに打たのである。之は堂々たる海軍の力を假りなくても、少し腕つ節の強いものを遣れば直ぐに濟むのは當然の話である。之が十六年の大戦争と云ふのであるならば、何時でも日本は大勝利を得られる、之れが海軍大臣の御自慢の一である。(喝采)も一つは、明治十六年ではない、大方花房公使が軍艦で逃げて來た時、遙々逃げてきたから軍艦に載せて連れて來た丈のことである。此の如き海軍の有様を誇られるやうでは、吾々は前途甚だ氣遣ふのである。(大喝采)、先づ大要海軍の事業と云ふものは之丈であつて、海軍大臣は日本の租税一億二千萬圓有餘を費したのは斯様の大功名を爲した爲めである、夫故に正當に使ひ拂つたのであると、大臣は自慢されたが、不幸にして諸君も記憶して居る如く、一數へ舉れば、政府の爲めに餘り名譽なことではない、併ながら海軍大臣の演説中に斯ふ云ふことがある。吾々は海軍を以て日本の國威を墜し、國權を傷けし様なことを何時致したか、と云はれたが、成る程宜い問である。譬へて申しますれば、己れは泥棒もしない、詐欺もしない云ふて自慢をすると同じことで、折角金を海軍に掛けて、國權を傷け國威を墜すやうなことをされては溜るものではない。(大笑、大喝采)、所が海軍大臣は消極的の自慢である。國威

を墜したことはない、之丈は安心をして呉れろと云ふやうな、簡様なる海軍に向て、吾々は如何に考へても貴重なる租税をどうして與へることが出来るものでありませうか。そこで海軍の新事業のことに立入りますが、軍艦製造、製鋼所の此二つに向て、海軍が五百萬圓も使ふと云ふ……高木君が軍艦のことを述べる積りであるが、此製鐵所はどら云ふ主意で製鐵をやるかと云ふと、海軍大臣が云はれる所に據ると、軍器の獨立を保つのである、戦争が在て、外國から國を取圍まれて軍器が盡くると容易ならぬと云ふのが一つ、最う一つは經濟上の利益から之を考へると、如何なる文明の器具でも、鐵に據らざるものはない、其鐵は今外國から仰ぐが、後來日本で製鐵が出来るとする積で、一般の事業上の爲めに此製鐵をやること云はれたが、成程御主意は面白い、併し此製鐵所のことには珍しい話ではない。日本では十數年來製鐵所のことに就いて官民共に熱心して居る、所が出来ない、なぜ出来ぬと申すと、第一鐵の原料に乏しい、諸君も知られる通り、各所に砂鐵はあるけれども、砂鐵は充分用を爲さず、其所で斯様な砂鐵ではいかぬから、岩鐵を出さなければならぬと云ふので、所々の山を探検した、所がどうしてもない、内地に於てはどうしてもいけない、夫れで第一鐵の原料は日本にはないことは明な話、夫れから製鐵をやること云ふが、製鐵と云ふものは中々容易なものでない、あゝむすところんぐでも、くるつぷでも、其の工場には歐羅巴中でも屈指の技師が居るのである。其上に鋼鐵の製造と云へば、之には製造所の秘密がある。第一斯様な技師が日本に居るや否や、くるつぷや、あゝむすところんぐなどに大金を以て抱へてをる様な技師を得ることは、餘程困難である、其上に技師の次に使ふべき人間が居るか居らぬか、中々容易に居らぬ、其上に又製鐵所に働く仕事師が居るかどううか、中々慣れなければ出来ない。極く小さい御話をして見れば、斯う云ふ話がある。或る製鐵をやらうと思つて、外國を廻つて見て來た人が云ふに、彼の

鐵を鑄して流して居る時、大きな板が出て居る、其間に泡が浮く處がある、其泡が其儘固まると、穴が明いたり飛出したりするから、非常に長い重たい槌を以て遠方から打つのである、處が英吉利人の様な非常に骨格の大きなやつでも、中々骨が折れるのに、日本のやうな人では夫すら迎も出来ないと言つて嘆息してゐたが、之は極めて微細の仕事であるが、併ながら海軍には梅ヶ谷か大達を雇つて来る計畫であつたか知らぬが、中々六かしい話である、其上に此製鐵所をやつた處が、外國から輸入す鐵よりも、一割か一割五分高くなるから、其は經濟上に第一六かしい、元來また出來ませぬ、其上に鐵の原料を日本で得て兵器の獨立をしようと云ふのではない、海軍大臣は兵器の獨立をする爲めに其原料を外國に仰ぐと云ふのである。外國の輸入で戰時に何にが間に合ひますか、日本に鐵があつてこそ如何なる兵器でも出来るが、外國から鐵を仰ぐとなれば、戰爭をやつた時には鐵が來ない、軍器の獨立は決して出來ぬ、斯様に申したならば、海軍大臣は斯う云ふであらう。戰時に間に合ふやうに豫て鐵を山のやうに買て置けば善いと云ふであらう、成程夫ならば出来るかも知らんが、夫れが出来るほどなれば、製造所には及ばぬ、彈丸であれ、大砲であれ、船の修繕等に要する鐵であれ、其儘製したものを貯へて置けば僅かの金で、我々は國の經濟に取れば實に僅な金で得られる、夫故に貯へるといふことが出来たならば、製鐵所は立てないでも、外國で製したものを餘計買て置くことが出来る、夫故に斯様なものは中々今日では出來ぬと云ふので已めたのである。況んや我々が出來ぬといふのみならず、委員會の筆記杯は世間に公けになつて居りますが、海軍大臣自らも之には困ると云ふことを云ふて居る、餘程弱つて居る、其上に若し製鐵所を拵へやうとならば、是れまでの經歷話を一つしなければならぬ。製鐵の事は、政府は現に試みた、今日が始めてではござりませぬ。先に申した釜石の鐵山といふものは、鐵を掘るばかりではない、鐵砲其他

の軍器を造る目的は今日と同じことで、國防上經濟上には是非共鐵が入る、即ち製鐵所が入ると云つて、之に百七十餘萬圓と云ふ金を費やして、其目的は鐵板も出来る、鐵軌も出来る、種々の機械も出来る、素より軍器も拵へると云ふ目的で、今日の製鋼所と殆んど違はぬ目的のもので、百七十萬と云ふ金を以て釜石に拵へた、所で數年來やつた所が、原料の足りないのと、種々の齟齬があつたために、たう／＼出來ぬと云ふことになつて、其末はどうであるかと云ふと、百七十萬圓掛つたものを、二束三文に大阪の御用商何某に、名は申さぬが拵下げた、一つは陸軍に現に御用達をやつて居る何某に拵下げたのである。もう一つ矢張製鐵所を試みた、諸君も御承知の通り、今年の質問にもやかましく書て居るが、神戸の造船所、今日の海軍大臣の云はれる製鋼所と、一部分は同じ目的の製鐵所である。之を僅か十萬圓ばかりで或る御用商人に賣渡した。其御用商人は、直ちに六十五萬圓で、日本製鐵會社と云ふ東京の築地に立て居る會社に賣つた。其賣方の不始末のみならず、政府は之を拵下げる時は、内實は兎に角、迎も製鐵は出來ぬと極めたから之を拵下げたので、夫はたつた此間のことである。其指令の墨の乾かぬ中に、拵下をしたことを忘れてしまつて、今日は製鐵の爲に金を出せと云ふならば、先づ前に釜石に大枚の金を費したに拘はらず、之を或事情の爲に二束三文に拵下げたのは政府の罪である、藩閥政府が罪を引謝すべきことであると云つて、上 天皇陛下に：（滿場大喝采）若し至當の順序を踏むならば、此大枚の金を國庫より出して呉れと云ふならば、其前に、前の失策を以て内閣を辭職するのが正當の順序である。（滿場大喝采）偕此海軍の全體の經費如何と云ふことは分りました。もう一つ諸君は能く御考になつて置かぬと困ります。前に申上げた釜石の處分は斯様になつて居るが、此に於て製鐵所を拵へるとか云つて、今政府が出て居る案には、海外に鐵を求めることになつて居るが、私が承る處では斯うである。

元と製鐵所と云ふ議案を出すに付て、政府では委員會を開いた。其時には委員の説は、外國から鐵を取ると云ふ説と、日本の鐵を用ふると云ふ兩派があつたやうでござります。なぜ日本の鐵を用ると云ふ説が行はれなかつたかと云ふと、之を出せば大變である、日本の鐵を用ひて宜しいと云ふことならば、鐵の材料は何處にあるかと云ふと、據なく釜石と答へなければならぬ、昨年二東三文に拂下をした所の釜石と答へねばならぬ、之を議會で突き込まれてはならぬから、鐵は一切外國から輸入すると答へて居る、併ながら製鐵所が行はれた日、其日にはどうするか、若し釜石の鐵が無盡藏である、原料も善いから用ゐて呉れと云ふて御用商人が來たら、買ふか買はないか、釜石の鐵を二東三文に拂下げたのは御用商人丈か、又は其後ろに影法師はないか、黒幕はないか。(ヒヤ／＼喝采)、若し黒幕の作用に依て、製鐵所をウマ／＼建て、其鐵は外國ではない、内國の釜石である、後には釜石の鐵を數百萬で買上げることは明な話であらうと我々は思ふ。(滿場大喝采)斯様な不始末な金であるから、我々は海軍省に一文も出さない、我々は此の如き入費は數百萬圓は愚か一文も出さぬ、夫故斯様な金を我々が退けたのが正當であるか、不正當であるか、海軍大臣の出した如き、茫漠たる仕組を以てすることを承諾しないが正當である乎、不正當である乎(臨監警察官、辯士と呼ぶ、此時聽衆は口々に新聞に出て居る程のことだと連叫して止まず、警察官は會主を召喚して中止を命ずる旨を告ぐ、犬養君下の如く一言して壇を降る)中止でなくとも是れで済んだ。(滿場大喝采)(明治二十五年一月廿三日發行。大矢篤太郎編纂、民黨議員演説叢)

以上は、第二議會に於ける樺山海軍大臣の演説に、反撃を加へたものであるが、更に木堂は、同大臣の薩長藩閥の功績に對する自讃に對し、「功績及責任」と題する演説を試み、痛烈に藩閥政府を攻撃したが

其演説半ばにして、全會の解散を命ぜられた。

### 功績及責任

私は此演題にある通り、功績及び責任と云ふことを述べるので、今有名なる衆議院の演説に、國務大臣の一人は、薩長が日本の國を維持したと云ふ事を非常に自慢された(滿場大喝采)自分は此自慢は餘程面白いと思ふ。若し功業を自慢するならば、此間の責任も勿論取る考だらうと思ふ。此自慢は益々自慢されん事を希望致します。(滿場大喝采)併しながら此功業を自慢する以上は、何處迄も功業と伴ふ所の責任を、我々は擔つて貰はなければならぬ。そこで薩長が二十一年間にどう云ふ功業をなしたか、或は薩長のみであつたか、誠忠なる諸藩の人間、之れが功業をなしたのであるか、之を我々が考へなければならぬ。薩長の人々が此日本國を二十一年間維持したと云ふに就ては、素より充分の功を持つて居ると私は信じて居る。併しながら、薩長のみであつたか、諸君も御承知でござりませう、御維新前後に働いたのはどう云ふものであつたか、薩長の外四國には土佐藩、九州には熊本があり、肥前があり、久留米があり東北の方には、秋田藩の如き、津輕藩の如き、賊軍の間に挾て、一月すれば國が亡びるとか、一日すれば城が落ちるとか云ふ間で勤王をやつた諸藩がある、只之れ計りではない、當時浪人と稱せられて居るもの即ち坂本龍馬の類、京都に在ては頼三樹三郎、梅田雲濱、此浮浪の徒と稱せらるゝ人々が、自分の妻子眷族の餓死するも構はず、自分の財産を捨て生命を抛て、王事に盡したものは、御維新前後に幾十人あつたか、幾百人あつたか、今招魂社に祭られてある忠臣功臣と云ふは、薩長に限つて居るか、全國の有志者より成立つて居る事は、諸君も疾くより御承知の事である。(滿場大喝采)其證據は何よりの事がある、今の政府の帳面をひつくり返して見れば善く分る、賞典祿を諸藩に賜はつたのは

幾らである、明治政府の初め賞典祿を賜はつたのは百萬石である。其内二十萬石薩州と長州に賜はつた。其餘の八十萬石は何人が賞典を頂いたか、何人が貰つたかと云へば、各藩の人物であつた、各藩の間に分かれたのである、それ故若し賞典祿が正しく與へられてあつたものならば、御維新をなしたと云ふ功業の十分の八迄は、薩長以外のものである、薩長は十分の二だけの功業をなしたと云ふ事は明かである。(滿場大喝采)斯の如く今日は招魂社に祭られてあるものは……其外近い例を申しますれば、故の三條相國の如き始終國家に忠義を盡され、それが爲めに心勞されて、それが爲めに命を短かくせられたのである、此人はどう葬むられたかと云ふと……國家の功臣である、柱石であると云ふので、國葬を以て葬むられた、又岩倉右府もさうである、斯の如き例を挙げれば幾十人幾百人の功臣が地下に埋没されてある。此地下に埋没されてある功臣を以て、我々が身後の榮を與へるのは何であるか、我々並に我々の子孫が、何處までも國家の功臣として身後の榮譽を與へる、之れは身後の贈りものである。然るに斯様に身を盡したものがあつたらば、之れは薩長の功名であるぞ、薩長以外には日本に忠義を盡さぬと云へば、取も直さず招魂社に祀られてある人々の誠忠を奪つて、已れ一人に私するものである。(滿場大喝采)我々は此私を許さぬのである。併しながら是れまでは能う云はなかつた、實は腹の内始終思つて居つた、腹の内どころじやない、自分の朋友、同國會などと云ふものでは、此日本は薩長で立つて居ると唱て居たが、さすがに世間には能う云はなかつた、ところが憤發して世間に言ひ出す、世間に言ひ出した以上は、此二十年間の責任は誰が持つ……二十年間薩長はどんな事をした極く分り易い財政の上で私は聊か申します。

諸君も御承知の通り、我が明治政府の始まつた以來、總ての文明の事物輸入の爲めに、官業も種々起りました、鑛山であれ、製鐵所であれ、其他種々の器械を拵へたのは、何の金を幾許費して居るか、どの位莫大の金を費して居るか、諸君は御承知ではござりませう、其上に起業公債を募つた目的は何である。起業を以て、文明の道具を拵へるに使つた金は何になつた、何が残つて居るのである、此始末はどうしてある、どうしたのであるか。(大隈が紊亂したと呼ぶ者あり)大隈が紊亂したと云ふなら一事を擧て申しませう、起業公債其外を以て炭鑛鐵道會社に入れたのは百四十餘萬圓であつたぞ(滿場大喝采)拙者が記憶して居るから、炭鑛會社の事を擧げる、政府は幌内、郁春別の石炭山開發の爲に、百四十餘萬圓の金を費して居る、ところが之をどうしたか、北海道廳の理事官村田某と云ふものが非職になつて、之が直ちに貸下げを願つたら、百四十萬圓の金を費した仕事に向つて、毎年五千圓の借料を出して十五ヶ年の貸下を願つたら、政府は之を許可した、百四十萬圓懸けた仕事を五千圓の損料で貸下るは如何なる算盤を以てやつたのであるか(滿場大喝采)ところが諸君はそれを喝采するが、未だ最う少し驚くべき事がある。(笑聲起る)五千圓で之れを十五ヶ年貸し下げて、僅か之を一年營業して居ると、堀基と云ふ、其人は薩州人であるが、右の村田某に貸てある炭鑛鐵道を、三十萬圓で拂下げをさせて貰ひたいと願ふと、直ちに拂下げた、其三十萬圓の内より引くものがあつて、それを引いて二十七萬圓、これが利引勘定に打切つて拂下したのである。ところが諸君の驚くべき事と云ふは、此二十七萬圓と云ふ利引勘定で拂下げたが、右に云ふ村田某が十五ヶ年間借用して居るから、借用の權利を譲り受ける爲めに、炭鑛鐵道會社の堀基より、村田に七十二萬圓與へて權利を譲與したのである、政府が拂下げたと云ふのは二十七萬圓で、其前の借料は年々五千圓宛であつたものに對して、七十二萬圓の讓受料を拂ふ價のあると云ふのは驚くべき事である。(滿場大喝采)之れが大隈であつたか、大隈であつたか誰であつたか、廿一年に許可して居る、堀基は廿二年の四月

に許可されて居る、此際誰が政府に居つたのであるか……誰であつたか、一事を申せば斯様なものである、最う一つ云へば(頻りに妨害を試むる者あり)舉げて聞かせやう、最う一つ舉げて聞かせてやらう。神戸の造船所の如きはど  
うである、神戸の造船所は、元政府が數十萬圓を費した造船所であるから、之を幾らに拂下げたかと云へば、薩人の或  
者に向つて十八萬圓年賦を以て拂下げた、十八萬圓に拂下げたものを、利引上納の勘定で僅か正金十萬許りを納め  
た、それがどうかと云へば、右から左りに或る會社に六十五萬圓で賣拂つたと云ふ事實である。斯様な事は、僅か重  
立つたものを一つ二つ舉げたので、其外申したならば、釜石の鐵山の如き、市の川の鑛山の如き、類例を挙げれば五十  
も六十も我々は並べる事が出されると思ふ(謹聽々々)斯様な不都合の事をやつて、之れに對して誰が責任を持つ  
のであるか、ところが政府に於て(此際頻りに暴言を發して妨害するものあり、之れを退場せしめんとして一場の葛  
藤を起し終に警察官より全會解散を會主に命じたり。『同上』)

## 第六節 選舉 大 干 涉

### 一、民黨名士の落選

解散後の第二回衆議院議員總選舉は、二十五年二月十五日松方内閣の下に行はれた。而して時の内務大臣品川彌二郎は、次官白根專一と謀つて、今日に到るまで絶後と稱される選舉大干渉を行つた。就中其干渉の露骨に行はれたのは、高知(板垣)佐賀(大隈)の兩縣で、即ち民黨首領の根據地を初め、熊本、石川、富山、福島、の諸縣であつた。

當時政府の調査に據つても、選舉に關する死傷者が左の通りであるから、いかに其干渉が言語道斷の暴狀を極めたかを想像するに足るであらう。

大阪(負傷六)兵庫(同九)群馬(死亡一)千葉(負傷一)栃木(同八)奈良(同四)福島(同三)石川(死亡二、負傷二四)富山(負傷二四)廣島(同二)和歌山(同二)福岡(負傷三、死亡六五)香川(負傷二)大分(同二)高知(死亡一〇、負傷六六)佐賀(同八、同九二)熊本(同一、同三七)宮崎(負傷一)鹿児島(同二七)計死亡二十七人。負傷三百八十八人

而して石川縣に於ける民黨候補者松田吉三郎外四名に對し、板垣大隈兩名の名を以て公認廣告を北陸新報に掲載せらるゝや、政府は之を以て集會條例並に政社法違反なりとして兩名を起訴した。(後ち板垣、大隈は此廣告案を關知せざりしとの理由を以て免訴となつたけれども)斯かる傍若無人の干渉を試みた結果、改進黨の武富時敏、楠本正隆、天野爲之、自由黨の松田正久、片岡健吉、大井憲太郎、林有造、菊地侃二其他多數の有力者は遂に落選した。

## 二、岡山縣に於ける選舉干渉

而して岡山縣に於ては、特に第三區即ち木堂の選舉區に向つて、政府は有ゆる壓迫を加へた。先づ同縣出身の實業家馬越恭平を慫慂して木堂と同一選舉區から立候補せしめ、盛に黃白を散じて有權者の誘惑を試みる傍ら、白根内務次官の實弟にして縣の書記官なりし河野忠三を特派して、郡長、警察署長等を監督指揮せしめ、郡吏、警官等は殆んど職務を抛擲して選舉に狂奔した。時の賀陽郡長にして第三區の選舉長たりし花房職居は、犬飼松窓の門下で、木堂と同門の誼があつたので、木堂に心を寄せたる選舉區有志が、其干渉の激しきを詰問すると、花房は「犬養氏には甚だ氣の毒であるが、如何なる手段を用ゐても民黨候補者を落選せしむべき命を縣知事から受けて居るから、官祿を食んで居る以上已

むを得ない」と、明答した。(此項、鶴崎鷺城著『犬養毅傳』に據る) 木堂歿して後ち、當時の選舉に關係した二三の故老は、左の如き回顧談を試みてゐる。

## 三、故老の回顧談

### 劍持老人の話

第一回の選舉は、まことに樂な戦でしたが、さて第二回が有名な明治廿五年の大干渉のあつた選舉であります。これは既に御承知のとほり、第一回の帝國議會に於て民黨が結束して薩長全盛の政府と衝突した結果が解散の總選舉で、松方正義が總理大臣、品川彌二郎が内務大臣でした。この時はまあ最初から戦争のやうなもので、政府は民黨中の目星しい者を片端から落してしまへといふ意氣込で、丁度ここに廿五年發行の小冊子を携へてまゐりましたが、これを御覽になつてもお分りのとほり、政府の狙ふところは木堂先生は勿論、尾崎行雄、片岡健吉、河野廣中、大石正己、島田三郎などの顔觸であります。殊に岡山縣は政府が犬養を憎む上に縣廳の書記官の河野といふ者が内務次官の白根專一といふ腕利の弟であるとかで、東京とは特別の聯絡がありましたから堪りませぬ。縣の課長課長へ嚴重の告知がありまして、課長以下の役人は更に總出で馳驅を致して、郡長をはじめ町村長に向つてそれぞれ云ひ渡しましたのは「民黨は年中政府の反對ばかりして居つて一向國家の爲にはならぬ。政黨といふものはこんな筈ではないのぢや。何と云うても政府有つての人民なのであるから、政府に楯突く常習者は絶対に當選させぬやうにせい」

といふ事で、これには郡長は勿論村長の大半と雖も、一も二もなく恐れ入つてしまつたのです。

そこで政府としては犬養を狙ふ以上は犬養と五分の太刀打の出来る者を物色して候補に立てねばならぬ譯で、この對手方に選ばれたのが馬越恭平です。この馬越恭平といふ人は、大體實業家でありまして、實業の方では立身成功した人であるが、選挙に打つて出るやうな氣は自分にも無かつたであります。元來が第三區には縁のない人でまあ松方に押し出されて來たと申して宜しいでせう。何でも政府に特別の金が有つて、その金の後光を光らせて攻め寄せるのぢやといふ評判でした。案の定縣廳を本部といたして金錢を撒く事は勿論ですが、巡查に至るまで村々を丹念に巡邏させて、違反のないやうにと豫め警告致すのが、つまりは買収の指圖ですな。そればかりではありませぬ。日の切迫するにつれて馬越方を周旋する者は公然と援助を致し、犬養へ希望する者は、巡查に尻をつけさせて行つて果は警察へ打ち込む。機關といふ機關はすべて向ふへ捲き込んで役場は吏黨の事務所のやうな態であります。人力車は買ひ占める、芝居小屋は買ひ切るといふ壓迫振りで、今日から考へれば嘘のやうな話です。しかし有難いことに、民黨の者は前回の選挙で金の要らぬ戦争に馴れて居りますので、大概の事では辟易しませぬ。交通機關を奪はれた上に各自おのれの村を守るのが精一杯ですから、四郡のうち何處が優勢やら劣勢やら皆目見當もつかず、只々唇を噛む思をして犬養を勝たせたい一心に、草鞋辨當で縁故のある限り、不眠不休で奔走致しました。かうなると塊る力といふものは案外のもので、壓迫を受ければ受けるで益々官憲に對して反感を生じて參ります。現に第一回の總選挙の折には、林醇平に同情致した者までも、どうも此度の遣り口は餘りであると憤激しまして、義を以て義を貫かうではないかといふ氣分になりました。

政府の方でもこの大勢を知りまして「これは役人ばかりで押へても水の流れば下に沁みるものぢや」と考へたあげく、民間の力はやはり民間の力を利用して壞すが好いとて、九州の方面から壯士を多勢乗り込ませて、此奴等に暴れさせましたが、民黨の方も負けては居りませぬ。命知らずの者を集めて對峙しました。かうなると只では納まらぬが道理で、各所で小ぜり合ひや衝突が起りまして、血の雨と云ひませうか、段々に怪我人も出ましたが、しかし高知、佐賀、熊本のやうな事はありませんでした。高知や佐賀で民黨の者が巡查の抜劍に切られ、民黨の票の多く出た役場が焼かれなどしたのはこの時の話であります。岡山ではどうもそこまで政府の力は伸びませんが、現に縣廳の課長の中にも民黨に與する者が出來まして、森田佐市と申す人でありましたが、干涉壓迫を命ぜられましたが、「一夜考へて見ませう」と云うて知事の指圖に従はなんだもので、餘程膽の据つた人ぢやとの評判でした。この森田佐市は以前小松原から犬養の演説の批評を聞いて潛に心を寄せて居つたのです。

かやうな譯で、民黨の氣勢が一向に衰へませぬので、縣廳としても政府への手前極度に狼狽しまして、最後にはこれも人の批評になる事で、御内分に願ひたいが——馬越方は「コレ」を大仕掛に撒きましたよ。三圓、五圓、間際には何ぼうでも好いからとて、百、二百と握つた者さへあちこちにあるといふ噂で、話が穢うなつて不可ませんが、全くお話にもなりません。馬越の懐にしても、少くとも五萬圓は使つたらうといふ評判で、當時の五萬圓と申せば餘程の大金ですが、無理に押し出された馬越としては引き合はぬ話でありましたらう。しかし事態がかうなりますと、一旦結束した者は誠に直いもので、巡查は見張る、金は撒く、壯士は脅迫するといふ中を、その頃は記名投票でしたが、堂々と署名いたして引き下つたものです。一面から申せば、この廿五年の大干渉のお蔭で民間の氣象といふも



のが養はれたので、好くもまあ夢中に切り抜けたものぢやと思ひますが、この二十五年の選挙に比べれば後は苦しい事は、ついぞ有りませなんだ。しかし、苦しい思といふものはよく、忘れ難いもので、其後と雖もこれに懲りて、「樂と云うても油断はならんぞ」と申合せて、心ある者はずつと蔭に運動を續けて居りました。誠に犬養の選挙は清淨潔白の四十年の選挙でありまして、然も一度も政府側として打つて出た事はなかつたのであります。

## 林老人の話

劍持老人のお話で大體は盡きて居りますが、私は偶然ながら官民双方の内幕の逸話を少々知つて居るのでそれをお話ませう。私は大千渉の折には箕島の村長をして居りましたが、小い村で只今は妹尾の町に合併になりました。それは兎に角として都宇郡近傍の干渉といふものは取り分け激しう來ましたといふのは、岡山の縣廳に近いのと、一つには此邊の村長にお上の指圖を聞かぬ頑強の者があちこちに出て參つたからで、後年縣會議長を長う勤めた内田彌太郎君の先代の泰藏君、これが庄村の村長でなかなか政府の云ふ事を聞かぬ。親子好う似た一徹の者でしたな。息子の彌太郎君が後々木堂の國家老のやうな格になつて、先生が總理大臣になられた時に「それ見い。やはり先生が政界を御引退になつた折に、わし等が無理を云ふて補缺選挙に票を入れてしまつて、どうぢや、好い事をしたらうが」と一世一代の機嫌で、あの負け嫌ひの老人が先代泰藏君の墓に參つて男泣きに泣いたといふ話があります。かやうな次第で縣廳でも都宇郡近傍は手強いと見て、壓迫を激しうやつたのです。郡の役人が來る、巡查が來るといふ模様は劍持さんの話のとほりですが、壯士が仕込杖を携へて、果は鐵砲を空に向けて放つて威嚇する仕末で言語道斷であります。しかし民黨側も憤激して血氣の者が段々と集つて來まして、加茂の土肥治平老人などは當時

四十の盛でしたらう。あの角力取りのやうな體格で槍を好う使ひましたが、各所に馬を飛ばしてからに「心配は要らぬぞ、わしが一人で相手になるぞ」と見得を切つて聲を掛けて廻つたものです。又木堂直參の壯士で一木齋太郎と申され相當に名を賣つた肥後の人がありましたが、これが途方もない命知らずの者で、影の形に添ふごとく先生の護衛を致して、當時極秘にしてしまひましたが、實は手向ふ者を大ぶん川などへ投げ込んで居りますよ。何村であつたか記憶しませぬか、馬越方が多勢抜刀で屯して居つて、こちらの運動員がどうにも大切な村へ渡れぬと聞く。「よし」と云うて其中へ一人ツカ／＼と拔身を下げて入つて行つて、暫くの間睨み合つて居つたところが、相手が一木の血相に壓されて逃げ出したといふ講談のやうな話も残つて居ります。この時には木堂先生も「一木は無茶をやつて死にはせぬか」と御心配であつたさうな。何でも本人も遺言めいた物を常に懐に入れて居つたといふ事でした。先生には最も目を懸けて貰うたが、惜しい事に早逝して、兄弟分の江崎四郎といふ人が今猶宮崎の市に住まうて壯健である聞いて居ります。私共としても餘り壓迫脅迫が激しいので、遂に腹に据ゑ兼ねて郡長に談判に出掛けましたが、私も其頃は元氣ぢやから眞鍮の火鉢を手元にグツと引寄せて置いて談判をしたものです。

さて、縣でも餘程考へたものか、最後は所謂懷柔政策の奥の手を試みて、民黨側奔走の目星しい者を一人一人腰を低うして招きました。私の招かれたのは、撫川町の才樂屋といふ料理屋で、上つて見ますと奥座敷の床を背にして郡長、郡の書記、それに姓名はちと控へますが二十二銀行の支店長、これがズツと居列んで、先刻劍持老人の云はれたやうに、「君等は民黨民黨とえらうやかましく云ふが、政府に年中双向ふやうな者の何處が好うて肩を入れるのぢやい」と云つた風の碎けた調子で、一向脅かすやうな氣配はありませぬ。が、話をして居る合間にちよ／＼床間の方

を盗み視ます。「はてな」と思つて注意すると、有りましたな。紫の袱紗が盆の上に山形にふつくと掛つて居つて、その下に拾圓札の束が積み重つて裾がチラと見えて居る。「どうぢや、これが欲しくないか」といふ謎なのでせう。どうも餘り露骨なので驚き入りました。で、私の方も頑として應じませぬ。「犬養の運動には十圓二十圓有れば済むのぢや、餘分ものは要らぬ」と撥ねつけますと、今度は煙草などをすゝめて打ち明けて申すには「まあ、それも好き好きで詮方のない話だが、どうぢやらう、吾々も實は縣廳から厳しく云はれて居るので、皆目こつちの票が出んでは如何にも申譯が立たぬので、ひとつ吾々にも近村一帯を杖ぐらゐは携へて歩けるやうに計らつて貰へぬか。歩いて十票でも二十票でも好い、取らせて貰うたならば縣廳に戻つても顔が立つのぢや」と、たうとう降参してしまひました。しかし油斷がならんで結局破談で家に歸りましたが、何しろあのやうに床間に後光の差すものを大びらに積んで居る以上は、最後の晩にどのやうな無茶をやらうも知れぬ、萬一の事があつてはならぬと緊張いたして、和田豊太、永原寛一などといふ妹尾方面の顔利と相戒めて、各々村の者を集めて一軒一軒戸口へ立番をさせました。他所は知らぬが、近郷からは一票と雖も異票を出すまい。異票が出たら其奴は悪い賣買のあつた證據ぢやと申して、觸れ歩かせましたので、内々金を受取つた者も記名投票ではあり、動きがつきませぬ。結局金を貰うてもいざといふ際は犬養毅と書いた者が大部分で、その頃の世の中が誠に應揚でしたから、選挙が済んだ後で「折角であつたが働けなかつた」と正直に云うて、馬越方に金を返しに行つた者も段々と有つたさうです。かやうな次第で、岡山縣で高知其他のやうに死人の出ぬのは民黨の力が極立つて強かつたからであります。尤もこれは後になつて判明した事で、當時は何が何やら全く五里霧中、劍持さんの話のとほり、各自が受持の村を辛くも守つて居る爲めに互ひの通信も途絶え勝

ちで、丁度大震災當時の東京の如き有様で、蓋を開けるまでは全體の勝敗といふものは皆目分りませなんだ。

さて、愈々投票の前日になりますと、諸方に流言が行はれて居つて「明日は無事には済むまいぞ」と云ふ者が多いので、私も潛に心に決する所がありました。私の受持の箕島の有権者は、せいせい三十四五票ではあり、これだけではどうあつても守らねばならぬと考へて、實は投票を全部早う済ませて貰うて、その投票箱を隣の寺の二階に隠したのです。そして似通うた箱を入れ代りに選挙場に出して置いて、何時これを奪はれても構はぬやうにして置きました。尤も、偽物にせよ、投票箱を奪はれたとあつては、近郷の氣勢にも影響いたすので、草角力の角力取に護衛させました。今で申せば立派な選挙違反ぢやらうが、違反といふ事から申せば、最初から政府が師範株です。そこで、郡役所から誰が來ても角力取が立ち塞つて入れさせぬ。巡查が知事の命令で選挙場に來たと申しても、知事の證明書が無ければ不可んと追ひ反す。餘人ではない村長と郡書記や巡查との間柄ですから、雙方顔は好ら知つて居るので、先方も平常の手前怒る譯にも行かず「無茶を云はんで呉れい、郡長の證明で我慢せい」と申すのを、「いや、知事直接の證明書が無うては不可ん、不可ん。まあ酒でも一杯飲まれい」などと外らせて相手にせぬので、まさか酒を招ばれる譯にも行かず、仕方なしに撫川と箕島との間をブラリブラリ往き來して居りました。かやうな氣合の相違ですから近在としては中庄、山手、撫川邊から二票三票と抜かれたきりで、愈々開票の結果は、犬養が千四百何十に馬越が六百何十で、豫想外の民黨の大勝利に吃驚はする。泣き出す者もある。殆んど狂氣のやうな騒ぎでありました。木堂先生は、その騒ぎの中を凱旋將軍の如くに庭瀨の御生家に引き上げなされたが、中には犬養が馬越に勝つたとあつて、馬の背に犬を縛りつけて郡役所の前を練り歩く者もありました。然し、吏黨の方も餘程無念であつたと見

えて、木堂先生當選の祝賀會が、岡山の錦園に開かれて、松窓先生も御出席になり、師弟相竝んで坐られて、他所目にも十二分の御満足の態でありましたが、この宴席に立憲自由黨の者だと稱して、吏黨の壯士が潛り込んで居つて、木堂先生に杯を頂戴する振をしていきなり隠し持った手拭に小石を包んだ物を以て先生の額を打つたのです。この時先生の横に槍の師範の老人が同じく杯を頂戴して居りましたが、達人の氣合といふものは烈しいもので、この槍使ひの老人の突差に突き出す拳骨で、屈強の壯士が弾みを食うて、一間ほど先に仰向けに倒れましたのを、寄つて集つて柱へ縛りつけました。しかし木堂先生の方も、御本人は平氣ぢやが、出血が止らぬので、幸ひ列席して居つた醫者が手當をして呉れました。この醫師が今日の小川郷太郎さんの養父に當られる方であります。

この明治二十五年の總選舉が、犬養の選舉としては前後を通じて先づ峠と申して好いので、この時に、金權も官權も恐ろしいといふ氣性を固く養つたのです。後年山本唯三郎が二回に涉つて四十萬圓ほど使うて見たが、二回共に敗れた素地はこの時に出來上つたものと思はれます。又、終始官憲と戦うて來たせいか、官に就くといふ事を、他縣人程に大騒ぎせぬやうで、明治三十一年に木堂先生が文部大臣に任官されました時も「まあ、顔を一寸出されたのぢやらうぜ」といふやうな噂話で「なに、これ迄にも成らうと思へばいくらも機會があつたのぢや。先生が役人にすつと成つて居ればさしづめ伯爵もの、ぢやが、成らぬ所に價値があるんぢや」などと噂し合つたものです。その木堂先生も最早亡くなられ、二十三年二十五年の總選舉の際の奔走者も大方早世しまして、今では劍持さんと土肥老、それに私と、そんなものでせうな。後は皆二代目、早いのは三代目の者が、先生の最後の總選舉のお手傳をしたのであります。蟲の知らせか昭和六年の先生の喜壽の御誕生日に、何と思はれたか、劍持、土肥、私と此三人に常用の杖を

それぞれ贈つて下されました。家の孫共は、「お祖父さん、折角ぢやから先生の杖をお使いんさい」と云ひますが、外へ持ち出して失くさうも知れぬし萬感起りましてどうも使へませぬ。劍持さんの話のとほり考へて見れば世の中も大變化が行はれたもので、愚痴のやうにはなりません。國會開設の當時は選ぶ方から候補者に演説を頼みに行つたものです。私共は木堂先生總理大臣の際の總選舉の他は、四十年間徹頭徹尾民黨でやり抜いたものですが、年も移り人も變り致して、民黨などといふ言葉も近頃はあまり世間では使はぬやうです。

### 土肥 老人の話

「二十五年の選舉のみぎりには、劍持、林兩老のお話のとほりにて、縣廳は、公然吏黨の味方をいたし、萬事が木堂先生を落選に陥れる手當でありました。これに反して選舉民の多數は勿論村長の多數も木堂先生をどうあつても選出する決心を固め、下道郡の阿部茂太郎君が特に手廣く苦心の運動を致し、都宇郡にては妹尾村他二ヶ村の總締として和田豊太君がこれに當りました。忘れもしませぬが開票の當日、和田君は投票函を郡役所に送るを先頭に立つて護衛し、若い者どもは竹槍を携へてこれに續き、撫川の大橋近くまで參りました。丁度同じ時刻に私は乗馬にて反對の方向より大橋へ近づきますと、巡查が必死になつて、これを遮るのをやつと押し抜けて、前方に見える竹槍の一群に近づいて見れば同じ味方の和田君の一黨で、この方は和田君に委せ、直ちに馬を返して庄村の投票函を保護して郡役所に送りました。かやうに當時は投票の濟んだ後までも民黨の爲に警戒いたさねばならぬ有様で、こゝが其後の選舉干渉と異なる點であります。それ故村長の各々も用心いたして、其日は遂に投票函の鍵渡しは致さず、正式の開票の間際にやうやく鍵を手離したやうな次第でありました。さて私が和田豊太君等と同道、撫川村へ入つて開票

の形勢を見ようと致しますと、戒嚴令の如き有様で、官憲がどうしても入れませぬ。餘儀なく庭瀬へ廻りましたが、先生の當選確實と定まりました利那は、郡役所へ萬歳萬歳を唱へて押し寄せる人山の如く、その有様は、今でもありありと眼に浮ぶ思ひを致します。(以上回顧談三篇は、昭和九年十月五日發行、犬養健著『國會選舉事始』再版本に據る。劍持老人は、岡山縣都窪郡菅生村の劍持彌惣治、林老人は、同郡妹尾町箕島の林寛、土肥老人は、同郡加茂村土肥治平)

#### 四、木堂の書柬

猶、當時の事情に關しては、後年木堂が左の如き書翰を他に與へてゐる。

註 これは、二十五年の選舉當時、同志森準平に宛てた書翰が、轉じて神戸市西田富三郎の手に入つたが、年代舊く筆蹟從つて後年と異なるを以て、所藏者から、贋鑿を求め來れるに對し、當時を回顧して之に書き與へたものである。

此書狀ハ明治二十五年の解散後の總選舉ニ向テ出發する時のものと想ハル 宛名の森準平ハ作州人にて曾て尾崎行雄氏の書生たりし縁故を以て作州全部が自由黨の地盤たる中ニ於て孤立したる吾等の同志也 二十五年の選舉ハ松方内閣の選舉大干渉として有名なるもの也當時の内務大臣品川彌二郎氏正直の人なれど一本調子の藩閥者流にて一舉して政黨を撲滅せんと試み政府自ら暴漢を使用し賄賂を行使して尙ほ足らず巡查をして黨員を殺傷せしめ高知縣佐賀縣の如き死傷の尤も多かりし處にて佐賀にてハ松田正久武富時敏天野爲之等悉く落選し高知縣の如き林有造片岡健吉共ニ落選したり片岡健吉と投票ニ明記したるを片岡直温と讀上げしめて勝敗を顛倒せ

しめたる也(直温は當時滋賀縣の警察官なりしを政府の御用候補として立たしめたり)但し是ハ當選訴訟が起り裁判所より其投票を提出せしむる事ニなりしに村長等大ニ驚き一夜の中に村役場に放火して證據を湮滅せり左れど當時ハ記名投票制たりしを以て各村各人ニ就て何人を投票したるかを取調べたる末終ニ片岡健吉の勝訴となりしも議會再び解散せられたり

岡山縣の議員定數ハ八人にて三名が自由黨(第一議會の時ニ民黨を裏切りて山縣内閣と妥協した所謂土佐派に屬するもの即ち自由俱樂部員四人が大成會と稱する純御用黨)にて反政府黨ハ小生一人のみなりしが故ニ干渉の暴手段ハすべて小生の選舉區にのみ集注し投票日の切迫したる頃ハ四郡役所ニ縣金庫たる銀行員が出張して賄賂の金を取扱ひ區吏員を四方に派して投票を買収し巡查をして戸毎ニ説諭せしめ更ニ劍客を雇て隊長と爲し其下ニ鐵道工夫及其他の暴徒を集め一隊概ネ二十人内外(重要な場所ハ多人數の處もあり)にて各村の投票せんとするものハ之を妨碍し之が爲めに負傷したるもの亦少からず此時の反對候補者ハ馬越恭平也(後ニ同氏ニ聽く所に據れハ井上伯(後の侯)より三井に命令し三井より御用を勤むる意味にて馬越を立たしめたるよし)敵にハ金もあり人もあり隨て人力車は悉く買占められ小生の運動者ハ馬にて往來したり

斯る暴横の事實を眼前ニ見たる村長も村民も一齊に憤激したる爲め小生ハ依然大多數にて當選したり 二十五年の選舉干渉の爲めに暴漢ニ斬られ巡查ニ殺されたる有志者の記念碑ハ諸縣ニ立られたるあり小生は地方を巡回して此碑を見る毎ニ潛然たらざるハあらず尙當時佐賀縣に於てハ巡查の暴徒ニ化したるを防禦せんが爲め之を軍隊ニ訴へ終に憲兵が巡查を追跡する奇觀を呈したり

當時御用議員にて今尙存在する者の中に名ある人々ハ大岡育造元田肇片岡直温井上角五郎等也團體にハ福岡の玄洋社熊本の紫溟會金澤の盈進社等が著名のもの也

當時の民黨ニ屬する者ハ何時ニ殺傷せらるも計られざるか故ニ朝ニ宅を出て夕ニ家ニ歸る迄ハ恰も戰場に在る想を爲したり二十五年の選舉ニ臨む迄の數月間ニ小生も二回負傷し其中ニ痛く後頭部を打破られしが後ニ糖尿病の原因と成しものにて此間ニ餓死せず殺害せられざりしハ天幸のみ廿五年の頃ハ議會ニ出る古ひたるフロツクコート一著と寢衣の外ニハ衣服なく小兒の玩具すら買ふへき錢なく甚しきハ二錢の郵便切手を買ふ錢なき爲めニ深夜ニ麴町五番町の宅より駿河臺の尾崎の家迄歩行したる事もあり高田早苗氏が玄洋社の壯士ニ斬られて生命危篤ニ至りしも此頃也

吾國民黨の重立たる人々が桂黨に降る時ニ於て小生踏止りしハ右の如き惡戰苦闘の間ニ生命を失ひ財産を失ひし同志の人々に對する責任を感じたるが故にて此意味ハ大隈伯ニ述へ置きて去就を決したる也往時を回顧すれハ感慨無量也

大正十三年十二月五日夜識して

西田君に呈す

犬養毅

## 第七節 選舉干涉の糾彈

### 一、品川内相の引責辭職

殆んど手段方法を選ばざる選舉大干涉の結果、民黨有力議員の落選した者も多く、政府は、選舉前に比して多少の與黨議員を増すことが出来たけれども、決して豫期の成績を挙げ得たとは言へなかつた。

註 彌生俱樂部九四、議員集會所三八、中央交渉部九五、獨立俱樂部三一、近畿俱樂部其他四二

二十五年四月舊獨立俱樂部の一部及び無所屬議員の一部、中立主義を標榜して、新に獨立俱樂部を組織し、同月温和主義を支持する議員相合して中央交渉部を組織した。而して前年十二月、自由俱樂部は、自由黨に復歸した。

即ち野黨たる彌生俱樂部、議員集會所及び獨立俱樂部の總數百六十三名、與黨及び之に準ずべき者百三十六名、依然として政府黨は多數を制することが出来なかつたのである。

而も此政府の選舉大干涉に對しては、當時樞密院議長たりし伊藤博文は、選舉中屢次政府に向つて忠告を試み、選舉了るや糺明愈々急なりし爲め、二月廿三日松方首相は所謂黑幕會議を官邸に招集し、辯

明大に力めたが、伊藤は之に満足せず、終に辭表を上つり、袂を拂うて湘南小田原に去つた。伊藤は、優渥なる宸翰を拜して感激其職に留つたが、閣内にも陸奥農相、後藤遞相等の反對あり、政府も已むを得ず、三月十一日當面の責任者たる品川内相を辭職せしめ、樞密院副議長副島種臣をして之に代らしめた。而して品川の辭職後、陸奥農相も亦職を辭して野に下り、樞密顧問官河野敏鎌其後を襲うた。

副島新内相は、忠誠篤學一代の人格者として知られた人で、深く官民の反目乖離を憂ひ、屢次板垣、大隈等と會見して意思の疏通に努めたが、白根内務次官依然其職に留まりて副島の行動を牽制した爲めに、其志を果たす能はずして冠を挂けた。

## 二、政府彈劾上奏案

第三議會(臨時)は、二十五年五月二日を以て召集された。而して我が憲政史上拭ふべからざる汚點を印した選舉大干渉は、當然議會劈頭の問題となつた。貴族院議員山川浩は、二條公爵外八十三名の賛成を得て、政府彈劾の建議案を提出し、論戰の結果、六十八對八十八の多數を以て可決された。衆議院は、五月十二日、日程第一に彈劾上奏案を上程した。上奏案に曰く

衆議院議長某誠惶誠恐頓首頓首茲に衆議院の決議を以て上奏す。本年二月總選舉に際し、行政百司擅に職權を私

し、各管内選舉人を誘惑し若くは之を脅迫し其甚だしき者に至つては選舉競争の間法律其效を失ひ、正邪其別を淆り、紛紜擾亂殆ど政府無きに類す、是を以て兇暴の徒、所在に横行し、隊伍を結び兵器を携へ、民屋を毀壞し民人を殺傷し、慘禍劇毒至らざる所なく、洵に典憲の神聖を溷濁し、選權の自由を蔑如すること之れより甚だしきは無し。嗚呼此亂虐非法、誰か其責に任ずる者ぞ、夫れ内閣大臣は、行政百司の上に居り、之を指揮監督す、然るに其亂虐の舉動を見て之を制することを爲さず、非法の行爲を措いて之を問ふことを爲さず、抑も是れ内閣大臣の責に非ずして何ぞや、臣某伏して惟るに、選舉法は立憲政治の最も重しとなす所、苟も行政百司は其職權を擅私し、以て民意を枉屈すること斯の如くんば、選舉の法終に空文に屬し、立憲の治遂に徒爲に歸せん、然るに私朋を賣引し、以て公義を粉飾し、上は陛下の立憲聖旨に背戻し、下は臣民翼贊の赤誠を隔塞せんとす、是れ内閣諸臣の舉措竟に國家の昌運臣民の福利と相容れざる所なり、臣某、誠惶誠恐頓首頓首伏して願くは陛下聖鑑を垂れ、敕斷を下し、以て其典憲を溷濁し、選權を蔑如したる者の咎過を匡正し給はんことを謹で上奏す。

提案者河野廣中(彌生俱樂部)提案の理由を説明し、島田三郎(議員集會所)の賛成演説あり、中央交渉部の大岡育造、與黨側を代表して之に反對し、立川雲平(彌生俱樂部)は、更に之を反駁した。而して松方首相は選舉干渉の事實を否認する旨を述べ、後藤遞相亦辯明大に力めた。本案は、百四十三對百四十六といふ僅少の差を少數を以て否決されたが、野黨が投票に失敗したのは、干渉の事實を認め、政府の態度に憤慨し乍らも、上奏案として天聽に達することを恐懼に勝へずとして、之に反對した議員が少

くなかつた爲めであつた。而して野黨は之に屈せず、上奏案否決の翌々日(五月十五日)無所屬議員中村彌六の名を以て更に緊急動議を提出した。曰く

本年二月、衆議院議員總選舉に於て、官吏が其職權を濫用し、選舉權を侵犯したるは證據明確にして全國人民の俱瞻する所、區々の辯疏を以て之を掩ふべきに非ず、本院は認めて以て事實と爲す、内閣大臣は宜しく反省して其責に任じ自ら處決する所無かる可からず、否らざれば立憲制度の大綱を失墜せん、茲に之を決議す。

此決議案は、實に百十一に對する百五十四の多數を以て可決された。

十二日、上奏案上程の日、木堂が民軍の殿將として登壇せんとした際、吏黨は之を妨害するの目的を以て牧朴眞をして討論終結の動議を提出せしめたが、既に發言の許可を得たる木堂は、急霰の如き拍手を浴びて壇上に其姿を現はした。議場は、民吏兩派議員に依つて少時騒然たる状態を續けた。

〔犬養毅君演壇ニ登ル〕

大岡育造君(百五十四番)

只今ノ討論終結ノ動議ハ、止メルナラ止メル所ノ決議ヲ御採リニ……

議長(星亨君)

黙ツタ、〜。

○犬養毅君(四番)

議長ノ許可ヲ得テ居マス。討論終結ニナラヌ前ニ登ツテ居マス。此問題ニ就イテ前ノ松方總理大臣ニ向ツテ……

〔此時議長ノ許可ナクシテ發言スル者多ク、議場騒然タリ〕

議長(星亨君)

取消シタ以上ハ議長ハ知ラヌ……

〔議場ノ騷擾益々甚シ〕

○犬養毅君(四番)

イクラハ釜シク言ツテモ靜マルマデハ……イクラ妨ゲテモ靜マルマデハ、ジツトシテ居ルカラ、徹夜デモ宜イカラ、御妨ゲナサイ。

〔議場騒然タリ〕

大岡育造君(百五十四番)

討論終結ノ動議ガ出テ居リマス。

○犬養毅君(四番)

總理大臣ハ、只今マデ選舉干涉ノ問題ニ就イテ擧ゲタ所ノ事實ヲ以テ、政府ヲ誣ユルノダト申サレタ。

〔此時討論終結ト呼ビ、滿場喧囂ヲ極ム〕

議長(星亨君)

諸君ハ議長ノ言フコトヲ聞イテ……無法デナイ取消シタ。

津田守彦君(百五十三番)

取り消シテハ居ラヌ……

議長(星亨君)

諸君ニ、諸君ニ……聽タラ宜カラウ、諸君御聞キナサイ。

津田守彦君(百五十三番)

議長ハ公平ニスルトイフコトヲ最初ニ言ツタデハナイカ。

議長(星亨君)

聞ケ。

津田守彦君(百五十三番)

取消シテハ居ラヌ。

議長(星亨君)

諸君、諸君、議長ノ云フコトヲ聽ケ、聽カナケレバ議長ハ職權ヲ以テシマス。諸君斯ウ云フコトヲ以テ取消シタト言ヒマス。動議ガ出タ時ニ、モウ少シヤツタラドウデアルト云フコトヲ言ツタラ、座ツテ仕舞ツタノデアアル。ソレデ取消シタノデアアル。ソレ故ニ新タニ動議スレバ格別ダガ、左モナケレバ取消シタモノデアアル。

大岡育造君(百五十四番)

取消シタノデハナイ。議長ノ發言ガアルカヲ謹ンデ座ニ著イタノガドウシテ取消シタノデアアルカ、ソレハイケマセヌ。

(議場益々騒然タリ)

議長(星亨君)

諸君ニ申シマスガ、此議事規則ニ於テ疑義ガ起ツタトキニハ、諸君、即チ議長ガ決スル權ヲ持ツテ居ル。左モナケレバ議長ガ役ニ立チマセヌ。聽カナケレバ職權ヲ以テ處分シマス。

大岡育造君(百五十四番)

討論終結ノ動議ヲ出シマスカラ、二十人賛成シテ呉レ給へ。

島田三郎君(百五十一番)

議事中ニ討論終結ハ出来マセヌ。

議場は、少時怒聲に亞ぐに罵聲を以てして、喧噪を極めたが、議長星亨は、飽迄職權を以て吏黨の妨害を制した。議場の漸く鎮まるを待つて木堂は徐ろに口を開いた。

犬養毅君(四番)

第一ニ總理大臣ニ向ツテ、私ハ一言述べマス、總理大臣ハ總テ此確實ナル事實ヲ舉ゲテ、選舉干涉ノ事實即チ官吏ガ殘虐強暴ナル事實ヲ舉ゲタルヲ以テ政府ヲ誣ユルト云フ何ヲ以テ政府ヲ誣ユルノデアアル現ニ官吏ガ公文書ヲ發シテ、巡查ガ官服ヲ著テ人ヲ斬ツテ居ルデハナイカ、何ヲ誣ユルノデアアル、上奏文中ニ殆ド政府無キニ類スト云ヘルコト、又島田三郎君ノ演說中ニ無政府ト云フノヲ、政府ヲ誣ユルト云フタ、何ヲ誣ヒタ、我々ハ今日ノ政府ノ有様ニ向ツテ、無政府ト云フ言葉ヲ使ツタノハ、餘程穩和ナル言葉デアアル、如何トナレバ無政府デアツタナラバ、佐賀縣、石川縣、富山縣等ノ人民ハ餘程幸福デアツタ、無政府デアツタナラバ、給料ヲ受ケテキル巡查、人ヲ斬ル所ノ巡查ハナイノデアアル、人ヲ斬ル所ノ警察官ハナイノデアアル、縣知事、縣廳ノ官吏、郡役所ノ官吏、其他俸給ニ衣食シテ居ルモノハ、殆ド一箇月官務ヲ休ンデ選舉ニ干涉シ、選舉人ヲ斬殺ス、斯様ナコトハ若シ無政府デアルト云フ幸福ヲ享ケタナラバ、佐賀、石川、熊本、富山等ニ於テ斯様ナル殘虐ナ目ニ遇ハナカツタ、無政府デハナイ、實ニ猛惡ナル政府デアアル、殘虐ナル政府デアアル、我々ハ殆ド古來政府ノ亂暴紛亂ノ極度ト云フモノヲ無政府ト云フ言葉ヲ使ツテ居ルガ、無政府ドコロデ



ハナイ、此殘虐ノコトヲ行ツタ政府ニ向ツテ、無政府ト云フタノガ何ガ誣ユルデアラウ、我々ハ内閣總理大臣並ニ此所ニ列席サレル所ノ内閣大臣ニ申スガ、何ガ誣ヒタノデアアル、誣ヒタト申スナラバ、此事實ハ是丈アル、一々證據ガアルソレカラ内閣大臣松方後藤ノ兩伯ハ、政府ハ一切知ラナイ、何處ニ事實ガアルト云フ、成程政府ハ餘程宜イ論鋒ヲ用キラル、佐賀縣ニ一人罪人ガアツテ人ヲ斬殺シタト云フノデ、ソレヲ捉マヘテ往ツテ警部ニ訴ヘタ、ソレヲ調べテ見タ處ガ、本人ハ人ヲ殺シタ覺エガナイト云フカラ無罪ダ、本人スラ知ラナイモノヲナゼ貴様ガ知ツテ居ルカ、ソレガ松方總理大臣後藤遞信大臣ノ口氣デアアル、己レガ命令シテ其證據ヲ持ツテ居ル、己ガ知ラナイト云フノニ誰ガ知ツテ居ル、證據ガ何處ニアル、ナイ筈ダ、御自分自ラヤツタ證據ガ何處ニアル、ソレ故ニ佐賀縣巡查ガ人ヲ殺シタ、殺シタ人ガ知ラナイカラ放免シタト同ジ論鋒ヲ以テ居ラルル、同ジ主意ヲ持ツテ居ラル、ノデアアル、ソレカラ立川雲平君ノ演說中ニ政府ハ公金ヲ使ツタ、此選舉ノ干涉ノタメニ官ノ金ヲ使用シタト云フコトヲ言ツタラ、誣妄デアアル誣ユルノデアルト云フ、何カ證據ガアルカ、斯ウ申サレタ、左様ナラバ私ハ斯ウ云フ事ヲ質問致ス、世間萬目ノ認メテ居テ慥ニアルトスル處デ、證據ノナイモノガ随分アル、諸君ハ御承知デアラウ、此東京……等ガ官權黨ニ新聞ヲ買潰サセタ、何萬圓ノ金ヲヤツタ事實ト云フモノハ世ノ中ニアルガ、扱テ内閣ノ出サレテアル豫算ヲ見テモ、新聞社買入ノ入費ト云フモノハ無イ、又世ノ中ニ斯ウ云コトヲ風説スル、内閣ハ會計法以外ニ別途ノ金ヲ持ツテキル、現ニ憲法發布前以來、引續キアツテ斯ウ云フコトヲ世間デ云ツテ居ル、所デ會計法デ言ヘバアラウ筈ガナイ、餘ツタ金ハ返ハサナケレバナラヌ、ソレヲ自身ノ方ニ積ンデ置イテ世ノ中ニ新聞社ヲ買潰スト云フ事實ガアルカ、證據ハ何處ニアルカト云フ、此證據モ今度ノ選舉干涉ノ場合ト同ジ證據デアアルコトヲ諸君御承知下サイ、ソレカラモウ一ツ私ハ箇様ナ有様

デアアルカラ、若シ此證據ハ如何ニシテ得ラル、カト申シマスレバ、私ハ證據ノ舉ル日ハアルカモ知ラヌ、舉ル日ト云フノハ、此藩閥ノ内閣ガ變ツタナラバ、明カニ分ルノデアアル、モウ一ツ内閣大臣ニ一言スルガ、内閣ノ諸公ハ極メテ卑怯ナ考ヲ以テ居ラルル、何故卑怯ダト云フト、此選舉干涉ノコトハ天下萬目認メテ明カナルコトトシテ居ルノヲ、證據ハ何處ニアルカ、殆ド三百代言ガ裁判所ニ出テ求メル如キコトヲ言フテ居ル、宜イデス、其内閣ノ言フ通ニ應ジテ、其證據ヲ舉ゲルコトハ出來ルカモ知レナイ、是ハ巡查ノ不埒デアアル、其上ニナルト是ハ警部ノ不埒デアアル、是ハ地方官縣知事ノ不埒デアアルト免職シテ仕舞フ、所デ全國諸縣、總テノ郡役所、總テノ警察署、總テノ巡查、盡クヤツテ居ルコトニ就テ、内閣ハ一切知ラヌ、ソコデ調べタラ幾人アルカ、ソレヲ罪スレバヨイ己レハ知ラヌ顔デ居ルト云フ考デアアル、實ニ卑怯未練デアアル内閣大臣ハ前議會ニ向テドウ言ハレタカ、海軍大臣樺山君ハ最モ傲放ナル最モ暴慢ナル言葉ヲ用ヒテ、日本帝國二十五年ノ平和ヲ保ツタノハ此薩長人ノ力デアルト云ハレタ其暴慢ナ言葉ヲ用フル人ガ、現ニ天下萬目ニ認メテ以テ箇様ナル殘虐箇様ナル人殺ヲヤツタト云フコトハ、己レ確ニヤツテ居ルナレバ、何故己ガヤツタト傲慢ニ出ラレナカツタカ如何ニモ臆病デハナイカ、一方ニハ傲慢ナル言葉ヲ用ヒ、一方ニハ極メテ卑怯ナル……萬一事ガ顯ハレタナラバ、罪ノナイ小人ヲ罰シテ、己レ其位置ヲ保タント云フノハ一體ドウ云フ考デアアル、要スルニ松方總理大臣其他ノ諸大臣ニ向ツテハ、私ハ申サレタ通ノ言葉ヲ返シテ、我々ハ箇様ナ事ニ向ツテハ、内閣諸公宜シク反省セラルベシト云フ言葉ヲ返シ申スデアラウ。ソレカラ序デニ申シテ置キマスガ、反對ノ御議論ガ出タ中ニ大岡君高梨君デアツタカ、是ハ別ニ辯駁ハ致シマセヌガ、此唯二事ヲ申シテ置ク、大岡君ノ言ハル、ニハ、全體箇様ナ干涉ノ問題ノ出ルト云フコトハ、選舉ニ失敗シタ不平カラ出ルノダト言ハレタ、宜シイ、果シテ選舉ノ失敗カラ出タ

不平デアルナラバ、民黨即チ政府ニ反對スル側ノ人ト競争シテ落チタ人ハ幾何人デアアル、此人ノ選舉區カラドウ云フ不平ガ出タデアラウ、ドウ云フ亂暴ヲシタト云フ訴ガ出タ、一人モ出ナイデハナイカ、之ヲオ調べヲ願ヒタイ、モウ一ツハ政黨ガ亂暴ニ暴レルノモ、政府ガ暴レルノモ同ジダ、政黨ガ競争スレバ政府モ競争スルト云ハレタガ、是ハ唯此事デアアル、政黨ガ其黨ノ金ヲ以テ競争スルナラバ、政府ハ政府ノ金、即チ公金ヲ以テ、亂暴ニ使ヒ放シテ宜シイト云フト同ジデアアル、之ヲ考ヘタラオ分リニナル、ソレカラ高梨君ノ滔々タル能辯ハ餘リ面白イニ聞キ迷フテ、ドコニ趣意ガアツタカ分リマセヌガ、要スルニ是丈申シテ置ク、簡様ナ上奏案ガドウ行ハレル、ドウ效力ガアルカト云フニ至ツテハ、實ニ驚ク、御自分ハドコニ居ル、衆議院議員ノ一人トシテ、衆議院ノ決議ガ如何ナル效力ヲ持ツカヲ疑フニ至ツテハ、自分ノ位置ヲ下ゲルノデアアルカラ、是丈ハ御注意相成リタイ、(拍手)ソコデ討論終結ノ説ガ頻ニ出タ所ニ參ツタノデアリマスカラ、之ヲ盡ク精密ニ私ハ演説スルト云フノデハナイ、幾ラカ節約ヲ致シマス(ヤルベシ)、謹聽謹聽ト呼ブ者アリ)是丈ノ(卓上ノ書類ヲ示シ)書類ノ中デ始ニ同ジ様ナ事柄ガ多ウゴザリマスカラ、タント複雑ニナル事ハ申サヌ、要スルニ此選舉干涉ノ始末ヲ調べマスルト、ドコデモ全國一樣ニナツテ居ルト云フコトノ事實ヲ發見スル、ソレハドウカト云フト、先ヅ孰ノ處ニデモ始ガ官吏ノ任免黜陟ヲ行ヒ、己レニ同ジ者ヲ出ス、ソレカラ賄賂……官吏自ラガ賄賂ヲ使用シタコトヲ第一ニ云フ其次ハドウデアアル官吏自ラガ賄賂ヲ使用ヲシタ跡ガ法律ノ濫用ヲヤツテ集會ヲ解散スルトカ、新聞ヲ停止スルトカ、豫戒令ノ濫用ヲスルトカ、十三日十四日ノ間際ニナツテ有志者……選舉權ヲ持ツテ居ル者ヲ拘留スルト云フコトヲ以テ妨害シ、其次ニハ何カト云ヘバ、其次ニハ手段ハ亂暴ナ手段デアアル、ソレハ或ルオトナシク行ハレタ所ガ、暴客ヲ脅カシテ僅ニ選舉場ヲ圍ンダ位、其甚シキニ至ツテハ、ドウ云フ有様

カト云フト皆官吏自ラ警察官巡查ガ刀ヲ拔イテ、人ヲ斬ツタ、是丈ノ三段ニ分ツタ、事實ガ是丈ノ調べ中ニドレヲ見テモスツカリ符合シテ居ル、皆ヤリ方ガ同ジデアアル、ソコデ人ノ斬殺サレタ少イ多イト云フコトハドウ云フ有様カト云ヘバ、其場所ニ於テ抗抵スル用意ノアツタ所ハ戦争ニ成ツタ、用意ノナイ處ニハ彼レ勝手次第ニヤツタカラ、幾ラカ殺サレ人モ少イト云フ結果ニ止マル、事實皆ハドコモ一緒ニ用ヒテ居ルトイフ事丈ヲ御承知ナリタイ、是丈ノ事ヲヤルトイフコトハ……何デアアルカラ、其中ノ漏レタ分ダケヲ私ハ茲デ申シマセウ。

ソレデ前論者ガ述べラレマシタノハ高知デアルトカ、佐賀デアルトカ、富山石川ノ類ノ最モ慘酷ナ場所デアツタ、是等ニ對シテハドウ云フ御説ガ出ルカト云フト、全體簡様ナ處ハ從來政黨競争ノ盛ナル處ダカラ、簡様ナ殘逆ガ起ツタト云フコトデアリマシタガ、恰モ其反對ノ事實ヲ證據立テルニハ、岡山縣第三區犬養毅自身ノ選舉區ハ、反對ノ證據ヲ出スニ最モ宜イ場所デアリマス、岡山縣備中ノ國ハ政黨ハナイ、改進黨モナイ、自由黨モナイ、保守黨モナイ、無論官權黨モナイ、是迄軋轢シタ事モ競争シタコトモナイ場所デス、殊ニ第三區ノ如キハ、一人ノ政黨員モナイ場所デアリマス、ソレ故ニ政黨上ノ競争ガ起ルベキ筈ハ無論無カツタ、然ルニ選舉ノ時ハ如何ナル有様カト言ヘバ、第三區ノ四郡ノ郡役所ハ、皆打開イテ選舉事務所トナツタ、其掛ハドウカト云フト、是ガ郡書記其他ノ者ハ、皆其選舉ニ奔走スルコトニナツタ、巡查ハドウカト云フト、巡查警察官ハ各村ニ入込デ選舉人ヲ惑ハス、其間ニ賄賂ヲ官吏自ラ金ヲ以テ配ツタ、其故ニ貫フ者ハ巡查ガ呉レルノデアアルカラ、後デ罪人ニナルトハ思ハナイカラ安心スル位ノ有様デス、簡様ナ競争ヲヤツテ其末ガドウカトイフト、十四日ノ日カラ此第三區ノ内ニハ一人モ人ガナイ、岡山カラ三百人引連レテ來テ、各村ヲ脅迫シテ道路ノ人ノ通行ヲ停メ、或ハ人家ニ亂暴シ、其翌朝ニナツテ……十五日ニナルト各選舉場

ヲ取圍シテ、選舉權アル人ノ入場券ヲ奪ヒ、毆打シ、種々脅迫ノ手段ヲ用ヒテ棄權サセルコトヲ努メタ、是ハ備中ノ國ノ第三區ノミデハナイ、實ハ中國ニ斯様な激烈ナル競争ガ起ラウトハ誰モ想像シナカッタ、勿論自分モ想像シナカッタ、然ラハ其相手ガ政治上ニ熱心デ、左様ニ競争ヲヤル人デアルカト云ヘバ、是マデ政治上ニ關係ノナイ、一ノ商人デアル、然カモ東京ニ居ル商人デアル、區内ニハ何ノ緣故モナイ、殆ド名ヲ選舉人が知ラナイ程ノ人デアルニ、此競争ノ爲ニ毆打サレ、殆ド死ニ垂ントシタ者ガアル、非常ナ亂暴ヲ行ツタ、ドウデゴザイマス、是迄政黨ノ競争ナシ、政黨ノ軋轢ナシ、何ノ政黨モナイ場所、況ヤ、政治社會ニ左様ナ競争ヲシナイ所ニ、斯様な亂暴ガ起ツタ、ソレ故ニ高知縣ノ如キ、佐賀縣ノ如キ、此亂暴ノアツタト云フノハ、從來ノ政黨競争ノ弊カラ出タト云フノデハナイ、全ク官吏ガ自ラヤツタト云フハ、之ヲ以テモ明カナ證據デアル、其外茲ニ持ツテ居リマスルノハ、鹿兒島ノ如キ、既ニ前論者ノ述ベラレタ如ク、鹿兒島ノ如キニ至テハ、最モ豫戒令ヲ亂暴ニ布イテ、縣會議員其外身元アルモノヲ引捕ヘテヤリ、又選舉人ヲ一室ニ拘留シテ置イテ、之ヲ脅迫シタト云フ事實、斯様な事實ヲ悉ク陳ベマスルト、大概皆同ジコトデアルカラ、事實ハ長ク言ハヌ方ガ宜イカト思フ、皆同ジ、茲ニ持テ居ルノハ總テ同ジコトデアル、斯様な有様ニ全國ノ警察官郡長其外ノ者ガ同ジ様な有様デアルト云フノハ、ドウシテ一個人ノヤリ方デアラウ、何故醉興デヤリマセウ、政府ノ命令ガ一途ニ出テ、一途カラ命令シナイ以上ト云フモノハ、決シテ斯様な譯ノアルベキ筈ハナイ、現ニ自分ノ選舉區ノ選舉長タル者ガ、餘リ干涉ヲ激シクヤルト云フノデ、十一箇村ノ村長、助役若クハ有志者ガ之ニ向ツテ詰問シタコトガアル、其答ニハ何ント云ツタ、此公衆ノ席ニ向ツテ實ハ恐レガアル、恐レガアルガ、全體今度ノ競争ニ就テハ、縣知事カラシテ懇トト説諭ガアツテ何ンデモ民黨ヲ追ツ拂フト云フコトヲヤラネバナラヌ、ソレ故ドンナコトガアレ、如

何ナル手段ヲ用キテモ、之ヲ追拂ハネバナラヌト云フ命令ヲ受ケタカラ、自分ハ十數年來官祿ヲ食ンデ居ル悲シサ、餘儀ナク之ニ從フト云フコトヲ明言シテ居ル、此ノ明カナ證據之ヲ十一箇村ノ村長、助役及有志者ガ詰問シ、詰責シタ時、稠人廣座ノ間ニ於テ答ヘタノガ斯様な事實デアル、前ニ述ベタ岡山縣ノ警部長ノ達シタ命令モ斯様な有様デアル、既ニ石川縣、兵庫縣、埼玉縣、富山縣總テ茲ニ列記シテアル所ノ諸縣ハ、何レモ皆政府ガ命令シタト云フコトノ證據ノ明カナモノガアル、ソコデ私ガ之ヲ此處ニ備ヘテ置イテ、此儘諸君ガ若シ厭ハレナケレバ、總テ讀上ゲルト云フコトヲ致シタイト思フ、訥辯ヲ以テ此事實ヲ順序ヲ紊サズニ述ベルト云フヨリハ、總テ之ヲ讀マント思フノデゴザイマス、少シモ御構ヒガナケレバ(構ハヌ讀ミ給ヘト呼ブ者アリ)是ガ總テ要領ヲ辯ジタイケレドモ、之ガ一切總テ要領ヲ抜イタモノデアル、ソレ故ニ是ハ長ク此處デ辯ズルヨリハ、諸君ノ金玉ノ御論モゴザイマセウカラ、此儘讀マズニ速記録ニ書イテ貰ツテ、唯述ベタノハ前ニ私ガ要領ヲ抜イテ云ツタ通り、即チ賄賂ノ使用、ソレカラ警官自ラ暴行シ、人ヲ誘フテ一室ニ監禁シテ置イタノト、ソレカラ又人ヲ捕マヘテ置イテ、朝カラ拘留シテ置イテ、先キデ實印ヲ捺エテ置イテ、選舉場ニ出サセルト云フヤウナ諸縣ノ事實、皆同ジヤウナモノヲ總テ此處ニ集メタノデゴザイマス、讀ムノハ略シテ此處ニ載セテ置キマス(先ヅ讀メル丈讀ンダラ如何ト云フ者アリ)事實ハ別ニ此處デ述ベル煩ヲ省キマシテ、是丈ノ中ニ總テ申シタ所ノ明ラカナ事實ガ載ツテ居ル、斯様な事實ガアル、此事實ヲ明カニシテ後來ノ始末ヲ付ケルト云フコトヲ拒マレルト云フコトハ、私ハ分ラヌ、實ハ黨派問題デアツテ、一方之ヲ出セバ一方デ反對スルト云フコト、違ツテ、此事タル若シ此儘ニ處置ヲ付ケナケレバ、一向選舉法ガアツテモ選舉法ハ無効ニ屬シテ、立憲政體ハ決シテ事實ノ上ニ行ヘヌト云フ恐レガアルノミナラズ、實際行政上最早酷イ干涉ヲヤツタ場所デハ、人民ト政府ノ

間ハ敵對デアル、何ヲ命令シテモ一切受付ケナイ、何ヲ持ツテ往ツテモ、法律上チヤント極ツタモノノ外ハ受ケヌト云フ、殆ド敵對ノ有様デアルカラ、此儘滑カニ行政ヲ爲シテ往カウト云フコトハ、決シテ出來ル譯ノモノデハナイ、ソレ故ニ行政ノ上カラ云ツテモ内閣ガ此儘ニ棄テ置クコトハ出來ヌ、況ヤ一方ニ立憲政治ヲ布カレナガラ、其間ニ於テ選舉法ヲ冥ト裡ニ蹂躪シ、人民ヲ保護スベキモノヲ、器械ヲ持ツテ總テ此良民、無辜ノ民ヲ虐ゲテ、之ヲ殺シテ歩ルクト云フヤウナ政府ヲ一日モ其儘ニ存シタナラ、獨リ理窟ノ上デ瑕瑾ト申スバカリデハナイ、實際是カラドウナサル、決シテ我トハ後來日本帝國ヲ平和ニ進歩爲シテ往カウト云フコトハ望マレヌデアラウ、ソレ故左様ナ強情ナ理窟ヲ言フニハ及バヌ、明カニ責メノアル所ヲ明カニシテ、潔白ニ、清淨ニ、男ラシク男子ラシク、之ニ對シテ處分ヲ求メル、唯姑息ニ法律上ノ證據ヲ得ナイ間ハ、何處マデモ知ラヌト云フテ居リマスレバ、濟ムト云フヤウナ姑息ヲ考フ以テ、一國ノ大政ヲ處理スルコトハ到底爲スベカラザルモノデアル、ソレ故松方大臣其他ノ諸君ニ向ツテ、最モ慎重ニ反省セラレ、再考セラレンコトヲ私ハ希望スルノデアル。是丈ケ述べマス。

第一議會に於ける豫算査定案廢棄反對演說に依つて、早くも其雄辯を認められた木堂であるが、此の選舉干渉彈劾演說は、言々風霜を含み、句々劍氣を帯び、匕首を執つて敵の咽喉に擬するの概あり、爾來議會の雄辯家を以て知らるゝに至つた。

註 翌日の『日本』新聞は、此の彈劾演說に對して「犬養は……得意の攻撃辯舌を鼓し、壇後の右手に控へたる内閣諸大臣を尻目にか

け、ジロリと睨みて無二無三に……切りかけたるは頗る視聽を聳かしたる」と評した。

### 三、松方内閣崩壊

政府は決議案に敗れ乍ら、尙ほ責を引いて辭せんともせず、又、衆議院を解散して信を國民に問ふの舉にも出でず、其理由を解するに困しむ七日間の停會を命じ、再會後恬然として議場に見えた。併し、政府の態度に激昂せる民黨は、事毎に政府反對の舉に出で、政府亦閣内に統一を缺いて、七月二十八日遂に捧表して骸骨を乞ひ、聖諭を忝うして一旦辭意を飜したが、首相自から進退の決に迷ひ、且つ連りに知友の勸告を蒙るに及んで同月漸く辭意を決し再び閣下に辭表を上つて聖斷を仰いだ。斯くして同月三十日松方内閣は總辭職となつた。

第十三章 進歩黨の結成

## 第一節 所謂元勳内閣の成立

### 一、選舉干渉の善後處分

選舉大干渉に依りて、朝野攻撃の焦點に立つた松方内閣は、臨時議會後終に瓦解し、代つて伊藤博文を首班とする薩長元老の内閣が成立した。(二十五年八月八日)世に之を元勳内閣と呼ぶ。又、閣内勢力の樞軸は、首相伊藤と内相井上馨との把る所であつた爲めに、伊井内閣とも稱した。

伊藤は、嚮に松方内閣の選舉干渉を非とし、屢々之に忠告を試み、糺明に力めたが、其内閣を組織するに及んで、猶其餘毒地方に浸潤し、府縣會の紛擾荐りに起るを見て、之が匡救を急務なりとし、組閣の劈頭地方官に訓諭を與へ「……上命は下僚素より之を奉行せざるべからず、然れども地方長官の重に任ずる者、單に命令と服従とを以つて職務の干繋を盡し了れりとなすは誤れり。故に上官の命令なりと雖も、能く其理否曲直を考へ、不法の命令は斷じて奉行を拒みて命を待つべし、徒らに上命に盲従するは知事の職任にあらず」となし、曩に選舉干渉に狂奔せる知事郡長警官郡吏等の罪狀を檢察し、之に罷免、

轉官を命じて只管民論の緩和に力めたが、一たび深く結んだ民怨は容易に釋けず、府縣會と知事との衝突抗爭は陸續として起つた。

## 二、大隈の改進黨復歸

十七年十二月、改進黨總理を辭し、且つ黨を脱した大隈は、板垣との會見が、官紀を紊亂するといふ理由で、樞密院顧問を免官されてからは、いよく公然政黨運動の表面に立つこととなり、二十五年二月、改進黨に復歸して代議士總會々長に推された。而して、大隈の樞密顧問官を罷免すべきことを最も強硬に主張した松方内閣の内相品川彌二郎は、選舉干渉の責任を負うて辭職後樞府に居つたが、同じく樞密顧問官たる西郷從道を誘つて、中央交渉部の會禰荒助、渡邊洪基、佐々友房、片岡直温等の組織した國民協會に臨み、自から將來協會の指導者たらんことを公言した。又自由黨の大井憲太郎一派は、其黨を脱して新に東洋自由黨を組織(十月六日)したが、首領の大井は、選舉干渉に依つて落選し、黨員中には、前議會中款を政府に通じた疑を以て除名された者などがあつた爲めに、世人の同情する所とならず、黨勢不振翌二十六年十二月早くも解黨してしまつた。獨立民黨と稱された鈴木重遠、河島醇、大東義徹、楠本正隆等二十名は、新に同盟俱樂部なるものを組織した。(二十五年十一月)

自由黨と改進黨とは、屢々相接近して屢々相離反しながらも、依然民黨の二大勢力として、第二次伊藤内閣——議會開設後最初の伊藤内閣に臨むこととなつた。

## 三、政府彈劾上奏案

第四議會は、二十五年十一月廿五日を以て、召集せられ、廿九日開院式が舉行された。然るに首相伊藤は、廿七日過つて馬車から墜落して重傷を負うた爲めに、内相井上が臨時首相を兼攝し、十二月一日施政演説を試みた。一氣に藩閥内閣の牙城に迫るべく決意せる民黨は、好敵手の無きに聊か失望したが、先づ此の施政方針に就て攻撃の火蓋を切り、次いで豫算問題に關して、政府の提出せる歳入(八五、八三一、四五五圓五五五)歳出(八三、七五九、九六六圓七〇五)に對し、豫算委員會は、八百八十四萬六千五百餘圓の削減を決議し、其經過が豫算委員長河野廣中(彌生俱樂部)に依りて報告せらるや、滿場大喝采を以て之を迎へ、其中僅に十二萬八千圓を復活せしめて、豫算委員の報告は承認された。然るに政府は、憲法第六十七條の「歳出に關する廢除削減の議決は確定議以前に政府の同意を求むべし」を楯に査定を拒み、衆議院に覆牒して其再考を求めた。衆議院は再考の必要を認めずとして、再び政府の同意を求めたが、政府また應ぜず、依つて衆議院は、動議を以て五日間の休會を決議して、其間政府の反

省を促がしたが、政府また依然固く執つて動かさず、茲に於てか、野黨協議の結果、上奏聖斷を仰ぐの外なしとし、休會明けの廿三日を以て、左の上奏案を決議することとなつた。

衆議院議長星亨本院の決議を具し謹んで奏す。伏して惟れば 天皇陛下經文緯武丕に中興の昌運を啓き、參天貳地始めて立憲の大典を定め、特に上下一心和衷協同の懿訓を垂れさせ給ひ、天恩遍く覆ひ、皇澤洽く潤ふ。海内の臣民孰れか感激して以て報效を圖らざらむ。臣等竊に惟れば、立憲の要は上下心を一にし以て大政を翼賛するに在り、是故に立法行政各部の期する所、相與に赤誠を披瀝し以て和衷協同の實を擧ぐるより重且大なるはなし。然るに議會創開以來立法行政の兩部常に調和を失ひ、百揆凝滯し、庶績否塞し、終に世局の進運に隨ひ、革新改善の效を收むる能はず、是れ臣等の精誠未だ貫徹せざるに因ると雖も、抑々内閣大臣其職を盡さざるの致す所なり。臣等政費を削減し、用度を裁節せんと欲するは、政府過大の弊を矯め、民力休養の事を行はんが爲にして、即ち第一期議會以來終始一貫敢て渝ることなし。本院茲に明治二十六年年度豫算案を議するに當り、反覆審査深く國力の消長を慮り、詳かに事務の緩急を察し以て歳出を節省し、憲法第六十七條規定に係る歳出は、本條に遵由して再三政府の同意を求めたり、然るに政府は漫に不同意を表し、而して其理由及費途を條舉説明せざるのみならず、錢厘の微と雖も削減すべからずと斷言せり。

是に於て本院は休會五日を以て政府の反省を求むと雖も、政府は猶ほ前説を固執して敢て省みず。夫れ憲法第六十七條範圍内の歳出に關し、政府の不同意を表するに當ては、其の條款を條舉し、其理由を明示するは立憲國大臣の徳義にして、和衷協同の道も亦此に在り、然るに内閣の舉措此に出でず、是れ臣等の甚だ痛歎する所なり。又軍艦製造

費に關し、曰く議會は之を否決せしと雖も、政府は憲法の許す範圍内に於て斷乎として其計畫する所を徹底する道を求めざるべからずと。臣等其言の不經なるを異み、直ちに其説明を求むと雖も答へず、是れ大臣たる者の爲すべき所ならむや。臣等昧死敢て 天威を冒し、宸聽を煩はし奉るは豈に臣等の素志ならむや、誠に止むを得ざればなり。蓋し政府議會比年相睦き官民相軋る所以は、其由て來る既に久し。今に於て積弊を除き、立憲政治の實效を奏せずんば、國家の事ために廢墮せんとす。夫れ政費國力相伴ひて上下一途の方針に據り、内は以て國運を隆興し、外は以て國威を宣揚するは、實に方今の急務なり、臣等民心のある所を表明すと雖も、内閣は、之を峻拒し、臣等をして協贊の任を完うするを得ざらしむ、是れ財政を調理し國家を経綸する所以の道にあらず、臣等此の如き内閣と並び立ち上は 聖意を奉體し、下は民意を暢達する能はざらんことを是れ恐る。伏て願くは 陛下特に勅鑒を垂れたまはんとを、臣等誠恐誠謹んで奏す。

而して、上奏案提出の理由の説明に當るべく、河野廣中、議長に磨かれて演壇に進み、將に其趣旨を述べんとするや、詔勅降下、議會は二月六日迄停會を命ぜられた。

#### 四、元勳内閣の彈劾

二月七日、伊藤首相は、病を押して議場に臨み、上奏案の説明に先だちて一場の演説を試みた。河野廣中之を反駁し、次で木堂起つて之が賛成演説を試みた。即ち左の如し。



〔犬養毅君演壇ニ登ル〕

犬養毅君(二百二十七番)諸君、我々ハ此最終ノ手段タル上奏ヲナスト云フコトハ實ニ萬止ムヲ得ナイコトデゴザイマスガ、今日ハ最早他ノ手段ヲ取ルベキ途ハナイト信ジマス。

實ニ我々が驚キマシタノハ伊藤總理大臣ノ演說、其演說自ラガ立憲國大臣トシテ德義ヲ失フテ居ルト云フコトヲ私ハ明言致シマス。今日政府ト此議會ト衝突スル事柄ハ何デアルカト云フト、何時デモ政府ハ區々タル殆ド代言人ノ句調、法律的句調ヲ以テ一切德義ヲ外ニシテ、此法律ノ範圍内ニ逃込デ守ラウト云フ所カラ斯様ナ衝突ヲ來スノデアル。ソレモ渡邊大藏大臣ガ錢厘ノ微モ減ゼラレヌ、六十七條ノ範圍内ノ箇條ハ御承知ノ筈デアラウト云フ代言的句調ハマダ有シテモ宜イ、マダ恕シテモ宜イ、伊藤總理大臣ガ國家ノ元老トシテ國家ノ元勳トシテ代言的句調ヲ用ヒラル、ト言フノハ實ニ我々ハ慨歎ニ堪ヘヌノデアアル。伊藤總理大臣ガ、第一議會以來官民調和ヲ缺イテ居ルト上奏案ニ言フケレドモ事實違フ、第一ノ議會ハ平和ニ治ツタデハナイカ、官民治ツタデハナイカト申サレルノハ、代言句調デハナイカ、又軋轢ガ見エナイノデアアルカ、第一議會ニ官民ノ間ニ如何ニ調和ガ出來タ、如何ニ平和ニナツタ、如何ニ纏マツテ居ルカト云フコトハ何人ガ判斷シテモ分ツテ居ル。獨リ此賢明ナル上下ノ望ミヲ囑セラレテ居ル政治家ナル伊藤伯爵ニ、何故此軋轢シテ居ルト云フコトガ分ラナイノデアアルカ、殊ニ我々ガ、第一期議會以來終始一貫ノ方針ヲ執ツテ變ハツテ居ルコトハナイト云フ一ノ箇條ヲ捉マヘテソレハ違フ、此議會ガ解散シタ後ハ新ニナツテ居ル——若シ法制局ノ一ノ俗吏ガ斯様ナコトヲ申セバ我々ハ宥スノデアアル、伊藤總理大臣トシテ斯様ナ俗吏ノ言フベキ言葉ヲ以テ、此上奏案ニ反對サレルト云フノハ、實ニ慨嘆ニ堪ヘナイノデアアル。併ナガラ是ハ上奏案大體ノコト

ニ就イテ今日伊藤總理大臣ガ此處ニ出ラレタ演說ノ大要ハ何デアツタカ、我々ハ筆記ガナイカラ或ハ聽キ間違ツテ居ルカモ知レヌガ、其大要ヲ摘ンデ言ヘバ斯ウデアアル、自分ハ不幸ニシテ病中ニアツテ何モ知ラナカッタ、出テ見タラ此議會ト政府トノ衝突ハ實ニ驚入ツタ、意外デアツタ、併シナガラ今日ハ如何トモスルコトガ出來ナイ、併シナガラ諸君ニ向ツテ記憶ヲ願フ、其記憶ト云フノハ、我々ハ、改革スル考デアツタ、諸君ニ好意ヲ有ツテ居ルゾト云フ哀訴嘆願デアアル、我々ハ疾クヨリ伊藤伯爵——伊藤伯爵ヲ以テ一ノ頑固ナル人トハ考ヘナイノデアアル、一人ノ亂暴ナル人トハ決シテ考ヘテ居ナイ、相當ノ經驗ヲ有チ、相當ノ知識ヲ有チ、改革スルト云フ念慮ハ有ツテ居ラル、デアラウ、思想ヲ有ツテ居ラル、デアラウト云フコトハ我々知ツテ居ル、ソレ故ニ我々ハ伊藤内閣ニ向ツテ、オ前サンハドウ云フ好意ヲ有ツカ惡意ヲ有ツカ、改革ヲスルカ、ト言ツタラ、スルト云フ答ガ必要デアアル。併ナガラ實行ハ何故出來ナイカ、ト云フコトニ對シテ我々ハ考ヲ有ツテ居ルト云フノハ一向直打ノナイコトデアアル、殊ニ伊藤伯爵ガ斯様ナ考デアルト言フノハ、最モ直打ガナイノデアアル。如何トナレバ、伯爵ガ十八年ニ天下ニ宣告シタ箇條ハ何デアアル、一々改革スベキ箇條ヲ擧ゲタ、其思想ヲ公ケニシタモノスラ實行ガ出來ナカッタノデアアル。況ヤ若シ實行スルト云フ考デアルナラバ、伊藤伯爵ガ怪我ヲセラレタト云フコトハ、豫算編制以前デハナカッタノデアアル、何故左様ニ改革スベキ考ヲ有ツテ居ラル、ナラバ、此豫算ヲ編制スル時ニ、其改革スベキ箇條ヲ現ハサナカッタ、一モ現ハシテ居ナイ、前内閣同様ノモノヲ持ツテ來タ、同様ノ不整理ノモノヲ持ツテ來タノデアアル、我々ハ一切此考ト云フモノハ信用スルコトガ出來ナイ、況ヤ臨時總理大臣ノ辯解ニ、今ノ内閣ヲ組織シタルコト其日淺ク改革ノ間ガナイ——怪シカラヌ話デアアル此内閣ヲ組織シタ現内閣ノ人ハ、此明治政府ニ緣故ノアル人々ガ集ツタノデアアル、行政事務其外ニ經驗モアリ、況ヤ

各局ニ已レノ養ヒ立ツテアル人々ガ居ルデハナイカ、己レノ知ツテ居ル人々ガ居ルデハナイカ、改革ヲスルト云フ方針ヲ定メテ一タビ之ニ臨ンダ以上ハ、豫算編制ノ時ニ容易ニ出來ラレルノデアル。併ナガラ政府百部ノ機關ノ事デアルカラ、悉ク改革ハ出來ナカッタカモ知レナイ、併ナガラ或ル部分ノ改革ヲスルト云フコトハ出來ラレタ筈デアルソレニ整理ヲシタト云フコトハ何モ現ハレテナイ、其上ニ此演説ハ私共最モ了解ニ苦ムノデアル。凡ソ政治家タル者ガ自分ノ居ナイ間ニ驚クベキ衝突ガアツテ遺憾ニ堪ヘヌ——其遺憾ト云フノハドチラガ失錯シタノデアル、遺憾ニ堪ヘナイ事柄ガアツタナラバ、其失錯シタ人ハドウスル、其進退ヲ何故極メサセヌノデアル、其處分ガ出來ナケレバ遺憾デアルト云フコトヲ何故公言サレル、責任ヲ有ツテ公言スル以上ハ處分シ、處分スルコトガ出來ナケレバ公言シナイガ宜イ、況ヤ事實ニ行ハズ人ニ媚ヲ獻ズルガ如ク、オレハ改革ノ考ヲ有ツテ居ル、諸君之ヲ御察シ下サイ——如何ナル言葉デアアル、我々ハ斯様ナ瞞著ナ手段ヲ以テ此議場ニ一時ノ媚ヲ以テ一時ノ危急ヲ免レルト云フコトハ決シテ許サヌノデアル。ソコデ元來此官民ノ衝突——議會ト政府トノ衝突デハナイ、國民ト此藩閥トノ衝突デアアル、此衝突ハ上奏案ニアルガ如ク、其由來實ニ久シキモノデアアル、何方衝突ノ原因デアアルカト云ヘバ、即チ政府ニ無駄ナ入費ガアル、冗費ヲ節約スルコトガ出來ナイ、冗員ガ多イ、事務ガ整理シテ居ナイ——是丈ノ話デアアル、今更喋ト辯ジテ此箇條トノ箇條ト云フ事ヲ辯ズル事ハ須ヒヌノデアル、或ル論者ハ、是丈ノ箇條ヲ長ラク列ベタカラ、之ニ對シテ反駁ガアルデアラウト言フ、我々ハ反駁シハシナイ、此大切ナル我々ハ最終ノ手段即チ——至尊ニ對シテ訴ヘ奉ルト云フ事柄ヲ議スルニ當ツテ、區々タル刀筆吏ノ爲スガ如キ言葉ヲ以テ、他ノ反駁ヲ以テ此議場ヲ汚スト云フ事ハ我々ハ忍ビヌノデアル。此上奏案ノ中ノ一箇條ニナツテ居ル、即チ政府ガ錢匣ノ微ト雖モ減ズル事ガ出來ナイ——我々

ハ言葉咎メヲスルノデハナイ、錢匣ノ微ト云フノハ一切減ゼラレヌト云フ事ニ直シテモ構ハヌ、併ナガラ政府ガ言フ如ク政府ヲ辯護スル人ガ言フ如ク、此削減シタ間ニ餘程不都合ナモノガアリ、行フベカラザルモノガアルトシタナラバ、何故明ニ箇條ヲ擧ゲテ戰ハヌノデアル、若シ其ノ辯護スル人ノ言フガ如ク、我々ガ不都合ナ削減ヲシ不都合ナ廢除ヲ爲シタト云フコトデアツタナラバ、何故此議場ニ訴ヘテドノ箇條ハ不都合デアアル、削ルベカラザルモノヲ削ツタ不都合デアルト、一々政府自ラ何故訴ヘナイノデアル、凡ソ六十七條ヲ用フルト云フ事ハ憲法ノ力ニ依ツテ逃込ムト云フ事ハ最終ノ政府ノ手段デナケレバナリマスマイ、先ヅ之ヲ削ツタトキハ、利害得失ヲ擧ゲテ議場ニ訴ヘ、之ヲ以テ國民ノ一般ニ内閣ハ訴ヘナケレバナラヌ、其勇氣ガナイ、勇氣ガナイデハナイ、理由ヲ持タヌカラ言フ事ガ出來ナイノデアル。斯様ニシテ總テ責メラレバ六十七條ト云フ箇條ノ間ニ逃込ンデ、現在有リ觸レタ毎年度ト弱マツテ來ル有リ觸レタ箇條ノ中ニ逃込ンデ、區々トシテ從來ノ有様ヲ保ツテ、是ヨリ外ニハ一步モ出ナイ、唯守ツテ居ルト云フ有様デ、此國家ニ對スル仕事ガドウシテ出來マセウカ、内閣諸公ハ全ク國家ノ進運ト連レテ仕事ヲシテ往カナケレバナラヌト云フコトハ始終申サレルガ、年々歳々議會ト内閣ト軋轢シテ居ル、内閣ハ六十七條ノ範圍内ニ逃込ンデ其中ニ這入ツテ居ルト云フ有様デ、ドウシテ國家ノ進運ニ連レテ仕事ヲシテ行クコトガ出來マセウカ、決シテ出來得ラレヌト私ハ固ク信ズル。然ルニ内閣ハ今日ト雖モ明治初年以來ノ一定ノ方針ヲ取ツテ居ル、其方針ハ何デアアルカト云ヘバ、國民ノ——萬民保安ノ策ヲ内ニ講ジ、外ハ外國ニ向ツテ國威ヲ宣揚スル、斯ウ云フ主義ヲ取ツテ、自分ノ先輩諸氏ノ取ツタ方針ヲ取ツテ進ミ來ツテ居ル。是故ニ今日ト雖モ行政機關ヲ其儘ニシテ置カナケレバ仕事ガ出來ナイト云フノガ一番ノ口實デアアル。併ナガラ何ヲシテ居ラレル、成程前内閣非難多キ前内閣デアラナラバ必ズサウ言ハ

又。世間が望ヲ屬シテ居ル此元勳内閣ガ、何ヲ進歩ノ事業ヲナサレテ居ルカ、現ニ明治政府ガ幕府ヲ倒シテ以來政府ノ一大事業ハ何デアるかト云へば條約改正デアル、ソレヲ諸君ハドウセラレテ居ル、内閣ハ施政方針ノ第一ニドウ云フコトヲ書イテ居ル、條約改正ノ事ハ國民ノ意思ヲ歸一ニスルコトヲ要スル、國民ノ意見ガ一ニナラナケレバ出來ナイ、之ヲ申シタナラバ、國民一體カラスツカリ一致シテ參ツテ、内閣ガ餘リイジメラレヌト云フ日デナケレバナラヌ、モウ一ツ言へば我々微弱ナル内閣デハ斯様ナ大事業ハ出來ナイカラ、後來ニ延バスト云フ意味ト我々ハ解セネバナラヌ。海外諸國ニ向ツテ國威ヲ宣揚スルト云ヒナガラ、條約改正ノ事ハ其儘打捨テ置イテ、國家ノ大事業二十四年間官民共ニ努メテ居ル所ノ條約改正ハ、一朝ニシテ棄テ、仕舞フ、斯様ナ有様デ外國ニ向ツテ國威ヲ宣揚スルト云フ手段ハ何レニ取ツテ居ラル、ノデアル、實ニ驚入ツタコトデアル。斯様ナ有様デアルカラ内ニハ一切ノ改革ヲ爲スコトモ出來ナイ、外ニ向ツテモ仕事ヲ爲スコトモ出來ナイ、言ハ、何ヲ致シテ居ラル、カト云へば、從來ノ有様即チ弊害ノ蟠居シテ居ル有様ヲ其儘傳ヘルト云フ丈ノ話デアル。其儘傳ヘルタメニドウ云フ事柄ガ起ルカト云へば、既ニ井上臨時總理大臣ノ演説ノ中ニモ、動モスレバ間違ツタナラバ或ル場合ニハ此憲法ヲ打破ツテモ軍艦ノ製造ヲ遣ラナケレバナラナイト云フコトヲ申サレタ、是ハ私ノ解釋、向フノ言フノハ憲法ノ範圍内ノ許ス限リノ所ニ於テ斷行スルト云フガ、左様ナ斷行スベキ憲法ノ簡條ハナイ、勿論直ニ之ヲ言へば憲法ヲ擊破ツテモ遣ラウト云フ端緒ヲ現ハシタ、是ハ何ノ意味デアル、脅迫ノ意味トシタナラバ、此神聖ナル議會ニ向テ脅迫ヲ試ミルト云フ傲慢ノ處置ヲ咎メナケレバナラヌ。併ナガラ脅迫バカリデナカッタ、實際遣ル考デアツタカモ知レナイ、遣ルトシタナラバ凡ソ無智文盲ナル人々ガ遣リマスルナラバ、我々ハサウ咎メルコトヲ要シナイ、併ナガラ伊藤伯井上伯ト云フ其經驗ニ

於テ其治術ニ於テ人ノ許サレタ理窟ノ分ルト云フ人ガ、藩閥ノ事情ヲ支フルガタメニ、此憲法ニ背カナケレバナラヌト云フ迄ニ決心スルト云フハ、實ニ驚入ツタ、實ニ慨嘆ニ堪ヘナイコトデアル。ソレ故ニ此一ノ事ヲ以テモ藩閥ヲ支ヘ内輪ノ治リヲ付ケルガタメニハ、如何ナル事デモ遣ルト云フ決心ノ内閣ト私ハ固ク信ズル譯デアル。其證據ニハ第一豫算ノ事柄ニ於テモ、政府ハ六十七條ノ範圍内ニ於テ一錢一厘ノ微ト雖モ引ケナイト言ツタガ、決シテ左様ナモノデナイ、一例ヲ舉ゲルト自分ガ豫算ノ第四科ヲ調ベタ即チ海陸軍部ニ於テハ、初メカラ一々政府委員ヲ引込デ談判審査ヲシテ、其上デ遣ツタノデ、決シテサウ不都合ナドウシテモ服従サレヌト云フ事柄ハナイノデアル。殊ニ陸軍ノ如キハ私ハ、満足ナ結果ヲ得ヌデアラウト思フ、併ナガラ政府カラ言ハスト同意不同意ハ申サヌト言フ申サヌ答デアル、同意ヲ求ムル時機ニ至ラヌ故ニ、正式ニ同意ヲ表スルト云フコトハ言ハナカッタカ知ラヌ、我々ガ削減シタ所デ不同意ノアラウ答ハナイト思フ。一ツノ簡條ヲ舉ゲテモ此ノ如ク省々各部ニ於テ皆其通り、然ラバ政府ハ何故此簡條ハ往クガ此簡條ハ往カナイト云フコトヲ何故シナイノデアル。斯ク申シタナラバ、政府全體ノ鈞合全體ノ聯合、全體ノ結合ヲ圖ルガタメニ、不道理ニモ一錢一厘モ引ケナイト言ハナケレバナラヌコトニナツタ、總テガ事情カラ成立ツテ居ル、斯様ナ事情デ前議會ガ遣ルナラ人モ驚カヌダラウ、伊藤伯井上伯、望ヲ屬セラレテ居ツタ此元老國家ノ元勳タル諸君ガ出ラレテ、斯様ニ結バレテ居ル積弊ヲ改メルコトガ出來ナイト云フコトハ我々ハ最早今日内閣ヲ作ラレテ居ル諸公ニ向ツテ望ム所ハナイ、他ニ道ハナイノデアル、此人々ニシテ改革サレヌト云フ以上ハ、薩長藩閥ノ中デ形作クラレタ諸公ニ於テ如何ナル改革ヲサレルカ、最早望ハ絶エタ、斯様ナ一ノ法律ノ間ニ自分ノ身ヲ保護シテ、代言的ノ理窟ヲ以テ一切ノ德義ヲ刎ネテ自ラ好シデ軋サセルト云フ以上ハ、止ムヲ得ズ此衷情ヲ 至尊ニ訴

へ奉ツテ、此御處分ヲ請フヨリ外ハナイ、實ニ萬止ムヲ得ナイコトニ出マス、恐懼ノ餘リ言葉ヲ述ベルコトガ十分デアリマセヌカラ、唯私ノ意ヲ述ベル迄、是丈ニ止メテ置キマス。

憂國の至誠と、藩閥政治に對する積憤とが、一時に發して、烈々火を吐くの雄辯となつた。伊藤首相は、木堂の登壇後、間もなく闕を排し來りて大臣席に着き、一語も聽き洩らさじと耳を傾け、滿場亦肅然として水を打つたる如くであつた。採決の結果は、百〇三對百八十一の多數を以て上奏案は可決され翌八日星議長は參内して之を捧呈し、衆議院は勅裁の降る迄休會することとなつた。

(是れより先き木堂は豫算委員として、陸軍省所管事項に關して、屢々政府委員と問答し、十二月二十四日の本會議に於ては、主査加藤政之助(議員集會所)の審査報告を補足する演説を試みてゐる。而して同志尾崎行雄が、藏相渡邊國武と有名なる一錢一厘の一問一答を交はしたのも此時であつた。前掲木堂の演説中此事に及んでゐるから、茲に之を附記する。)

### 五、詔勅降下、局面一變す

内閣彈劾上奏案は、多數を以て可決された。内閣總辭職か、衆議院解散か、政界は不安に蔽はれ、民心は頗る緊張した。

超えて十日 聖上は、國務大臣、樞密顧問官、貴衆兩院議長を宮中正殿に召されて、帝國憲法第五十五條に所謂「國務に關る詔勅」を下し賜つた。

在廷ノ臣僚及帝國議會ノ各員ニ告ク

古者皇祖國ヲ肇ムルノ初ニ當リ六合ヲ兼ネ八紘ヲ掩フ詔アリ朕既ニ大權ヲ總攬シ藩邦ノ制ヲ廢シ文武ノ政ヲ革メ又宇内ノ大勢ヲ察シ開國ノ國是ヲ定ム爾來二十有餘年百揆ノ施設一ニ皆祖宗ノ遠猷ニ率由シ以テ臣民ノ康福ヲ増シ國家ノ隆昌ヲ圖ラムトスルニ外ナラス

朕又議會ヲ開キ公議ヲ盡シ以テ大業ヲ翼贊セシメムコトヲ期シタリ而シテ憲法ノ施行方ニ初步ニ屬ス始ヲ慎ミ終ヲ克クシ端ヲ今日ニ正シ大成ヲ將來ニ期セサルヘカラス願ルニ宇内列國ノ進勢ハ一日ヨリ急ナリ今ノ時ニ當リ紛争日ヲ曠クシ遂ニ大計ヲ遺レ以テ國運進張ノ機ヲ誤ルカ如キコトアラハ朕カ祖宗ノ威靈ニ奉對スルノ志ニ非ス又立憲ノ美果ヲ收ムルノ道ニ非サルナリ朕ハ在廷ノ臣僚ニ信任シテ其ノ大事ヲ終結セムコトヲ欲シ又人民ノ選良ニ倚藉シテ朕カ日夕ノ憂虞ヲ分ツコトヲ疑ハサルナリ

憲法第六十七條ニ掲ケタル費目ハ既ニ正文ノ保障スル所ニ屬シ今ニ於テ紛議ノ因タルヘカラス但シ朕ハ特ニ閣臣ニ命シテ行政各般ノ整理ハ其ノ必要ニ從ヒ徐ロニ審議熟計シテ遺算ナキヲ期シ朕カ裁定ヲ仰カシム

國家軍防ノ事ニ至テハ苟モ一日ヲ緩クスルトキハ或ハ百年ノ悔ヲ遺サム朕茲ニ内廷ノ費ヲ省キ六年ノ間毎歲三十萬圓ヲ下付シ又文武ノ官僚ニ命シ特別ノ情狀アル者ヲ除ク外同年月間其ノ俸給十分ノ一ヲ納レ以テ製艦費ノ補足ニ充テシム

朕ハ閣臣ト議會トニ倚リ立憲ノ機關トシテ其ノ各々權域ヲ慎ミ和協ノ道ニ由リ以テ朕カ大事ヲ輔翼シ有終ノ美ヲ成サムコトヲ望ム

聖勅の降下に依つて政局は全く一變した。嚮に二十五日迄休會の議を決した衆議院は、此詔勅を拜して十三日より開會し、先づ詔勅奉答文を議決して直ちに之を捧呈し、貴族院亦詔勅奉答文を議決して、又議員にして歳費を受くる者は、今後六ヶ年間、其歳費の十分の一を製艦費の補足に充てんことを決議した。

## 六、政府の公約

右儀式の終了を待つて、島田三郎は、衆議院は 詔勅遵奉に關して政府の意嚮を確むるの必要ありとし、之が爲め特別委員九名を選擧するの緊急動議を提出し、採決の結果、百三十に對する百四十九の多數を以て可決されたが、民黨中保守主義に傾く者は、「既に 詔勅を拜せる以上は、政府の意嚮を確むるを要せず、一意専念之を遵行すべし」と論じて、其同盟に加はらなかつた。

尾崎行雄、島田三郎、河島醇、柴四朗、山田東次、河野廣中、中野武營、長谷場純孝、石田貫之助等九名の委員は、河野を委員長に推し、當局大臣の出席を求めて協議會を開き、政府からは伊藤首相、渡邊藏相が

出席して、會見數次に互つた結果、政府は左の公約を與へ、河野委員長は十五日の議場に之を報告した。

一、政府に於ては、詔勅渙發の爲め局面を一變せざるべからず、故に從來の覆牒を固執せず、憲法第六十七條の款項中 緩急を圖り、削減に同意すべきものは同意すべし。

二、政府は第五議會開會迄には行政各部の整理を爲し、政費節減の實を擧ぐることを努むべし。

三、特に海軍の如きは大に改革し且つ其着手を最も急にすべし。

而して、伊藤首相又議院に臨んで一場の演説を試み、所謂局面一變後の政府の態度を聲明し、前の豫算に修正を施して衆議院に提出した。豫算委員會は、總會に於て大體の方針を決したる上、分科より各二名の特別委員を擧げて、政府交渉の任に當らしめたが、此交渉は不調に了つた。而して民黨中政府に對する闘志漸く鈍る者を生じて步調又亂れ、改進黨ひとり當初の主張に向つて邁進した。尾崎行雄の所謂討死演説も此時である。

## 七、政府追撃の演説

尾崎の豫算修正案説明演説に對して、木堂は左の如き賛成演説を試みた。(二月二十二日)

一面政府の不信切、不誠意を責むると共に、他面民黨議員中、早くも藩閥の軍門に降れる者あるを罵つて、辛辣を極めたものである。

○犬養毅君(二百二十七番)私ハ尾崎君ノ提出ノ修正案ヲ矢張一緒ニ提出シタ者デゴザリマス、段々此反對ノ御論モ承リマシタガ、(此時國務大臣一同退席ス)種々只今此重大ナ問題ヲ議スルニ當ツテ、内閣大臣ハ勿論列席サレルベキコト、思ヒマス、ケレドモ此位不信切ニ——内閣諸大臣ノ不信切ナト云フ事ヲ私ニ明言シテ置ク。反對諸君ノ要領ヲ擧ゲマスレバ 詔勅ナルガ故ニ總テノモノヲ讓ラネバナラヌ、全部讓ルノハ 詔勅ノタメデアルト云フコト、内閣ガ改革スルコトハ信用セラル、コトデ、之ヲ信用シテ總テノモノヲ讓ル、此二點ニ過ギナイノデアアル、諸君モ是迄御承諾ノ通り、總テ……御袖ノ下ニ、其間ニ隠レ逃込ムコトハ、藩閥ノ政府ハ是迄度々爲シテ來タノデアアル、然ルニ已レガ言葉ニ窮スルト 詔勅ナルガ故ト云フコトヲ、我々民黨ノロカラ出ルト云フノハ、實ニ驚入ツタ言葉デアアル 詔勅ガ何故ニ此六十七條ノ範圍内ノ全部ヲ讓ラネバナラヌカト云フコトガ 詔勅ニ載ツテ居リマスカ、決シテ私ハ左様ニ心得マセヌ 詔勅ハ六十七條ノ範圍内ノ經費ニ於テ、是ハ紛議ノ因トナルコトハナラヌ、紛議ノ因トナル可カラズ、是丈デアアル、ソレ故ニ、我々ハ紛議ノ因タラザルコトヲ欲スルガ故ニ、讓ルベキハ讓ツタノデアアル、俸給ノ如キハ先キニモ御説ガアツタケレドモ、既ニ 詔勅デ十分ノ一文獻納スルコトニ相成ツテ居レバ、其上ニ査定案ノ通りスルコトハ出來ヌ、其他ハ凡ソ紛議ト云フモノヲ止メサスニ——今度ノ 詔勅ノ一番骨子トナルベキモノハ何デアアルカト申セバ、雙方トモ折合ヒ、紛擾シナイ様ニ衝突ヲシナイ様ニト云フコトデアラウ、若シ雙方讓合ヒ交渉ト云フコトナラバ、此方ガ一步讓レバ向フモ一步讓ツテ始メテ紛議ハ止ムノデアアル、尾崎君モ申サレタ通り、數年以來ノ問題ト

ナツテ居ル繼續費デ、一千八百萬圓注ギ込ムト云フ此大事業ノ軍艦ヲ、豫算總會ニ於テハ第四科ガ先ヅ調べテ議スルト云フノモ聽カズ、盲判ヲ捺イテ先ヅ可決シテ送ラネバナラヌト云フマデ讓ツテ置ク、其上デ唯僅ニ六十七條範圍内デ名義ノ上カラ言ヘバ、査定案ノ金高ノ上カラ言ヘバ僅カ七十萬圓、是丈方内閣ガ何デ讓ルコトガ出來マスマイカ、諸君ハ申サレル、我々ガ之ヲ固執シテ紛議ヲ起シタラドウスル 詔勅ニ對シテ畏レ多イ、恐懼デアアル、固ヨリ恐懼ノ次第デアアル、併ナガラ之ニ我々ハ斯様ニマデ讓ツテ居ルノヲ内閣ハ讓ラヌ、何處マデ固執シテ紛議ヲ起スト云フコトハ、内閣ガ 天皇ニ對シテ恐懼ノ心ハ出ナイノデアアルカ、我々ハ斯様ニマデ讓ツテ居ル、然ルニ僅カモウ少シノ所ヲ、讓レバ出來得ラル、ト云フノヲ、ソレヲ讓ラヌデ我々ヲシテ再ビ此壇上ニ登ラスト云フノハ、内閣諸公ハ恐懼ト云フ心ハ出マセヌカ、既ニ我々ハ斯様ナコトヲ申セバ、妙ナ意味ヲ以テ、少數ト知リナガラ爲ス、我々ハ道理デアアルベキコトハ唯ノ一人デモ主張致シマス、多數ヲ頼ンデ不道理デモ押付ケヤウト云フ様ナ者デハナイ、諸君ハ内閣ニ何故ニ我ガ讓ラナケレバナラヌカト云ヘバ、内閣ハ改革スルト云フデハナイカ、ソレヲ信用シテ遣ル、内閣ノ言フタコトハ是迄信ゼラレル、コトガアツタカ無イカハ、諸君ハ御承知デゴザリマセウ、前ノ第一議會ノ時ニハドウ云フ結果ヲ見タ、内閣ハ後トデ直グ改革ヲスルト言ハレタ、其結果ハドウデアッタ、何ガ改革デアッタ、是迄内閣ハ改革ト言ヒナガラ改革ガ出來ナイ、今ノ内閣モソノ通りデアルト我々ハ信ジテ居ル、如何ナルコトヲ言ツテモ是ハ我々ハ虚言デアルトシテ相手ニシナイノデアアル。然ルニ此内閣ニ對シテ、我々餘程覺東ナイト言フ此内閣ニ對シテ、斯様ナ大事業、軍艦製造ノ事ヲ遣ラセナケレバナラヌト云フコトガ出來タノハ何デアアルカト云フト 詔勅渙發ノメタニ其利害得失ヲ議スルニ違ナクシテ、無論我々ハ臣子ノ分トシテ、之ヲ早ク製造シナケレバナラヌト云フノデ讓ツタノデアアル、決シ

テ内閣ニ向ツテ讓ツタノデハナイ、ソレ故ニ今日我々ガ此折合ヲ付ケテモ何處マデモ、此内閣ハ不信用ナル内閣デア  
ルト云フコトハ極ツテ居ル、決シテ我々ハ此内閣ヲ信用シテハ居ナイ 詔勅ニ對シテ唯出シタ譯デアアル、内閣ノ云フ  
改革ハ如何ナル改革ト思フ、第五議會マデ改革シテ出ス、諸君御信用ナサレマスカ、又信用ヲ若シナサレタラドウデ  
アル、其責ハ何方ニアル、私ハ内閣ニ責ガアルト云フヨリカ、信ズベカラザルモノニ不信用ナル兩立出來ヌ内閣ト明  
ニ定ツテ居ル此不信用ノ内閣ニ、嘘ヲ吐クベキ内閣ニ、諸君ガ大事ヲ託シテ誤ツタナラバ、是ハ我々ハ内閣デ責ガア  
ルト云フヨリカ、託スベカラザル者ニ託シタト云フ諸君ノ責ノ方ガ寧ロ私ハ多イデアラウト私ハ信ズル、實ニ私ハ分  
リマセヌ、私ハ諸君ノ御考ガ一向分ラヌ、我々ガ選ンダ特別委員、此特別委員ハ、我々カラ見レバ嘘ヲ内閣ニ吐イタト  
云フコトヲ私ハ此處デ明言シテ置キマス。如何トナレバ此特別委員ノ談判ニハ、前ニ尾崎君ノ言ハレタ如ク此査定  
案ヨリハ一步モ讓ラヌ、金額ノ上デハ今五十萬圓削ル之ヲ談判シテ之ニハ一步モ讓ルト云フコトハ出來ヌト極メタ  
談判デアツタ、是ハ無論、談判委員ハ豫算委員會ヲ代表セラレテ政府ニ談判シテ、是カラハ往ケナイゾ、是デ政府ガ折  
合ガ付カナケレバ談判ハ破裂デアアルゾト言ハレタコトハ嘘デアツタカ虚喝デアツタカ、此談判ノ仕方ハ是迄前内閣  
ノ遣リ來ツタ談判ト同ジコトデアアル、是迄政府ノ遣リ方ハ、始終豫算ニ對シテ一步モ讓ラヌ一錢一厘モ負ケラレヌト、  
第一議會以來何時デモ査定案ガ出來ルト、内閣ハ何時デモ左様ナ虚喝ナ口上ヲ以テ出シタ、ソレヲ諸君ハ學バレテ、  
内閣ノ人ト談判スルニハ二ツノ案ヲ出シテ是カラハ一步モ退カレヌト言フタ、其ノ口ノ下デ豫算總會ニ於テハ直ニ  
從ツテ居ル、前ノハ虚言デアアル、己レガ信ジタ說デハナカツタ、内閣ガ是迄虚喝ヲ以テ制シ、正實ヲ以テ制シナカツタ  
ト同様ノ談判ヲ、諸君ハ内閣ノ人々ト開カレタノデアアル、我々ハ此特別委員ガ政府ト談判シタノハ、徒ラニ己レノ信

用シナイ事ヲ、虚喝ヲ以テ内閣ト談判シタモノデアルト云フコトヲ私ハ此處デ公言致シマス、政府ハ何ト申サレマシ  
タ毎年毎年豫算ヲ減ゼラレテハ困ル、六十七條ノ範圍内ニアルモノハ一年度デ確定デアアル、サウ動イテハ成ラヌ、増  
減浮沈ノアルベキモノデナイト言ツタ、其内閣ハ何デアアル、茲ニ五十萬圓減ズレバ、私ハ無論改革シナケレバ減ゼラ  
レヌト思フ、如何トナレバ改革セズシテ其通り直ニ減ズルナラバ、初メカラ掛値ガアルノデアアル、ソレ故ニ此處デ五  
十萬圓政府ガ引クト云フ以上ハ改革スルノデアアル、其改革ヲシテ減額ヲスルト云フ序ニ、何故ニ金額カラ云ヘバ僅カ  
七十萬圓ノガ出來ヌノデアアル、サウスルト金高ノ勘定ヲ言ヘバ、百二十萬圓改革スベキモノガアル、ソレハ一半ハ差  
向改革シヤウ、後ハ第五議會迄ニ改革シヤウ、改革ヲ刻ンデ遣ルト云フコトハ紛擾デナイカ、毎年此行政ノ機關ガ伸  
縮浮沈スルト云フ憂ガナイノデアアルカ、若シ果シテ改革ヲシ得ラル、モノナラバ、此處デ五十萬圓ヲ削ルト云フ改革  
ハ何ゼ更ニ七十萬圓減ズル改革ガ出來ヌノデアアル、此一事ニ於テモ内閣ハ小刻ミニ度々減ズルコトハ出來ヌト言フ  
タ其口ノ下デ、斯様ナ行政機關ノ伸縮常ナラヌ仕事ヲ遣リ出シテ居ル、此一箇條ヲ以テ見テモ内閣ハ虚言ヲ申サレ  
ル、自分ノ前ノ言ツタコトニ反對シタル仕事ヲナスト云フコトハ、私ハ茲ニ明言シナケレバナラヌ、要スルニ此利害  
得失正邪ト云フコトハ、諸君ノ腦裡ニ既ニ明デゴザイマセウカラ、唯私ハ是丈ヲ申シマス、我々ハ互讓ト云フコトハ  
正當ニ爲スベキモノデアアルガ、不理窟ニモ總テヲ讓ツテ此處デ降參スルト云フコトハ 詔勅ハ決シテ左様ナ事ヲ勸  
メラレテハナイ、諸君ガ數年來執リ來ツテ居ル所ノ主義ヲ擲チ、自分ノ信ジテ居ル所ノ議論ヲ擲ツテ、今日ノ内閣ニ  
總テ從ハレタモノデアアルト云フコトヲ私ハ明言致シマス、私ハ 詔勅ガ明ニ御告ゲニ相成ツテ居ル所ノ軍艦其他ニ  
至ツテハ、讓ルコトハ憚リマセヌ、固ヨリ讓ラナケレバナリマセヌ、併シナガラ 詔勅ニハ何モナイ、唯互ニ調和シテ

爲スベキト云フ丈ノ意味デアル、此六十七條ニ對シテ我々ガ讓ルニモ拘ラズ、内閣ハ僅ノ事柄ヲ固守シテ更ニ紛擾ヲ來サセルト云フ内閣ハ 詔勅ニ對シテ明ニ御趣意ニ背イテ居ルト云フコトヲ私ハ明言スル、諸君モ亦我々ヲシテ止ムナク茲ニ此說ヲ述ベサセルコトハ、諸君ガ前說ヲ翻シテ俄ニ降服シタタメニ、我々ハ再ビ此議論ヲ吐カナケレバナラヌト云フコトニ成ツタ、實ニ遺憾千萬ノコトデゴザリマスガ、幸ニ正當ニ公平ニ判斷セラル、方ハ御賛成アラントヲ希望シマス。

### 八、同日再度の登壇

同日、木堂は、更に軍艦製造費修正案に對して、左の賛成演説を試みた。

○犬養毅君(二百二十七番) 私ハ此海軍ノ軍艦製造ニ就キマシテハ、海軍全體ニ重大ナ關係ヲ持つテ居リマスカラ、ソレニ一言述ベテ、ソレデ私共ノ削減致シマシタ理由ヲ簡單ニ述ベマス、此軍艦製造ノコトハ無論數年來ノ重大ナ問題ニナツテ居リマス、ソコデ 詔勅ノ結果ト致シマシテ、辱クモ此三十萬圓御下附ニ相成ルト云フコトデアル、之ヲ豫算委員會ノ際ニハ私共豫算委員總會デ、先ヅ此ノ軍艦ヲ如何ニスルト云フコトヲ決スル前ニ、我々ガ是迄ノ經濟上ヨリ見レバ、海軍ハ總テ有用ナル金ヲ浪費スルト云フ習慣ヲ有ツテ居ル海軍デアル、ソレ故ニ此御下付金三十萬圓ノ内唯ノ錢厘ノ微ト雖モ無駄ニ使フト云フコトガアツテハ 詔勅ニ對シテ相濟マヌカラ、先ヅ海軍ハ如何ナル改革ヲシ如何ナル目的ヲ以テ 詔勅ノ御趣旨ヲ達セラレルカト云フコトヲ確メテ置イテ、其上デ我々ハ 詔勅ノ聖旨ヲ奉

ジテ之ヲ製造スルト云フ手續ニシャウ——斯ウ云フコトヲ豫算委員會デ私ハ主張致シマシタガ、併ナガラ豫算委員會ハ總テ政府ト唯調和々々ト云フ一片デ此調サヘサセナイ、數年來海軍ハ不整頓デアル、此海軍ニ大事業ハ任セラレヌト言ツテ居タ我議會ガ、然モ其上ニ此三十萬圓ト云フ御下付金ガアツテ、責任モモウ少シ大切ニナツテ來タ、モウ少シ重クナツテ來タ、然ルニ是迄浪費スル、幾ラ金ヲ遣ツテモ海軍ハ有用ニ能ウ使ハヌト云フテ居テ、何モ調べモセズ確メモセズ、其儘我々ニ議決シロト云フ求メデアル、豫算委員全員ニ盲判ヲ捺ケト云フコトデアル、我々ハ盲判ハ捺キマセン、ソレハ杉田定一君ト我々ト二人デアル、斯様ナ有様デアル、併シ今日ハ申サヌ、最早斯ウナレバ致方ガナイカラ、後來ノコトニ就イテ述ベマスデゴザイマス、我々ハ海軍ニ向ツテ金ヲ與ヘルト云フコトハ、今日ノ當局者ガ之ヲ有用ニ使フト思ツテ與ヘルノデハナイ 詔勅ナルガ故ニ之ヲ與ヘタノデアル 詔勅ノ御趣意ヲ奉ズルガタメニ與ヘルノデアル、ソコデ我々ガ 詔勅ヲ奉體スルト同様ニ、此今ノ内閣ハ、辱クモ帝室カラ御下付ニナツタト云フ金ヲ、少シモ無駄ニ使ハヌタメニ十分ノ改革ヲサレルデアラウト諸君ハ信用シテ居ルノデアル、ソコデ此特別委員ノ談判ニ對シテ、内閣ハ如何ナルコトヲ申シタト云ヘバ、第五議會マデニハ十分ノ改革ヲスル、其改革ト云フモノハ如何ナル改革デアるかト言ヘバ、特別委員諸君竝ニ世間ノ凡ソ政治思想ヲ持つテ居ル者ガ、總テ満足スルト云フマデノ改革ヲシャウト云フコトヲ明言シタノデアル、併ナガラ諸君ハ十分此處デ御確メニナラネバナラヌト言フコトハ、私ハ前ニモ申シタ、即チ今日ノ伊藤内閣——伊藤伯爵ハ從來如何ナルコトヲ爲サレルカト云ヘバ、既往ノ經驗ヨリ推サナケレバナラナイ、既往ノ經驗ハ何デアル、何時デモ言葉ノ上デハ美ナル言葉ヲ擇ンデ吐ク人デアル、計畫ノ上ニハ宜イノデアル、斯様ナ改革ヲスル——而モ十八年ニハ宣言シテスツカリ簡條書ヲ立テ、斯様ナ改革ヲスルト言ツテモ、



何時デモ實行ヲシナイト云フコトハ經驗ノ上デ明デアル、ソコデ其言葉ヲ食ムト云フ此内閣ガ、諸君ガ満足シ、竝ニ此滿天下ノ政治思想ヲ持ツテ居ル者ガ満足スル程ノ改革ヲスルト言ツテモ、果シテ出來ナカツタラバ、諸君ハ共ニ此責任ヲ分タネバナラス、何トナレバ信ズベカラザルモノヲ信ジテ遣ルト諸君ハ決シタノデアル、ソレ故ニ私ハ尙ホ茲ニ望ンデ置キマス、我々ガ共々此海軍ノ改革スベキコトヲ求メタノハ、僅ニ局長ノ變換、茶ヲ減ジテ湯ニシタ、湯ヲ減ジテ水ニシタト云フ姑息ナ改革ヲ以テ満足スルモノデハナイ、同ジ薩長藩閥ノ人間ヲ以テ唯人ヲ甲乙繰替ヘテ、同ジ様ニ事情ノ上カラ權力ヲ占メテ居ルトイフ改革デモ、諸君改革ハ改革デアル、ソレヲ以テ諸君ハ満足スルヤ否ヤ、決シテ諸君ハ満足シナイ、ト云フコトヲ我々ハ此處デ確メテ置キタイ、然ラザレバ、左様ニ致シタナラバ、我々ガ此繼續ノ上幾下二千萬圓ノ大金ヲ費シタト云フコトハ無効ニ屬シテ來ル、其上ニ 詔勅即チ帝室カラ下サレタル此三十萬圓ノ有效ナ結果ヲ見ナイト云フコトガアツタナラバ、内閣ハ如何ナサレルト云フコトヲ今日カラ確メテ置キタイト思フ、ソレ故ニ茲ニ尙ホ内閣諸公ハ明言サレルコトヲ求メル、ソレカラ此減ジタノハ雙方ノ論據ヲ唯此處ニ列ベマスカラソレデ諸君ノ公平ナ御判定ヲ受ケタイ、ソコデハ極ク淡泊ニ申セバ、誰方モ左様デゴザイマセウガ、海軍ノ技術上ノコトニ於テハ我々ハ素人デアル、ソレ故ニ盲ラ削リヲシタカト云ヘバ、盲ラ削リデハナイ、據ル所ガアツテ何ガ據ル所デアツタカト申シマス、海軍ノ此甲鐵艦ハ何ニ擬ヘテ拵ヘルカト云フト、近頃英吉利デ拵ヘタ八艘ノ軍艦、此軍艦ノ構造法ニ擬ヘテ拵ヘタト云フ、ソコデソレニ擬ヘタ以上ハ、金高モ凡ソ夫ニ類シテ居ルカト云フト、其八艘ノ軍艦ノ平均高ハ六十磅某、ソレデ日本ノ擬ヘテ拵ヘタノハ七十七磅——然ラバ大變値打ガ違フ、是ハドウ云フ理由デゴザルカト云フト、是ハ外ノ別ナ私立會社ニ誂ヘタ昨年拵ヘタ軍艦ガ二艘アル、ソレハ七十四磅幾ラニナツテ居

ル、ソレハ高イ方ヲ取ツタノデアル——斯ウ云フ話デアル、實ニ困マツタ、困マツタト云フノハ見當ガ付カヌ、同ジ様ナ軍艦デ片一方ガ六十磅某片一方ガ七十四磅某、何故ニ此方ガ高ク此方ガ安イカ、海軍ノ當局者ハ御承知デアラウト云フト、是モ何ウ云フ譯デアルカ英吉利ノコトハ分ラヌト言フ、成程分ラヌデセウ、ソコデ擬ヘタト云フ以上ハ、タント相場ノ狂ヒノアラウ筈ガナイ、八艘ノ軍艦ヲ平均シテ見ルト六十磅某デアル、一番高イノデ七十四磅外掛ラヌ、サウスレバ七十磅位ナレバ出來ヤウ、此位ナ話シデ別ニ理由ハナイ、ソコデ私モ強イテ主張シナイ、既ニ軍艦ヲ拵ヘルト云フ以上ハ、我々ハ技術ノ事ハ何モ知ラナイ、ソレダカラ出來ル丈ハ金ハ出スノデアル、決シテ構造ヲ變ヘヨウトモ何トモ言ハナイ、構造ハ立派ナ構造ニシテ元ノ考ヲ動かサズニ拵ヘル以上ハ、立派ナ拵ヘ様ヲシナケレバナラヌカラ、出ス金ハ出シタイ、併シ諸君、一方ニ斯ウ云フ事ヲ考ヘナケレバナラナイ、海軍ノ此甲鐵艦ハスツカリ計算ガ何ハ某ト見積リ出シテ、初メテ千六百萬圓ト云フ者ガ出タノデハナイ、ナイト云フ證據ニハ一體……ドウスルカト云フト外國ニ頼ンデ遣ラセル故ニ、其上デナケレバ分ラヌ、スツカリ組立ツテ居ルモノデ拔差シノ出來ヌモノカト云フトサウデナイ、誂ヘテソレハドウナルカ分ラヌノデアルカラ、ユトリガアルト云フハ確カデアル、處方何處ニ確カニユトリガアルト云フコトハ申シマセヌガ、海軍ノ方モ不確デス、我々ノ根據ハ英吉利ノ二種類ノ軍艦ヲ平均シタノデ、是モ確カナ根據トハ言ハナイ、ソコデ何方ニスルカト云ヘバ、海軍ノ方ニ富ヲ突クカ我々ノ方ニ富ヲ突クカ、何方ガ當ルカ、極ク淡泊ニ言ヘバ、ソレデモウ一ツノ參考ニハ何方ガ是マデ餘計嘘ヲ言フタカ、政府ノ人ガ掛値ヲ幾ラ云フタカト云フコト丈ヲ參考ニ供ヘ、御判斷ヲ願ヒマス、私ハ極ク強イテハ言ハナイ。

## 九、建議案反對演說

二十五日の議會には、杉田定一の提出に係る海軍改革建議案が上程された。併し所謂局面一變に依つて、民黨の歩調既に亂れ、議院内に多數を占むる自由黨が、多年改進黨と共に固執し主張し來つた査定主義を放棄した今日、今更、何の建議ぞ、木堂は、起つて簡單に左の反對演說を爲した。

○犬養毅君(二百二十七番)私ハ此建議案ハ出スニ及バナイト云フ説ヲ持ツテ居リマス、私ハ此杉田君ト同様ニ今日ノ海軍ヲ改革スルト云フコトノ必要ハ無論感ジテ居ルノデアアル、我々ハ其改革ヲシタル後ニ立派ナ日本ニ海軍ヲ造ラウト云フ持論デアアル、併シナガラ今日ニ在ツテ此建議案ヲ出スト云フ事ハ如何ナル御考デアアルカ、一體議場ノ體面ヲ失フ所業デアアル、私ハ今日ト雖モ議會ニ如何ニ決シテモ自分一人ノ考トスレバ、今日ノ海軍ニハ決シテ信用ヲ置キマセヌ、併シナガラ當議場ハ如何ニ信用ヲ置イタカト云ヘバ、今日ノ内閣ガ第五期議會迄ニハ十分ニ改革ヲスル、其改革ハ世間ノ凡ソ政治思想ヲ持ツタル者ガ總テ満足スル程ノ改革ヲスルト云フコトヲ内閣ハ申サレタ、私ハ一切信用ハ致シマセヌ、前ニ杉田君ガ申サル、通りニ僅カ咽喉下過ギテ熱サヲ忘ル、ト云フ譬ヲ申サレタガソレト同ジデ諸君ガ滿場ガ認メテ海軍ガ立派ニ改革ヲスルデアラウト云フ、其改革ハ私ハ今日カラ豫言致ス、第五議會マデニ姑息ノ改革ヲ爲シテ諸君ガ最モ改革ヲスルト云フ主眼ナル藩閥ヲ打壞スト云フコトハ出來ヌ、人ハ變ルガ矢張藩閥ノ人間ガ權力ヲ占メル、要所々々ヲ押ヘテ是迄ノ通りノ海軍ニ相違ナイ、私ハ茲ニ豫言スルコトヲ憚ラナイ、併ナガラ諸

君ガ之ヲ信用シテ一切ノ改革ヲスルカラト云フ、政府ノ云フ通り信用シテ滿場認メテ可決シタ、其可決シタ唇ノ未ダ乾カヌ中ニ同ジ様ナ改革ヲシロト云フ求メハ何デアアル、一切理由ガナイ、諸君ハ海軍ガ立派ニ改革ヲシテ第五議會マデニハ我々ガ満足スル改革ヲスルカラ、此處デ調和スルコトニ決定シテ置イテ其通りノ事ヲヤツテ、今日ニナツテ改革ヲシテ吳レト云フコトハ誰ニ求メルノデアアル、ソレ故ニ今日トナツテハ改革ト云フコトヲ、諸君ガ十分御信用ナサツテ居ル内閣ニ向ツテ求ムルノ必要ガ無イト云フ私ノ議論デゴザリマス、ソレカラ斯ウ申シマスレバ諸君ノ間ニハ、箇條ヲ書イテ佐世保ハドウダ仙臺ハドウダト其箇條ガ書イテアルカラ、其箇條ヲ政府ノ參考ニ備ヘルト云フ考デアリマセウ、私ハ委員會ニ於テモ始メカラ此箇條ヲ置クコトノ一二ノ箇處ニ就イテハ大變反對デアツタ、如何トナレバ我々ハ自分バカリダカラ諸君ハソウデナイカ知ラスガ、此日々進歩シツ、アル最モ技術上六ツカシイ海軍ノ技術專門ニ涉ル技術ニ、我々ガ切込デ往クト云フコトニ成ツテハ、餘リ立派ナ結果ハ得ラレルモノデナイ、併シナガラ諸君ハ是等ハ記憶シナケレバナラヌ、今日ノ海軍ノ權力ヲ占メテ居ル人々ハ何カト云フト、我々同様矢張海軍ノコトハ知ラヌ人デアアル、併シナガラ權力アル人々ガ海軍ノコトヲ知ラヌト云フコトヲ我々ガ認ムルト同時ニ、地位ヲ得テ居ナイ權力ヲ持ツテ居ナイ人々ハ、我々ガ相當ノ尊敬ヲ置キ相當ノ信用ヲ置クベキ專門ノ技術ヲ以テ居ル者ガアルト云フコトモ承知シナケレバナラヌ、ソレ故ニ細カナ技術ノコトニ就イテハ議會ガ切込ム必要ガナイ、大體私ハ信用シナイガ諸君ガ信用シタ以上ハ、今日建議スル必要ガナイカラ茲ニ廢棄サレンコトヲ希望シマス。

當時「局面一變」なる用語は、廣く一般に流行した。それに關し、尾崎行雄は其「回顧録」中に於て、左の如く語つてゐる。

其後「局面一變」と云ふ言葉が流行り出し、遂には政治以外の方面にも使用され、車の賃金を値切つても、局面一變といひ、婦女子に至る迄も之を口にする程流行するに至つた。併し、此言葉を拵へたのは誰だか知らぬ、世間では、木堂か學堂などと云つて居たが、木堂でも學堂でもない、多分伊藤公でせう。

## 第二節 對外硬六派聯合

### 一、大日本協會の活動

所謂局面一變に依つて、第四議會は兎も角も無事に了つた。(二月二十八日閉院式) そして十一月廿八日第五議會が開かれた。

これより先き、政府の軟弱外交に嫌らず、條約勵行を標榜して起つた大日本協會と稱する有志團體があつた。安部井磐根、神鞭知常等の政務調査會、楠本正隆、大東義徹等の同盟俱樂部、大井憲太郎等の東洋自由黨、佐々友房等の國民協會を主とし、遅れて自由黨を脱した長谷場純孝等も之に参加した。初め大日本協會から改進黨に加盟の交渉を受けた者は木堂であつた。木堂は、その主義に賛しながらも、會員中、政黨嫌ひの保守分子多きを看破し、自守外交と政黨内閣の是認を其主張の根幹となさんとの條件を以て之に應ぜんとした。やがて此交渉は「政黨内閣」を「責任内閣」とすることに依つて成立し、茲に所謂對外硬六派の提携は實現された。

而して、黨人外に在つて、最も力を此運動に注いだ者は、前官報局長高橋健三(號、自恃)であつた。  
『自恃言行録』(「高橋健三君傳」内藤湖南稿)に曰ふ。

「……是より先、君の大阪に赴くや、乃ち神戸雜居地の事に感ずる所あり、細かに其の状態を覈査す。既にして發して内地雜居論の大文字となり、二十回に涉り精確明透其の意見皆已より出で、一も人の牙慧を拾はず、舉世震動す。朝日新聞社は更に請て之を衰めて冊子と爲し、以て朝日叢書の第一集と爲す。此時に當り伊藤内閣は陸奧伯外務に當り、復た條約改正の計畫あり、而して内地雜居の得失は、最も世人の注意する所、君が論一たび出で、而して世人其の條約改正より急なる者あるを知り、對外立國の大義を確立するは第二の維新たるを知り、粗ぼ當時現行條約の宜しく先づ厲行すべきを知る。廿六年の末第五議會の開けんとするに及び、大日本協會の起るあり、既に開くるや、安部井磐根、神鞭知常等、衆議院内に在りて條約厲行の議を建つ。君既に大阪に在りて同志を糾合し、演說會を開き、大に對外問題の興起に務め、十二月に至り上京して帝國ホテルに宿し、院外に在りて實に發縱指使に任じ、かの政府をして、非常の恐怖を感ぜしめ、終に衆議院の解散に由りて一時其の勢焰を避くるより外途なきに至らしめたる條約厲行案理由書の大文字は、多く君が内地雜居論に資り、又頗る君が指畫を受くる所多かりしを以て、外間君を目して其の起草者と爲すに至りき。君は又當時の大問題たる千島艦沈没事件の研究を促がして、衆議院をして此に關する内閣員彈劾上奏案を提出せしめ、東邦協會をして學理問題として領事裁判權の區域に關する解釋を議定せしめ、以て暗に政府の失態を徵證したり。

議會の解散せらるゝや、君直ちに大阪に赴き、當時國論の振作漸やく望むべきあるを察し、廿七年一月の大阪朝日新聞の初刊に在りて「世局一變の機」を載せ、既にして「尊内卑外考」四篇を掲ぐ。臨時總選舉の結果、當時政府黨たりし自由黨の代議士は、反て其の數を増せしも、而かも其の反對黨たる六派の聯合は、此に由りて益々固く、而して、之が鼓吹者たる大阪朝日新聞の勢力侮るべからざるを覺るや、自由黨が君を憎むこと殊に甚し。其の大阪支部は、書を本部及び各支部及び代議士政友に發し、大阪朝日新聞を以て保守派の機關と爲れりと稱し、其派十數の新聞紙、筆を揃へて誣妄を逞うし、以て朝日新聞の販路に影響せしめんとし、本部に於ける自由新聞の如き、君が其の負債に困めるより、奥田義人を介して大隈伯より金を得たりと誣ひ、或は松方伯より持參金を以て入社したりと誣ひ、反對黨の毀謗至らざるなし、君漸く彼が説の疲るゝを機とし、「自由黨の妄執を攪破す」の一大彈丸を以て、彼の頑迷を片碎して又語なきに至らしめたり。蓋し第五議會の解散は、益々人心を激して自主的外交論の勃興、非藩閥派聯合の機を促がし、所謂對外硬派の成立を見るに至り、東に在りては十有餘新聞の聯合『日本』を以て中堅とし、西に在りては『大阪朝日』之と相呼應し、而して此の二者は皆君の關係する所たり。君が一舉一動は能く當時對外自主派の樞紐たるを以てなり。

第六議會の開くるに方り、君は此年五月を以て上京し、復た聯合六派の運動指導の重任に當りしが、院外に在りては對外硬派大會、全國同志新聞記者大會の相踵で開くあり、自主的外交、責任内閣の議を主持して、一代人心をして沸騰作興せしめ、院内に在りては、六派同盟の彈劾上奏案は、一たび衆議院に成らざりしも、尋で六派が捲土重來して政府黨を敗るに及び、六月二日第六議會も亦伊藤内閣に解散せられたり。君乃ち此月八日を以て大阪の寓居に歸り、七月關西對外硬派大會を大阪に岡山に開き、又關西選舉事務所を大阪に設置して、臨時總選舉に際し、同志各派の候補者相